

石見銀山近代史料集

第三集

要書錄 (三)

石見銀山讓受約定証
并關係契約書類

石見銀山近代史料集第三集

要書錄 (三)

石見銀山讓受約定証

并關係契約書類

例言

一、島根県教育委員会・大田市教育委員会は石見銀山遺跡総合調査研究事業の一環として石見銀山の近代開発の歴史について調査研究を行っている。本史料集は石見銀山の近代史を解明する上で基本となる史料を翻刻・刊行するものである。

一、本書では、第一集、第二集に引き続き上野家(下博多屋)所蔵史料(以下上野家文書)の「要書録」を掲載し、あわせて同家文書「石見銀山譲受約定証并関係契約書類」を収載した。

一、「要書録」は、藤田組(現DOWAホールディングス株式会社)が明治期に石見銀山を開発するにあたり官公署宛てに提出した文書の控えである。「官用録二属スルモノ」として綴られた簿冊で、藤田組による開発の初期段階の状況を知る上で価値の高い史料である。

一、「要書録」は、上野家文書13-4と同13-6の二冊が伝存しており、本集に掲載したのは後者のうち明治二十三年六月から最後の同二十四年十二月までの文書(No.535-714)である。

一、「石見銀山譲受約定証并関係契約書類」(上野家文書11-3)は明治十九年九月から同二十年九月までの文書で、表題にあるように藤田組が石見銀山の鉱業権を確立する過程で関係者と交わした書類の写しである。鉱業施設の取得状況や津和野の掘家との間に発生した紛議の解決の様子など「要書録」を補完する内容をもつことから本書に掲載した。

一、本書の刊行にあたり史料所蔵者の上野寛司氏、史料寄託機関の石見銀山資料館の御協力をいただいた。また関連史料調査では津和野町教育委員会の御協力をいただいた。記して感謝する。

一、本書の編集に際し撮影した写真類、解説文その他関係資料等は島根県教育委員会で保管している。

一、本書に掲載した「要書録」の翻刻作業は以下の体制で輪読形式で行った。(所属・職名は作業当時のもの)

島根県教育庁文化財課世界遺産室

熱田貴保(主席研究員)、大庭俊次(同)、矢野健太郎(専門研究員)、小川斉子(嘱託)

大田市教育委員会石見銀山課

山手貴生(主任)、渡邊良介(主事)、西尾克己(嘱託)、新川隆(同)、尾村勝(同)

なお輪読会は平成二十六年九月三十日から隔週で開催し、同二十九年九月二十七日まで行った。

一、本書の編集は伊藤大貴(世界遺産室研究員)の協力を得て熱田が行った。

掲載した史料には人名や住所のほか族籍の平民・士族という現代には存在しない身分呼称が記されている。史料は鉱業活動に伴い作成された文書の写しであり、本書の性格上、歴史的事実を正確に伝えることが石見銀山の近代開発の様相を明らかにするために必要であると考えることから原文のまま掲載している。

史料が作成されて既に百年以上経過しているが、個人とその関係者の人権は現代にあっても保護されなければならず、史料の利用は先述した研究に資することに限り許されるべきであると考え。本書及び既刊の史料集の利用にあたっては、こうした趣旨を御理解の上適切な配慮をもっていただきたい。

凡例

- 一、漢字は原則として新字体を使用し、人名は旧字体のままとした。
- 一、異体字・俗字・略字・合字のうち、扣(ひかえ)・并(ならび)・メ(しめ)・メ(して)・ム(より)・フ(こと)・ト(とも)・ト(と)・ト(と)についてはそのままとした。
- 一、繰り返し記号については、漢字は「々」、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ゝ」を用いた。
- 一、本文には適宜読点(・)や並列点(、)を加えた。
- 一、文意が通じない部分には(ママ)、文字が重複する場合は(衍)と注記した。誤字や脱字が明らかな場合は正しい字を()内に記した。
- 一、朱書については、その部分を「」で囲むかまたは別途注記した。
- 一、貼紙や付箋は「」で囲んで右肩に(貼紙)、(付箋)と注記した。
- 一、史料中の()はそのままとし、「」は『』に置き換えた。
- 一、史料の抹消部分については二重線で見え消しとし、判読できない場合は□□とした。訂正された文字は該当部分の右側にポイントを下げて表記した。ただし左側に訂正文字が書かれている場合は原文通りとした。なお内容的に必要がないと判断された場合は訂正部分をそのまま本文とした。
- 一、文字の配列は原文をできるだけ尊重したが、編集の都合上体裁を整えた箇所がある。
- 一、本文中に記入できない注記は文末に*印を付して記した。
- 一、印紙貼用と割印の輪郭が手書きされている箇所については、割印の朱書・墨書の区別は省略した。

- 一、罫紙の欄外に押された割り印には、印面の字配りから三種類が使われていたと推定された。翻刻では該当する文書の後に左記のアルファベットで区別して文末に注記した。

A 「藤田組大森鉦山所割印」

B 「藤田組大森鉦山事務所割印」

C 「大森鉦山藤田組出張所割印」

- 一、史料の料紙には主に「藤田組大森鉦山所」の罫紙が用いられている。このほか「藤田組大森鉦山所便箋」や無名の罫紙、無地の白紙に記載されている箇所がある。罫紙以外の料紙の違いは文末に注記した。

- 一、「要書録」の個々の文書には、第一集から続く通し番号を付し、「石見銀山譲受約定証并関係契約書類」には新たに通し番号を付けた。

- 一、翻刻文のいくつかの語句について簡単な解説を文末に掲載した。

- 一、巻末には「要書録」、「石見銀山譲受約定証并関係契約書類」に記載された文書の目録のほか、藤田組による土地の取得状況と鉦業施設整備状況の一覧を「要書録」の記述に基づき作成し掲載した。

- 一、参考として石見銀山遺跡の位置図と明治二十二年の町村制施行前後の邇摩・安濃郡の村配置図を掲載した。なお邇摩郡明治村は明治二十四年四月一日に大國村と馬路村に分離し、本書では分離後の配置を示した。

目次

例言

凡例

図1 石見銀山遺跡の位置

図2 明治二十二年町村制施行前後の邇摩郡・安濃郡

i ii viii ix

要書録 (三)

535 「回答」(製図器械借用依頼につき) 1

536 御届(大原順之助帰山により代理解任につき) 1

537 鉱業用火薬類買入願 1

538 鉱業用火薬類買入願 1

539 御願(第三回内国勸業博覧会閉会後の出陳品取扱につき) 1

540 運搬許可証還納御届 2

541 「回報」(第三回内国勸業博覧会閉会後の出陳品取扱につき) 2

542 運搬許可証還納御届 2

543 自明治廿三年二月至今年八月大森鉱山概況報告 2

544 鉱業用火薬類買入願 3

545 「上申」(試掘願進達につき) 3

546 試掘願 3

547 委任状 4

548 地処売買ニ付登記願 4

549 登記謄本下渡願 4

550 建築届 5

551 家屋解払届 6

552 建築届 7

553 火薬運搬許可証還納御届 7

554 「届」(試掘届に記載落の再届につき) 8

555 委任状 8

556 委任状 9

557 委任状 9

558 鉱業用火薬買入願 9

559 鉱業用火薬類買入願 10

560 運搬許可証還納届 10

561 鉱業用火薬類買入願 10

562 運搬許可証還納御届 10

563 委任状 10

564 委任状 11

565 官有地払下ニ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願 11

566 官有地払下ヲ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願 11

567 官有地払下ヲ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願 12

568 官有地無代価払下ヲ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願 12

569 登記簿変更願 12

570 登記変更願 13

571 地処売買ニ付登記願 13

572 地所売渡証 13

573 盗難御届 14

574 仮預り書 14

575 仮預り証 15

576 御受書 15

603	602	601	600	599	598	597	596	595	594	593	592	591	590	589	588	587	586	585	584	583	582	581	580	579	578	577
地所売買ニ付登記願	運搬許可証還納届	記(山口街道改修用火薬にかかる火薬庫の一部貸出の承諾につき)	記(火薬貯蔵依頼につき)	〔添状〕(土地貸借にかかる書類送付につき)	鈷業用火薬類買入願	証(事務上要用金の借用につき)	証(事業上要用金の借用につき)	運搬許可証還納御届	運搬許可証還納御届	鈷業用火薬類買入願	〔御届〕(作代人につき)	〔図面〕(火薬類渡し方につき)	御届(火薬類渡し方につき)	鈷業用火薬類買入願	自明治廿三年九月至全十二月大森鈷山概況報告	〔照会〕(工業会社及製造所表につき)	登記簿変更願	地所売渡証	地所売渡証	運搬許可証還納御届	運搬許可証還納御届	鈷業用火薬類買入願	委任状	御届(ダイナマイト雷管買入にかかる免許手形下付につき)	御届(火薬の買入先につき)	鈷業用火薬類買入願
22	22	22	22	22	21	21	21	21	20	20	20	20	19	19	19	18	18	18	17	17	17	17	16	15	15	15

630	629	628	627	626	625	624	623	622	621	620	619	618	617	616	615	614	613	612	611	610	609	608	607	606	605	604
記(借区及試掘地原図進達につき)	証(預け金受取につき)	証(預け金受取につき)	運搬許可証還納届	運搬許可証還納届	定約証	土地台帳謄本御下付請求願	鈷業用火薬類買入願	記(山口街道改修用火薬にかかる火薬庫の一部貸出の承諾につき)	証(事業上要用金の借用につき)	明 ^大 油村大字大 ^大 国村道及水路之内潰地絵 ^大 図面	大 ^大 国村大字大 ^大 国村道及水路之内潰地取調書	大 ^大 国村大字大 ^大 国村道及水路之内変更目論見書	〔道水路変更図面〕	道水路変更願	委任状	委任状	鈷業用火薬類買入願	御伺(旧道危険個所の修補につき)	御伺(村道修繕につき)	委任状	地処売買ニ付登記願	上申書(村名変更につき)	登記謄本下渡願	委任状	地所売買ニ付登記願	登記謄本下渡願
35	35	35	35	34	34	34	33	33	33	32	30	29	29	27	27	26	26	26	25	25	25	24	24	23	23	23

657	火薬運搬願	42
656	仮証(事業上要用金の借用につき)	42
655	自明治廿四年一月至全六月大森鉦山概況報告	41
654	道路改修ニ付火薬使用願	41
653	運搬許可証還納届	41
652	鉦業用火薬類買入願	40
651	預り証	40
650	証(事業上要用金の借用につき)	40
649	預り証	40
648	証(預け金受取につき)	40
647	御届(村上坑坑夫小屋並鍛冶場焼失につき)	39
646	証(事業上必用金の借用につき)	39
645	運搬許可証還納届	39
644	盗難届	38
643	〔回答〕(坑業夫出入数照会につき)	38
642	〔進達〕(試掘地と借区地の原図各別に調製につき)	38
641	証(預け金受取につき)	38
640	鉦業用火薬類買入願	38
639	証(事業上必用金の借用につき)	37
638	証(事業上必用金の借用につき)	37
637	証(事業上必用金の借用につき)	37
636	記(山口街道改修用火薬にかかる火薬庫の一部貸出の承諾につき)	37
635	証(事業上必用金の借用につき)	36
634	運搬許可証還納届	36
633	鉦業用火薬類買入願	36
632	証(事業上要用金の借用につき)	36
631	証(預け金受取につき)	35

684	鉦業用火薬類買入願	48
683	代理人御届	48
682	仮領収証	48
681	自明治廿四年七月至九月大森鉦山概況報告	48
680	鉦業用火薬類買入願	47
679	仮領収証	47
678	運搬許可証還納届	47
677	仮領収証	47
676	仮領収証	46
675	仮証(預け金受取につき)	46
674	仮証(預け金受取につき)	46
673	仮証(預け金受取につき)	46
672	鉦業用火薬類買入願	46
671	仮証(預け金受取につき)	45
670	〔仮領収証〕	45
669	仮領収証	45
668	運搬許可証還納御届	45
667	〔仮領収証〕	45
666	仮領収証	44
665	仮領収証	44
664	仮領収証	44
663	仮領収証	44
662	仮領収証	43
661	鉦業用火薬類買入願	43
660	証(事業上要用金の借用につき)	43
659	預り証	43
658	仮受領証	42

711	運搬許可証還納届	55
710	領収証	54
709	巡査特置願	54
708	仮領収証	54
707	〔願〕(製煉所建設許可につき)	54
706	領収証	53
705	領収証	53
704	領収証	53
703	領収証	53
702	鉱業用火薬類買入願	52
701	記(粕測道改修線路測量費寄付につき)	52
700	運搬許可証還納届	52
699	領収証	52
698	領収証	52
697	鉱業用火薬類買入願	51
696	仮証(預け金受取につき)	51
695	鉱業用火薬類買入願	51
694	〔回答〕(電信局設置費寄付にかかる藤田傳三郎住所族籍位階等につき)	51
693	仮領収証	50
692	仮受領証	50
691	運搬許可証還納届	50
690	〔願〕(借区外製煉所建設許可につき)	50
689	借区外製煉所建設願	49
688	約定証	49
687	運搬許可証還納届	49
686	仮領収証	49
685	仮領収証	49

石見銀山讓受約定証并関係契約書類

714	〔願〕(試掘許可につき)	55
713	試掘願	55
712	領収証	55
1	1 定約証	59
2	2 定約副証	60
3	3 〔受取証〕	61
4	4 石見国瀬摩郡銀山借区讓渡二付甲号別紙	61
5	5 定約証	62
6	6 第三回金御渡方歎願	63
7	7 証(借区讓渡代金の受取につき)	63
8	8 副証(銀銅鉱借区讓渡代金悉皆受取につき)	64
9	9 証(借区讓渡にかかる周旋料残金の受取につき)	64
10	10 証(銀山讓渡代金の受取につき)	65
11	11 〔記〕(銀山讓渡代金の分配につき)	65
12	12 契約書	66
13	13 請取証	66
14	14 委任状写	66
15	15 契約書	67
16	16 副約証	68
注	注 要書録	70
注	注 石見銀山讓受約定証并関係契約書類	72

藤田組鉦業施設一覽	横組 35	76
藤田組土地取得一覽	横組 32	79
「石見銀山讓受約定証并關係契約書類」文書一覽	横組 31	80
「要書録」文書一覽 (2)	横組 18	93
「要書録」文書一覽 (1)	横組 1	110

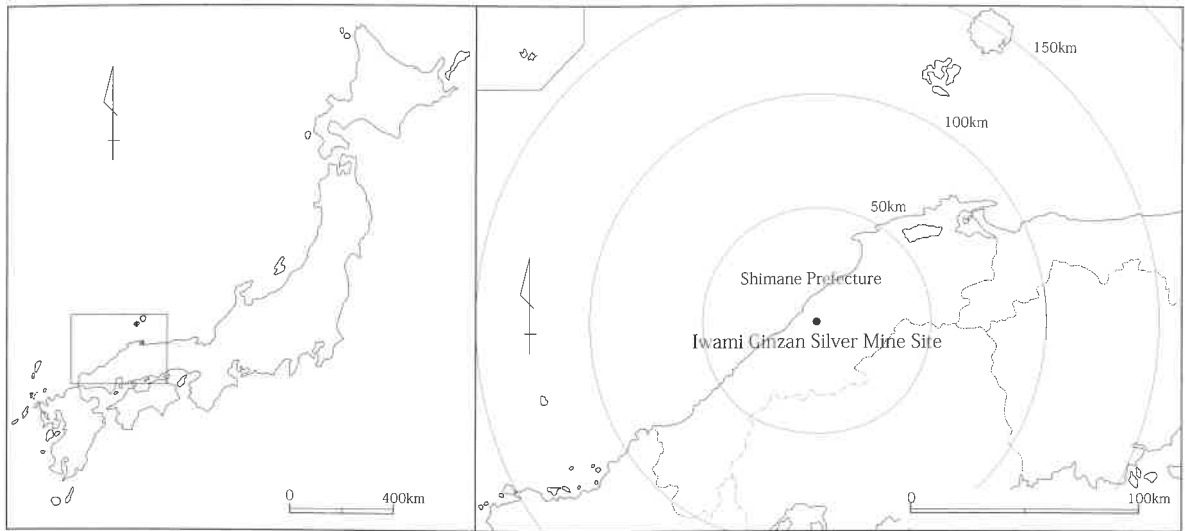


図1 石見銀山遺跡の位置

町村制施行前



町村制施行後



図2 明治二十二年町村制施行前後の邇摩郡・安濃郡

要書錄(三)

535 「回答」

乙第五号ヲ以テ製凶器械壹組借用云々御申越相成承知致候、右ハ即今使
用中ニハ候得共折角態飛ヲ以テ御申越之義ニ付操合御用立申候間、期
日ニハ御返却被下度候、尚間違無之義ニ候得共別添器械之借用証御送付
被下度候、右御返事旁申上度如此ニ御座候也

廿三年六月九日

大森鉷山藤田組出張所

邇摩安濃郡大田高等小学校^①

御中

*欄外上部に割印C

536 御届

拙者義社用ニテ上坂不在中社員北林兼司ヲ以代理為致候処、用濟本日帰
山致候、此段御届申上候也

廿三年六月十五日

大森鉷山鉷業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

郡長

村長 宛各通

警察署長

537 鉷業用火薬類買入願

一、タイナマイト式拾貫目

右借区許可地内ノ諸坑内及柑子谷永久通洞開鑿用ニ支用致度候ニ付、大
阪府下火薬免許商ニ於テ買入之上拙者所有之火薬庫ニ貯蔵其時々支用致
度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

邇摩郡大森銀山鉷業人

藤田傳三郎代理

明治廿三年七月七日

大原順之助

島根県

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

538 鉷業用火薬類買入願

一、火薬式百貫目

右前同文

邇摩郡大森銀山鉷業人

藤田傳三郎代理

明治廿三年七月廿二日

大原順之助

島根県

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

539 御願

第三回内国勸業博覧会^②へ出陳仕候物品之内鉷石類ハ農商務省地質局^③ニ御
入用之趣ニ付御請仕置候処、残り金含銀・純銅・旧時鉷業方式図解・銀
山実測図ノ四品ハ閉会后御返送之節東京築地式丁目拾番地新山弥四郎へ
御下渡被成下度、此段奉願候也

明治廿三年七月廿二日

島根県知事宛

石見国邇摩郡大森村

大森銀山借区鉱業人

出品主 藤田傳三郎代理

大原順之助

540 運搬許可証還納御届

一、ダイナマイ（下懸）式拾貫目昨廿五日到着候ニ付、別紙大阪府曾根崎警察署三七式号運搬許可証老葉還納仕候、此段御届申上候也

明治廿三年七月廿六日

大原順之助代

北林兼司

大田警察署長宛

541 「回報」

七月三十日付博第式〇三号ヲ以テ博覧会へ出品物処分之義ニ付御照会之趣了承仕候、右ハ七月廿二日別紙写之通り県庁へ願出置候間宜敷御取扱被成下度候、此段御回報申上候也

廿三年八月四日

大森銀山

大原順之助

在京

島根県博覧会委員御中

*欄外朱書「本文中写書面ハ廿二日県庁へ差出候分」

542 運搬許可証還納御届

一、火薬式百貫目昨六日到着候ニ付、別紙大阪府曾根崎警察署第四〇五号許可証老葉還納仕候也

明治廿三年八月七日

石見国邇摩郡大森村

銀山借区鉱業人藤田傳三郎代理

大原順之助

大田警察署長宛

543 自明治廿三年二月至全年八月大森銀山概況報告

一、当山中銀山部ハ引続キ探鉱開坑工事ヲ主トシ、上下百尺毎ニ東西ノ長坑道ヲ掘鑿シ、更ニ之ヨリ南北ノ探鉱道ヲ掘鑿シテ所々良好ナル含銀銅鉱ニ切当レリ」是迄捲揚用ニ使用シタル坑井ハ尽ク鉱石落ニ改造シ総テ土石ヲ永久坑道ニ墮落スル事ト成タル為メ、著ク運搬費ヲ減少セリ

一、全永久部ハ益々鉄軌布設ヲ拡張シ運搬ヲ輕便ニシテ、大坑道ヲ新鑿シ或ハ旧坑道ヲ取明改修シ探鉱ヲ勉メ、又下底ノ疏水坑道ヲ浚疏シテ窺ヲ其上ニ布設シ以テ流水ノ下底ニ浸漸スルヲ防止スル等種々遠大ノ工事ヲ実施セリ」此防水工事ヲ整ヘタル後子疏水坑道以下ニ在ル旧探鉱場ヲ実檢セシニ、坑道準以下僅カニ三十尺内外ニシテ最低部ヲ顯ハシ良鉱石ノ存在スルヲ視ル、就中近頃檢出シタル某所ニハ鉱脈（中）ハ八寸余、含銀位千分ノ壹五ニ達シ、銅分亦多量ニシテ前途ノ見込確カナレハ、目下更ニ大坑井ヲ疏水道準以下ニ向テ掘鑿シツ、アリ、而テ是坑井ヨリ土石ヲ搬出スルハ馬力ニ藉ルベキ計画ナリ

一、全本谷部ニ於テモ依然開採工事ヲ主トシ、前回報告ニ記述ノ福石（銀

鉦)ナルモノ爾來發見シタル量夥ク現時其撰鉦製煉ノ試檢ヲ執行中ナ
ルガ、近來銀価漸次騰貴ノ傾向アリ幸に前途ノ望ミ薄カラズ

一、營業ニ移ルハ來廿四年四月ノ予定ニシテ、当今役員拾人、職工及雜
夫百六拾余人トス

右概況開伸仕候也

明治廿三年八月三十一日

邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田組頭取藤田傳三郎代理

大原順之助

邇摩安濃藤岡直藏殿

544 鉦業用火藥類買入願

一、タイナマイト式拾貫目

一、雷管式千発

右借区許可地内諸坑内及柑子谷永久通洞開鑿用ニ支用致候ニ付、大阪府
下火藥免許商ニ於テ買入之上拙者所有之火藥庫ニ貯藏其時々支用致度候
間、免許手形御下付被成下度、此段願候也

明治廿三年九月六日

邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

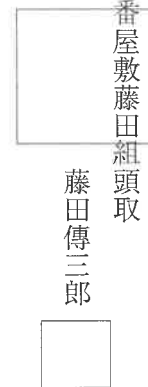
545 「上申」

御管下石見国邇摩郡大森村米字銀山外壺ヶ処ニ於テ試堀願本日本省へ進
達仕候ニ付別紙写相添御届仕候間、至急御調査之上速ニ許可相成候様其
筋へ対シ御取計被成下度、此段奉願候也

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壺番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎



明治廿三年九月九日

鳥根県知事籠手田安定殿

*藤田組印及び藤田傳三郎印の印影は朱書

*欄外欄外上部に割印の輪郭を朱書

546 試堀願

大坂府大坂市東区今橋二丁目

壺番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎

名称 大森試堀地

鳥根県石見国邇摩郡大森村米字銀山

小字 大谷、栃畑谷、馬場、出シ辻、石銀山、清水谷、休谷ノ内

官地八千六百式拾坪

民地八万六千六百拾坪

全県同県同郡明治村大字大田

小字 柑子谷之内

但民地八千百坪

右之場所ニ於テ銀銅銚含有致候見込ニ付試堀許可相成度此段相願候也
明治廿三年九月九日
願人藤田傳三郎
農商務大臣陸奥宗光殿

547

五厘証
券印紙

委任状

拙者義都合有之石見国邇摩郡大森村
百三十八番屋敷寄留
北林兼司ヲ以テ部理代人ト相定メ、拙者ノ
名義ニテ左ノ權限ノヲ代理為致候事

一、島根県石見国邇摩郡大森村イ千六百拾壹番字三ツ折上ノ東向山第壹
一、山反別式反八畝式拾歩

右地所石見国邇摩郡水上村大字三久須式拾式番地小川惣四郎ヨリ買
入ニ付登記願一切ニ関スル事

右代理委任状、仍テ如件

明治廿三年九月

藤田組印

大坂府大坂市東区今橋二丁目
壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎

(印影)

以下余白

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書
*欄外上部に朱書「組本店割印」

548

石見国邇摩郡水上村大字三久須式十式番地
小川惣四郎代理
石見国邇摩郡水上村大字三久須
百三十壹番地
売渡人
代理 長見宗太郎

地処売買ニ付登記願

此売買価金拾九円

此登記料金式拾五銭

大坂市東区今橋二丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十八番

屋敷寄留

買受人代理 北林兼司

明治廿三年九月十九日

549

石見国邇摩郡大森村
百三十八番屋敷寄留
北林兼司

登記謄本下渡願

此手数料金拾五銭

明治廿三年九月十八日

登記謄本下渡願

一、大坂市東区今橋二丁目壹番屋敷藤田組頭取藤田傳三郎土地買受登記

請求事件委任相成候二付、本人江証明之為メ大森村地処登記第百五拾
 式号物件之謄本入用二付御下渡被下度、此段奉願候也

石見国邇摩郡大森村
 百三十八番屋敷寄留

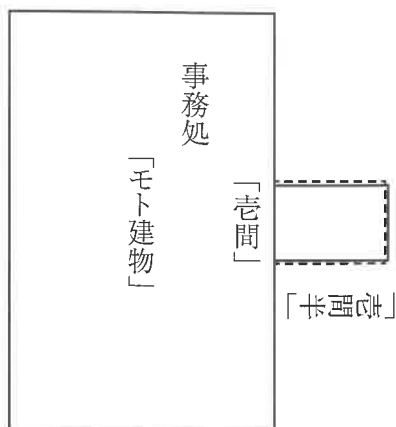
北林兼司

明治廿三年九月十八日
 浜田治安裁判処

佐摩出張所御中

550 建築届
 邇摩郡大森村二式百五拾七番
 字栃畑谷

三原親治処有地

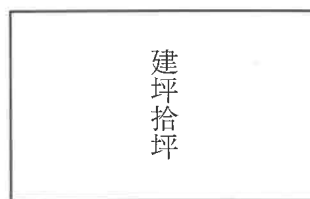


建坪老坪五合

同郡同村ホ三百八拾四番
 字満教院

光田ヒ口処有地

村上坑々夫上り小屋並鍛冶舎
 式間半

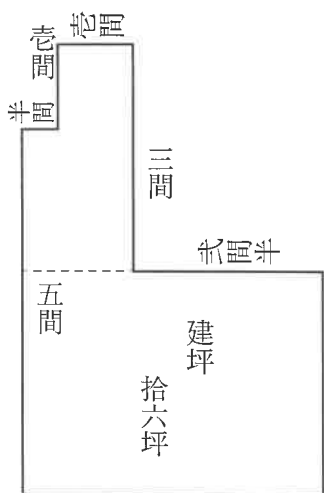


三間

同郡同村ホ三百八拾式番
 字村上の前

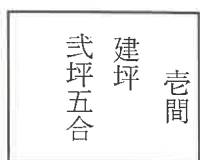
当組処有地

銀山部開坑掛詰所



三間

三間

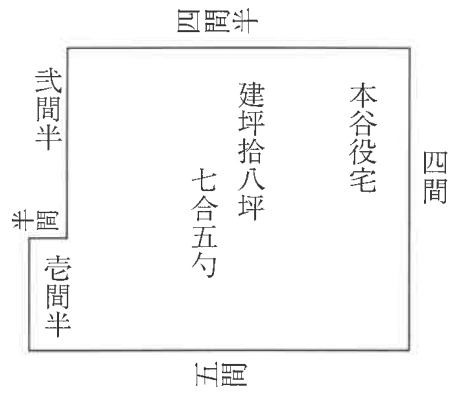


三間

村上坑見張処

同郡同村イ千六百廿八番ノ内第一
字竹田下ノ切南向山

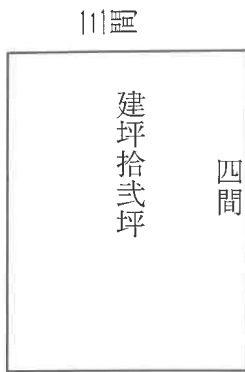
橋本為造所有地



南郡同村

本谷仮撰鋤場

橋本為造所有地



右建築致候間、此段御届仕候也

明治廿三年

九月廿四日

大森村長川北隣殿

* 図中の破線は朱線

551 家屋解払届

大森村ニ貳百七拾壹番ノ一

字昆布山谷

一、建家壹棟七坪五合

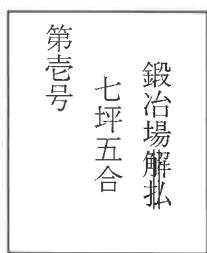
大坂府大坂市東区今橋二丁目
壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百九拾番
屋敷寄留

大原順之助

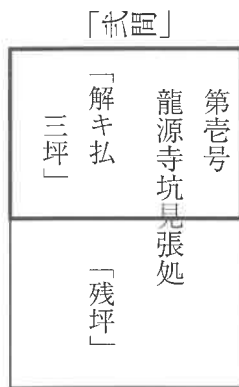


計貳間半

同村二百八拾三番
字大谷

一、建物壹棟之内三坪

「巷間半」



右ハ去ル廿一年十月三十日付建築届出之分都合有之解払致候、此段御届申上候也

明治廿三年

九月廿四日

大森村長川北隣殿

* 図中の朱線を太線で表示

同村二式百拾番

字岩屋堂

一、第六号 建物

壹棟三合三勺七才

六分六厘



大坂府大坂市東区今橋二丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百九十

番屋敷寄留

大原順之助

552 建築届

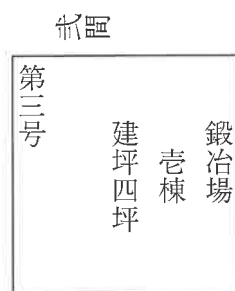
石見国邇摩郡明治村大字大國千五百八十七番

字板屋向上ミ

同郡式百四十六番屋敷ノ式

本組所有地

式間



右建築仕候間、此段御届致候也

明治廿三年

九月廿五日

明治村長田平新三郎殿

553 火薬運搬許可証還納御届

一、タイナマイト并雷管共昨廿五日到着ニ付、別紙曾第九三巷号運搬許可証壹葉還納仕候、此段御届申上候也

邇摩郡大森村

明治廿三年九月廿六日

銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

554 [届]

本月九日付大森鉦山試堀願書ニ関スル届書進達仕候節、小字分ヲ地種目、坪数調記載落ニ相成候ニ付、今般左記之通更ニ御届仕候也

明治廿三年九月九日

大坂府大坂市今橋二丁目
壹番屋敷藤田組頭取
藤田傳三郎代理
大原順之助

鳥根県知事籠手田安定殿

小字大谷

道敷 千坪 川敷 七百五十坪
山林 千坪 寺 壹千九百四拾肆坪
墓地 五百三拾壹坪 千四百拾三坪 合四千六百九拾四坪

民地 田 千貳百七拾壹坪八合 宅地 三千百四拾壹坪七合
畑 千三百四拾九坪七合 山林 七万二千三拾九坪六合 合七万六千八百貳坪八合

栃畑谷

官地 道敷 千四百貳拾貳坪 川敷 千六拾六坪五合
寺 五百九拾七坪 墓地 貳拾壹坪 合三千百六坪五合

民地 田 千貳百九拾三坪七合 宅地 貳千六百九拾六坪貳合
畑 千七百四拾四合 山林 貳万四千四百五拾坪 合三万百四拾四坪三合

馬場

民地 畑 貳千九百七拾坪 山林 五千六百七拾坪
小計八千卅百四拾坪

出シ辻

官地 道敷 五拾坪 川敷 三拾七坪五合 合八百拾九坪五合
社寺 七百廿肆坪 墓地 拾貳坪
民地 宅地 六百坪九合 山林 四百五拾坪 合千五拾坪九合

小計壹千八百七拾坪四合

石銀山

民地 山林 三万六千八百貳拾貳坪
小計三万六千八百貳拾貳坪

清水谷

民地 宅地 八拾四坪 山林 壹万四千貳百貳拾六坪
小計壹万四千三百拾坪

休ミ谷

民地 畑 九百貳拾四坪 山林 壹万貳千九百拾六坪
小計壹万三千八百四拾坪

合計

拾九万貳百三拾坪 内 官地 八千六百貳拾坪
民地 拾八万六千六百拾坪

柑子谷

民地 山林 八千百坪

惣計

拾九万八千卅三拾坪

555

五厘証 券印紙

委任状

拙者義都合有之

ヲ以テ部理代人ト相定メ、拙者ノ名義ニ

テ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

一、鳥根県石見国邇摩郡大森村字薬師跡ホ四百拾番荒蕪地壹畝廿四歩及
全村字大横相二百三拾壹番荒地貳畝貳拾三歩、全村字昆布山谷貳百
七拾四番荒地壹畝拾五歩三厘、全村字休谷上ミニ貳百八拾八番荒地七
畝四歩、明治村大字大國字ミノシケヨリ大森村迄五拾七番、三拾七番
村道七畝拾歩、以上五ヶ所ノ土地登記出願ニ関スル一切之件

右代理之委任状、仍而如件

大阪府大阪市東区今橋式丁目

壱番屋敷藤田組頭取

明治廿三年十月一日

藤田傳三郎

以下余白

* 藤田組印及び藤田傳三郎印の印影は朱書

* 欄外上部に朱書「割印」、「本店へ返付ス」

556
委任状

拙者義都合有之

ヲ以テ部理代人ト相定メ、拙者ノ名義

ニテ左ノ権限ノヲ代理為致候事

- 一、本組所有島根県石見国邇摩郡水上村大字三久須字貝谷奥九百式拾四番山壹町式反六畝歩、地押調査之際畑及山ニ分割ニ付之レガ証明願ニ関スル一切ノ件

右代理委任状、仍テ如件

大阪府大阪市今橋式丁目

壱番屋敷藤田組頭取

明治廿三年十月四日

藤田傳三郎

以下余白

* 藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

* 欄外上部に朱書「本店へ返付ス」、割印の輪郭を朱書

557
委任状

拙者義都合有之

ヲ以テ部理代人ト相定メ、拙者ノ名

義ニテ名義并才左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

- 一、本組所有島根県石見国邇摩郡水上村大字三久須字貝谷奥九百式拾四番山壹町式反六畝歩、地押調査ノ際畑及山ニ分割ニ付登記簿變更出願ニ関スル一切之事

一、本組所有島根県石見国邇摩郡水上村大字三久須字貝谷奥九百式拾四番山 全県全郡全村大字三久須字貝谷奥第一畑 全県

今般石見国邇摩郡水上村大字三久須 廣山種次へ売却ニ付登記

出願ニ関スル一切ノ事

一、前件登記出願ニ就キ登記謄本下付願ノ事

右代理委任状、仍テ如件

大阪府大阪市今橋式丁目

壱番屋敷藤田組頭取

明治廿三年十月四日

藤田傳三郎

以下余白

* 欄外上部に朱書「本書ハ廿三年十一月七日付第式百十号ヲ以本店返戻

セリ」、割印の輪郭を朱書

* 藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

558 鉱業用火薬買入願

一、火薬式百貫目

右借区許可地内諸坑内及柑子谷永久通洞開鑿用ニ支用致度候ニ付、大阪府下火藥免許商ニ於テ買入之上拙者所有之火藥庫ニ貯藏其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

明治廿三年十月廿二日

邇摩郡大森村銀山鉷業人
藤田傳三郎代理

大原順之助

島根県大田警察署長警部横尾邦二郎殿

559 鉷業用火藥類買入願

一、ダイナマイト式拾貫目

右前全文

明治廿三年十月三十一日

全上

大原順之助

大田警察署長宛

560 運搬許可証還納届

火藥式百貫目日本日到着候ニ付、別紙大阪府曾根崎警察署曾第一〇五〇号運搬許可証還納仕候也

邇摩郡大森村

銀山鉷業人藤田傳三郎代理

大原順之助

明治廿三年十一月七日

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

561 鉷業用火藥類買入願

一、雷管三千個

右例文

明治廿三年十一月十九日

邇摩郡大森村銀山鉷業人
藤田傳三郎代理

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

562 運搬許可証還納御届

一、ダイナマイト式拾貫目到着候ニ付、別紙大阪府曾根崎警察署曾第一〇六八号許可証老葉還納仕候、此段御届申上候也

明治廿三年十一月廿一日

邇摩郡大森村銀山鉷業人
藤田傳三郎代理

大原順之助

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

563 委任状

五厘
証券印

拙者義都合有之石見国邇摩郡大森村ヲ以部理代人ト相定メ、拙者之名義ニテ左ノ権限之ヲ代理為致候事

一、本組処有島根県石見国邇摩郡水上村大字三久須字具谷奥九百式十四番山壹町式反三畝拾壹步、全県全国全郡全村大字三久須字具谷奥第一畑式畝拾九步、全県全国全郡全村大字三久須字仙ノ山七百四十五番伐

替畑五反九畝九歩、今般石見国邇摩郡水上村大字三久須式百拾九番地
廣山種次へ売却ニ関スル事及登記出願ニ関スル一切ノ事
右代理委任状、仍テ如件

明治廿三年十二月十七日

以下余白

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取
藤田傳三郎

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

*欄外上部に割印の輪郭を朱書

564
委任状

五厘ノ
証券ノ
印紙

拙者義都合有之石見国邇摩郡大森村
百三十八番屋敷寄留
北林兼司ヲ以部理代人ト相定メ、拙者ノ
名義ニテ左ノ権限之事ヲ代理為致候事

一、本組所有島根県石見国邇摩郡水上村大字三久須字貝谷奥九百廿四番
山凡壹町式反六畝歩、地押調査ノ際畑及山ニ分割ニ付登記簿變更出願
ニ関スル一切之事
右代理委任状、仍テ如件

明治廿三年十二月十七日

以下余白

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取
藤田傳三郎

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

*欄外上部に割印の輪郭を朱書

565

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取
藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村
百三十八番屋敷寄留

北林兼司

官有地払下ニ得候ニ付登記願

并ニ登記済証御下付願

此払下代金壹円三拾式錢

此登記料金五錢

明治廿三年十一月

「別紙ハ邇摩郡佐摩村ホ三百六十六番字昆布山谷元長福寺跡地荒蕪地四
畝拾式歩払下ケ願(十九年十一月二十日付)、二十年六月廿三日庶第六〇壹号ヲ
以許可ヲ得タル書類ト廿三年十月一日付委任状ヲ添加ス」

*欄外上部に「不用」

566

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取
藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十
八番屋敷寄留

北林兼司

官有地払下ヲ得候ニ付登記願

并ニ登記済証御下付願

此払下代金八拾錢
此登記料金五錢

明治廿三年十一月

「別紙ハ邇摩郡佐摩村ホ四百拾番字薬師跡荒蕪地壹畝廿四歩払下
(廿一年五月十三日)、廿一年十一月廿六日庶第一〇二〇号ヲ以テ許可ヲ得タル
書類及委任状ヲ添ユ」

*欄外上部に「不用」

567

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十

八番屋敷寄留

北林兼司

官有地払下ヲ得候ニ付登記願

并ニ登記済証御下付願

此払下代金三円九拾九錢三厘

此登記料金五錢

明治廿三年十一月

「別紙ハ邇摩郡佐摩村二百三拾壹番字大横相荒地貳畝廿三歩、貳貳百七
十四番字昆布山谷荒地壹畝拾五歩三厘、貳貳百八十八番字休谷上ミ荒
地七畝四歩、廿年九月十二日払下願、廿一年一月廿八日付庶第壹〇三
号ニテ許可ヲ得タル書類及委任状ヲ添ユ」

*欄外上部に「不用」

568

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十八番
屋敷寄留

北林兼司

官有地無代価払下ヲ得候ニ付登記願

并ニ登記済証御下付願

此相当時価貳拾円

此登記料金貳拾五錢

明治廿三年十一月

「別紙ハ廿二年四月七日付村道變更願、廿二年五月廿五日土第一一
一號ヲ聽届ケヲ得、廿二年六月六日付道路敷地下渡願明治村大字大國五十
七番三十七番村道字ミノシケヨリ大森村マテ村道反別四反三畝廿八歩
之内敷地七畝拾歩、廿二年八月十三日庶第八〇九号ニテ官有地第壹種
ニ編入ヲ得タル書類及委任状添ユ」

*欄外上部に「不用」

569

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十

八番屋敷寄留

北林兼司

登記簿變更願

此登記料金

明治廿三年十一月

*欄外上部に「不用」

570 登記變更願

「邇摩郡水上村大字三久須

九百貳拾四番字貝谷奥

一、山凡壹町貳反六畝歩

地価金七拾八錢五厘」

變更

邇摩郡水上村大字三久須九百貳拾四番字貝谷奥

一、山壹町貳反三畝拾壹歩

地価金七拾六錢九厘

全郡全村大字三久須九百貳拾四番字貝谷奥

一、畑貳畝拾九歩

地価金三拾九錢五厘

右朱書之通明治廿二年二月廿七日三久須村第五号登記之物件先般地押調査之際里書之通變更候二付、登記變更被下度、此段奉願候也

大坂市東区今橋貳丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十八番

屋敷寄留

明治廿三年十一月

北林兼司

「別ニ委任状壹通ヲ添ユ」

*表題上に「別紙」

*欄外上部に「本冊」

571 大坂府大坂市東区今橋貳丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三十八番

屋敷寄留

売渡人代理 北林兼司

地処売買ニ付登記願

此売買価金拾円

此登記料金貳拾五錢

石見国邇摩郡水上村大字三久須

貳百九拾壹番地

買受人 廣山種次

明治廿三年^四十一月八日

572 地所売渡証

石見国邇摩郡水上村大字三久須

七百四十五番字仙ノ山

一、畑反別五反九畝九歩

地価金七円七拾錢九厘

全国全郡全村大字三久須
九百貳拾四番壹字貝谷奥

一、畑反別式畝拾九歩

地価金三拾九錢五厘

全国全郡全村大字三久須

九百貳拾四番字貝谷奥

一、山反別壹町貳反三畝拾壹歩

地価七拾六錢九厘

此売渡代金拾円也

右之地処今般双方熟談之上売渡申候所実正也、然ル上ハ今後該地ニ係ル諸上納ハ悉皆貴殿ニ於テ処弁可被成候、仍テ為后日売渡証書冊相渡申候所如件

大坂市東区今橋貳丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

明治廿三年

十一月廿九日

屋敷寄留

北林兼司

邇摩郡水上村大字三久須

廣山種次殿

*欄外上部に壹錢証券印紙と書かれている

573

盗難御届

一、ダイナマイト拾五斤

七拾五発

(小箱三個、壹個ニ付貳拾五発宛)

代価金七円五拾錢

一、火薬貳貫式百目

代価金三円八錢也

右ハ十二月三日正午より四日午前八時之迄之間ニ於テ、火薬庫之戸前ヲ^破拆壞シ、凡^破堅壹尺五寸巾壹尺貳寸之穴ヲ明ケ、^{窃取相成候}盗取致候義、^{當日前破壞ニ相用ヒタル鉄ノ渡鉄壹本相添ヘ。}發見致候^{此段御届申上候也}。此段御届申上候也

大森銀山鋳業人

藤田傳三郎代理

明治廿三年
十二月四日

大原順之助

大田警察署

大森分署長 中山門殿

追而右犯罪用ニ供^シキタル^鉄曲渡^申壹本ハ当所処有骨燒竈燐解^申渡シ鉄ニ相違無之候、為念添テ御届申上候也

574

預^リ取り
仮取書

一、ダイナマイト拾五斤(七拾五発)三箱也

右ハ^{本月盗取候義御届申上置候。}字三久須村永井好五郎便処上ニテ發見相成候趣キニテ現場ニ於テ

御引渡相成候ニ御預^リ致置申候

銀山鋳業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大田警察署

大森警察分署長中山門殿

*全体に抹消線

575 仮預り証

一、ダイナマイト拾五斤（七拾五発）

右ハ昨四日盜難御届申上置候品之内前記之品發見候趣ニ付御下渡相成正ニ御受仕候也

明治廿三年十二月五日

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森分署長中山門殿

576 御受書

一、骨焼竈渡シ鉄 壹本

一、火薬庫戸前錠前鉄具 壹箇

右ハ去ル四日御届申上候火薬窃盜之際火薬庫土手ニ投棄有之候処、当所処有品ニ付御検査之上御下渡シ相成正ニ御受仕候也

鉦業人

大森鉦山藤田組出張

藤田傳三郎代理

大原順之助

廿三年十二月五日

大森分署長宛

577 鉦業用火薬類買入願

一、ダイナマイト式拾貫目

一、雷管式千発

右例文

廿三年十二月八日

邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大田警察署長警部横尾邦二郎殿

578 御届

森第八四六号ヲ以テ其ル八由華出候火薬買入願書先ヲ定メ不可申出旨御達之趣
拝承仕候、右ハ左記ノ火薬商ニ於テ買入可致候間、此段御届申上候也

明治廿三年九月拾二月十一日

大原順之助

大森警察分署長中山門殿

森第八四六号

大阪市淡路町式丁目百五十五番屋敷

火薬免許商

通山丑松

579 御届

去ル八日ダイナマイト・雷管買入願差出置候処、右ハ艱事工ニ使用至急ヲ要シ候ニ付買入手形受取之為メ当所雇夫山代徳太郎ナルモノ本日大田警察署へ差出度候間、免許手形速ニ御下付相成候様御取計被成下度、此段奉願候也

廿三年十二月十一日

大森警察分署長中山門殿

藤田傳三郎代理

大原順之助

580



委任状

拙者義都合有之

ヲ以部理代人ト相定メ、拙者之

名義ニテ左ノ権限ノヲ代理為致候事

石見国邇摩郡明治村大字大國字丹処

千五百五拾二番

一、田反別壹反七畝拾歩

全国全郡全村大字全上字丹処上エ

千五百五十三番

一、田反別八畝拾貳歩

全国全郡全村大字全上字川原田

千五百五十四番

一、田反別九畝拾八歩

全国全郡全村大字全上字下谷

千五百五十五番

一、田反別七畝拾七歩

全国全郡全村大字全上字下谷

千五百五十五番ノ壹

一、田反別六畝貳拾貳歩

全国全郡全村大字全上字井手ノ本

千五百五十六番

一、田反別壹反四畝七歩

全国全郡全村大字全上字牛捨場

三千六百六十五番

一、山反別八反九畝六歩

全国全郡全村大字全上字牛ステバ

乙百拾番

一、畑反別壹反五畝歩

全国全郡全村大字全上字小丸山

三千七百貳拾番ノ壹

一、畑反別壹反五畝四歩

全国全郡全村大字全上字小丸山

三千七百貳拾番ノ貳

一、畑反別九歩

ノ

右之地処今回石見国邇摩郡明治村大字大國貳千貳百七番地田平斗三郎ヨ

リ購入ニ付、登記願ニ関スル一切之事并ニ登記謄本下付願之事

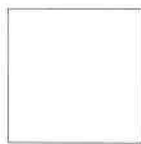
右代理委任状、仍而如件

明治廿三年十二月

大坂府大坂市東区今橋貳丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎



*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

*欄外上部と、野紙をまたぐ部分ニヶ所に割印の輪郭線を朱書

581 鉦業用火藥類買入願
一、火藥式百貫目

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致度候ニ付、大阪市淡路町式丁目百五拾五番屋敷火藥免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有ノ火藥庫ニ貯藏其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

邇摩郡大森村銀山鉦業人
藤田傳三郎代理

大原順之助

島根県
大田警察署長警部横尾邦二郎殿

582 運搬許可証還納御届

一、タイナマイト廿貫目、雷管式千発去ル廿七日到着候ニ付、別紙第一九八二号曾根崎警察署許可証壹葉還納仕候、此段御届申上候也
廿三年十二月廿八日

大原順之助

大森警察署長警部中山門殿

583 運搬許可証還納御届

一、火藥式百貫目客年十二月三十一日夜到着候ニ付、別紙二〇〇六号大阪府曾根崎警察署運搬許可証壹葉還納仕候、此段御届申上候也

廿四年壹月三日

大森警察署長警部中山門殿

大原順之助

584 地所売渡証

石見国邇摩郡水上村大字三久須七百四拾五番字仙ノ山
一、畑反別五反九畝九歩

地価金七円七拾錢九厘

全国全郡全村大字三久須九百式拾四番字貝谷奥

一、畑反別式畝拾九歩

地価金三拾九錢五厘

全国全郡全村大字三久須九百式拾四番字貝谷奥

一、山反別壹町式反三畝拾壹歩

地価金七拾六錢九厘

壹錢
証券印紙

此売渡代金拾円也

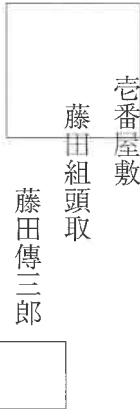
右之地所今般双方熟談之上売渡申候処実正也、今后該地ニ係ル諸上納ハ悉皆貴殿ニ於テ処弁可被成候、仍テ売渡証相渡申候処如件

大阪府大阪市東区今橋式丁目

壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎



明治廿三年十二月十七日

邇摩郡水上村大字三久須

式百九拾壹番地

廣山種次殿

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

585

〔副書〕

地所売渡証

(前文)

右正本ニ依リ謄写ス

大阪府大阪市東区今橋式丁目

壹番屋敷

藤田組頭取

売渡人

藤田傳三郎

石見国邇摩郡水上村大字三久須

式百九拾壹番地

廣山種次

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

586

大阪府大阪市東区今橋

式丁目壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎

登記簿変更願

代理

石見国邇摩郡大森村百

三十八番屋敷寄留

此登記料金

明治廿四年一月八日

北林兼司

587 〔照会〕

〔丁第式号〕

貴鉦山所ノ資本払込高其他別表之廉々必用之義有之候処当役場ニ於テ判然不致、就テハ午御手数昨廿三年中員数御取調該表へ記入ノ上至急御廻送相煩シ度候也

右及御依頼候也

明治廿四年一月六日

藤田組大森鉦山所御中

邇摩郡大森村役場



工業会社及製造所表

明治廿三年十二月三十一日
(資本ヲ株式ニ分割セサル分)

大森鉦山	名称	大森鉦山	營業種別	逇摩郡大森村	所在地	明治廿年三月廿八日	創業年月	金拾五万円	資本金	四万七千六百円	全払込高	式拾貳錢五厘	組合人員	老己人	職工人員	百五拾六人 苗間拾九人	蒸氣機関	水車
鉦業		字銀山		三月廿八日		老己人		式		〇		〇						

右明治廿四年一月八日調表進達セリ

*役場印及び欄外の割印の輪郭を朱書き

588

自明治廿三年九月至十二月大森鉦山概況報告

一、当山銀山部ハ依然開坑探鉦ヲ主トシ、別ニ採鉦ノ準備工事ヲ施行シタリ、鉦況ハ益ス良好ニシテ異状ナシ

一、永久部ハ鉦脈ニ沿ヒ東西ニ坑道ヲ延ハシ、夫ヨリ分岐シテ探鉦坑道ヲ切り、皆ナ相当ノ好結果ヲ得タリ」疏水道準以下ニ堀鑿セル下底大玄坑ハ已ニ四拾尺ニ達シタレド、諸般ノ用意宜キヲ得タル為メ湧水少ナクシテ堀鑿上困難ヲ覚ヘス」坑外ニハ製煉所^鉦ノ地形築造ヲ創ム

一、本谷部ハ引続キ福石ト称スル銀鉦ノ探検ヲ主トシ、発見ノ鉦量大ニ増加シテ望多シ、抑モ往昔当山ノ名声世ニ轟キ産銀ノ量全国ニ冠タリシハ、蓋シ本谷諸坑ノ在ルニ因リ、本谷ハ亦福石ヲ包含スルガ為ナラント考察セラル、来年一月ニ入り一層福石ノ探鉦業ヲ拡張シ益ス産銀ノ源泉ヲ強固ニセンコトヲ期ス

一、十二月末役員拾壹人、職工及雑夫貳百三拾名ニシテ、来ル一月ヨリ更ニ増員スヘシ

右概況開伸仕候也

大森鉦山藤田組出張所

明治廿三年十二月三十日

大原順之助

邇摩 郡長藤岡直藏殿
安濃

589 鉦業用火薬類買入願

一、ダイナマイト貳拾貫目

一、雷管 貳千発

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致度候ニ付、大阪府^市淡路町式丁目百五拾五番屋敷火薬免許商通山丑松方ニ於テ買入ノ上拙者処有ノ火薬庫ニ貯藏其時々支用^度致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

明治廿四年一月十七日

大原順之助

島根県

大森警察署長警部中山門殿

590 御届

当鉦山所内各工場へ火薬渡方ハ是迄火薬庫ニ於テ日々渡シ来リ候処、距離凡九丁積雪風雨ノ際ハ殊ノ外道路悪ク往返困難不尠、然ルニ事業ノ都合ニ依リ一日ニ貳回モ渡方ヲ要スルコト有之不便不尠、幸ヒ別紙図面之通り近隣ニ安全ナル場所所有之ニ付、三日乃至四日分小出シヲ為シ、一層注意ヲ加ヘ爾来該処ニ於テ火薬類渡方致度候、右ハ予テ嚴重ナル御規則有之候義ニ付念ノ為メ此段御届申上置候也

明治廿四年一月十八日

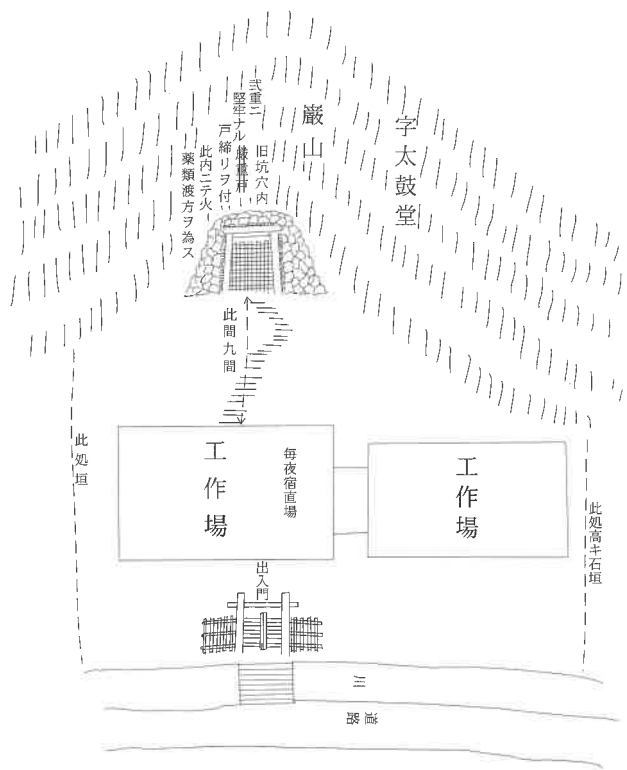
邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森^警署長警部中山門殿

591 [図面]



*無地白紙に記載

592 [御届]

作代人届出方御申達之趣了承仕候、大字三久須ニ在ル本組処有地所ハ既ニ同村廣山種次へ売渡約定済ニ付不日登記請求可致都合候間、其迄之処全人ヲ作代人ト御含置被下度候、右御届申上候也

廿四年一月廿九日

大森鉦山藤田組出張所

邇摩郡水上村

水上村長福間実五郎殿

*欄外上部に墨書「郵便はかきニテ差出ス」

593 鉦業用火薬買入願

一、火薬式百貫目

右借区許可地内諸坑内及柑子谷永久通洞開鑿用ニ支用致度候ニ付、大阪府下東区淡路町式丁目百五十五番地屋敷火薬免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有ノ火薬庫ニ貯蔵其時々ニ支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願上候也

邇摩郡大森村銀山

鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

明治廿四年二月九日
大森警察署長警部中山門殿

594 運搬許可証還納御届

タイナマイト
一、火薬拾八貫目、雷管式千発去ル七日到達致シ候ニ付、別紙曾第八〇号曾根崎警察署運搬許可証壹葉還納仕候也

追伸ダイナマイト(下懸)式拾貫目買入許可之内荷造ノ都合ニテ拾八貫目買受

申候

廿四年二月九日

大森銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長警部中山門殿

大森警察署長警部中山門殿

595 運搬許可証還納御届

一、火薬式百貫目昨廿一日到達致候二付、別紙曾第一四五号曾根崎警察署運搬許可証壹葉還納仕候也

廿四年二月廿二日

大森銀山鋳業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長警部中山門殿

596

式十錢印紙証券 証

一、金五百円也 [午後二時山中氏ヲ以返金済]

右ハ弊所事業上無拠要用有之、明廿八日正午迄ノ期限ニテ正ニ借用仕候也

大森鋳山

藤田組出張処

主務代理

北林兼司

明治廿四年

二月廿七日

熊谷信常殿

* 欄外上部に割印Cを二度押で消印

* 割印の過半部はNo.596の本書であるNo.597の欄外上部に押印

597

(印紙) (印紙) 証

一、金五百円也

右ハ弊所事務上無拠要用有之、明廿八日正午迄之期限ニテ正ニ借用仕候也

大森鋳山

藤田組出張所

主務代理

北林兼司(朱印)

大森鋳山
藤田組出
張所之印

明治廿四年

二月廿七日

熊谷信常殿

* 罫紙内に入れられた帳間文書で、No.596の本書

* 藤田組大森鋳山所の罫紙に記載

* 十錢印紙2枚を貼付し、二ヶ所に朱印「北林兼司」

* 欄外上部の割印及び印紙、出張所印、差出人朱印「北林兼司」をそれぞれ割印Cで消印

598 鋳業用火薬類買入願

一、ダイナマイト 参拾貫目

一、雷管 式千発

一、火薬 式百貫目

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致度候二付、大坂市淡路町百五拾五番屋敷火薬免許商通山丑恠方ニ於テ買入之上拙者処有之火薬庫ニ貯蔵其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

邇摩郡大森村銀山鋳業人

藤田傳三郎代理

明治廿四年三月四日

大原順之助

島根県

大森警察署長警部中山門殿

599 「添状」

二月四日付ヲ以御願出之土地借受之義、都合ニ依リ当組処有地ノ内千六百拾番字山口宅地五畝貳拾壹歩(同之)今會貸渡不申間、借受証書御差出相成度、為其承諾書差進候也

明治廿四年三月五日

大森鉦山

藤田組出張処

田中義太郎殿

*欄外上部に割印C

600 記

一、火薬苗糞冊

右当所火薬庫ノ貯蔵之義御依頼

601 記

一、今回山口街道々路改修用火薬百貫目御買入二付、当処火薬庫之一部借受之義前相成候処、火薬庫御設
置之義御依頼ニ相成リ承諾致候也

大森鉦山藤田組出張処

明治廿四年三月八日

大原順之助

道路工事担当人

野坂才吉殿

*欄外上部に割印C

602 運搬許可証還納届

一、火薬式百貫目、ダイナマイト三拾貫目、雷管式千発昨日到達致候ニ付、別紙曾第式式四号曾根崎警察署運搬許可証壹葉還納致候也

明治廿四年三月十八日

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長警部中山門殿

603 地所「売買」(貼紙)ニ付登記願

此売買代価金四百円也

此登記料金五円

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

明治廿四年

石見国邇摩郡大森村百三拾八番屋敷寄留

三月卅一日

買受人代理 北林兼司

604

大坂府大坂市東区今橋
式丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村

百三拾八番屋敷寄留

北林兼司

登記謄本下渡願

此手数料金

明治廿四年三月卅一日

登記謄本下渡願

物件之謄本入用二付謄本

一、大森村地処登記
御下渡被下度、此段奉願候也

大坂府大坂市東区今橋

式丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村

百三拾八番屋敷寄留

北林兼司

明治廿四年三月三十一日

605

地所売買二付登記願

此売買代価金壹千円也

此登記料金八円也

明治廿四年四月八日

大坂府大坂市東区今橋式丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三拾八番屋敷
寄留

買受人代理 北林兼司

*欄外朱書「登記名刺」

606

五厘
証券
印紙
委任状

拙者義登記事件二付^{石見国邇摩郡大森村百三拾八番}屋敷寄留^{北林兼司}ヲ以テ部理代人卜相
定メ、拙者ノ名義ニテ左ノ権限之事ヲ代理為致候事

一、島根県石見国邇摩郡明治村大字大國式千貳百七番地田平斗三郎所有
石見国邇摩郡明治村大字大國字道ノ上へ家ノ奥千五百五拾七番田反別
壹反九畝歩、全国全郡全村全大字字中谷千五百五拾八番田反別三畝歩、
全国全郡全村全大字字森ヶ段千五百五十九番田反別壹反壹畝拾七歩、
全国全郡全村全大字字森ヶ段千五百五拾九番ノ一田反別拾四歩、全国
全郡全村全大字字森ヶ段上エ千五百六拾番田反別貳反三畝廿六歩外二溜
池壹畝六歩、全国全郡全村全大字字森ヶ段上エ千五百六拾番ノ一田反
別三畝廿貳歩、全国全郡全村全大字字森ヶ段上エ千五百六拾番ノ三田反
別拾五歩、全国全郡全村全大字字森ヶ段上エ千五百六拾番ノ甲田反別五
畝拾五歩、全国全郡全村全大字字森ヶ段千五百六拾壹番ノ乙田反別壹
反六畝拾五歩、全国全郡全村全大字字曾根畑下夕乙百番ノ貳畑反別六
畝八歩、全国全郡全村全大字字中谷乙百三番畑反別壹反壹畝廿壹歩、
全国全郡全村全大字字中谷乙百四番畑反別壹反六畝歩、全国全郡全村
全大字字下ノエゴ乙百五番畑反別壹反八畝廿壹歩、全国全郡全村全大

字字仏ヶ追乙七番畑反別六畝廿壹歩、全国全郡全村全大字字中ノエ
ゴ三千七百三拾番ノ一畑反別壹反壹畝廿三歩、全国全郡全村全大字
中ノエゴ三千七百三拾番ノ貳畑反別貳畝拾七歩、全国全郡全村全大字
字中ノエゴ三千七百三拾番ノ三畑反別壹反貳拾貳歩、全国全郡全村全
大字字森ヶ段上千五百六拾番ノ乙原野反別貳拾歩、全国全郡全村全大
字字小丸山三千七百貳拾番山林反別四反七畝貳拾歩、全国全郡全村全
大字字中ノエゴ三千七百三拾番山林反別貳町五畝拾六歩之地処ヲ今般
本組へ買受候ニ付登記願ニ関スル一切之事

一、前記地処ニ係ル登記簿謄本ノ下付ヲ出願スル事
右代理ノ委任状、仍テ如件

明治廿四年三月三十日
大坂府大坂市東区今橋貳丁目
壹番屋敷藤田組頭取
藤田傳三郎

以下余白

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書
*欄外上部に割印の輪郭を朱書

607 大坂府大坂市東区今橋
貳丁目壹番屋敷

藤田組頭取
藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三拾
八番屋敷寄留

北林兼司

登記謄本下渡願

此手数料金三拾銭

明治廿四年四月八日

登記謄本下渡願

一、大田村地処登記三百拾八号物件之謄本入用ニ付御下渡被下度、此段奉
願候也

明治廿四年四月八日

*欄外に朱書「名刺」

608 上申書

別紙売渡証書并ニ委任状付明治村大字大田トアルハ今回改ムナリタル大
田村大字大田ニ有之候処、三月三十日ニ売買契約致候次第第二御座候、此
段上申仕候也

大坂府大坂市東区今橋

貳丁目壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村

百三拾八番屋敷寄留

北林兼司

明治廿四年四月八日

大阪府大阪市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

石見国邇摩郡大森村百三拾八番

屋敷寄留

北林兼司

地処売買ニ付登記願

此売買代価金七百三拾円也

此登記料金六円也

明治廿四年四月

610

五厘
印紙

委任状

拙者義登記事件ニ付石見国邇摩郡大森村百三拾八番^{屋敷寄留}ヲ以テ
部理代人ト相定メ、拙者之名義ニテ左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

一、島根県石見国邑智郡川本村大字因原式百五十七番地中垣健二郎所有

石見国邑智郡君谷村大字志君字松尾分付平四百六拾三番山反別三拾九

町歩、全国全郡全村全大字^(字脱)松尾鈿原平四百六拾四番山反別三拾町六反

七畝拾歩、全国全郡全村全大字字カラスノコ四百六十九番山反別壹町

七反五畝歩、全国全郡全村全大字字才ノ峠道ノ上四百六拾七番山反別

式反壹畝拾歩、全国全郡全村全大字字小田ヶ迫三百四拾式番第一山反

別式拾壹歩之地所ヲ今般当組へ買受候ニ付登記出願ニ関スル一切ノ事

一、前記地処ニ係ル登記簿謄本ノ下付ヲ出願スル事

右代理ノ委任状、仍テ如件

大阪府大阪市東区今橋式丁目
壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎

以下余白

明治廿四年四月

*藤田組印、藤田傳三郎印は朱書

*欄外上部に割印の輪郭線

611 御伺

当銀山町より大國村字柑子谷へ村道之内牛ノ首之通路ハ二条アリテ其本
道ヲ確知難致候間御指定被下度候、右村道ハ^①旧兼重井鉾業止相生シ候処
現今破壊甚敷牛馬等通行難相成候ニ付、当処ニテ修繕ヲ加ヘ^{当鉾山鉾業上必用}申度之使益
而也^{御座候半カ}不公衆ノ便益ヲ計リ申度存候、依テ御多忙之御中ニモ
可右之候得共至急ニ何分御指示相成度候也^{被成下}

明治廿四年四月十七日

大森鉾山藤田組出張処

大原順之助

大森村長

福井栄輔殿

612 御伺

本村内字上佐摩道路ノ内国道改修中之為メ危険ノケ処有之、雨天之際等牛馬通行ニ困難ヲ生シ当鉦山用物品運搬ニ差支ヲ来シ候二付、可然換道無之候ヘハ私費ヲ以テ旧道ノ内通行ニ危険ノケ所修補致度候処如何ノ手續ニ致可然候哉、此段相伺候也

明治廿四年四月十七日

大原順之助

大森村長福井栄輔殿

613 鉦業用火薬類買入願

一、ダイナマイト 参拾貫目

一、雷管 壹千発

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致度候二付、大坂淡路町百五拾五番屋敷火薬免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有之火薬庫ニ貯藏其時々支用致度候間、免形手形御下付被成下度、此段奉願候也
明治廿四年四月十九日

邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

島根村^(原)

大森警察署長警部中山門殿

614 委任状

拙者義都合有之石見国邇摩郡大森村

ヲ以部理代人ト相定メ、左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

一、当藤田組処有石見国邇摩郡大森村大字大國字イタヤ向上ミ千五百八

十七番宅地八畝貳拾六歩、全村字家ノ前千五百八十九番田六畝貳拾七

歩、全村字表田千五百九十番田壹反四畝九歩、全村字表田上ミ千五百

九十壹番田三畝九歩、全村字板屋下モ千五百九拾貳番田五畝拾七歩、

全村字板屋上ミ千六百番宅地八畝四歩、全村字水井戸千六百壹番宅地

壹畝六歩、全村字小^番千六百貳番田壹反七畝三歩、全村字古曙千六百

五番田廿七歩、全村字^口千六百六番田三畝拾歩、全村字古曙千六百

百七番宅地壹畝九歩、全村字山口千六百拾番宅地壹反廿歩、全村字小

暮千六百三番畑壹畝廿壹歩、全村字板屋上^上千五百八十七番地ノ^上統

ノ^上春郡村宅地七畝拾歩、全村字板屋向千五百八拾八番宅地壹反五畝廿六

歩、全村字家ノ前千五百八拾九番ノ乙原野三畝廿八歩、全村字表田千

五百九拾番ノ一原野四畝三歩、全村字中谷乙百三番畑壹反壹畝廿壹歩、

全村字全乙百四番畑壹反六畝歩、全村字下ノエゴ乙百五番畑壹反八畝

廿壹歩、全村字仏ヶ迫乙百七番畑六畝廿壹歩、全村字中ノエゴ三千七

百三拾番ノ壹畑壹反壹畝廿三歩、全村字全三千七百三拾番ノ二畑貳畝

拾七歩、全村字全三千七百三拾番ノ三畑壹反廿貳歩、全村字森ヶ段上

千五百六拾番ノ乙原野廿歩、全村字小丸山三千七百廿番山林四反七畝

廿歩、全村字中ノエゴ三千七百三拾番山林貳町五畝拾六歩、全郡大森

村字隱居ノ上ヘホノ三百八十九番山四畝歩、全村字席岸寺上ホノ三百

八十五番山壹畝廿四歩、全村字中曾根ホノ三百八十六番山三反歩、全

村字神楽山ホ百五拾八番荒地壹畝廿七歩、全村字昆布山谷ニ二百七拾

番荒地四畝廿四歩八合、全村字岩屋堂ニ二百廿七番市街荒地地廿三

歩七厘、全村字昆布山谷ニ二百六十五番荒地壹畝廿六歩九厘、全村

字昆布山谷ニ二百六十八番荒地三畝貳厘、全村字全ニ二百七拾

壹番荒地三畝三歩貳厘、全村字全ニ二百七拾五番荒地壹畝廿九歩四

厘、全村字蓬菜山^宝上ホ三百九拾壹番山六畝歩、全村字昆布山谷ニ二百

二

百七拾三番宅地壹畝廿九歩、壹厘、全村字全二二七拾六番荒宅地壹畝廿八歩六厘、全村字休谷二百廿番市街宅地三畝七歩五厘、全村字大谷二百八十三番宅地壹畝拾五歩六厘、全村字満教院ホ四百拾九番山廿四歩、全村馬場西横相ホ三百五十九番山凡九反三畝九歩、全村字天井道ノ左リホ百六拾三番宅地廿三歩四合式勺、全畑六畝廿五歩、全村字岩屋堂二二五番宅地八畝廿四歩壹合、全村字全二二〇廿六番荒宅地壹畝七歩七合、全村字全二二〇廿三番荒宅地廿六歩三合、全村字龍源寺山二ノ百八十五番宅地廿七歩壹合、外壹畝廿八歩六合、荒地全村字栃畑谷二ノ二百三拾壹番荒宅地四畝三歩壹合、全村字出シ辻二ノ二百八拾三番荒宅地三畝廿歩三合、全村字大横相二ノ百三拾貳番荒宅地壹畝拾三歩五合、全村字昆布山谷二ノ二百六十九番荒宅地三畝拾七歩六合、全村字栃畑谷二ノ二百五拾九番市街宅地三畝拾七歩五合、以上五拾五筆ニ対スル土地台帳謄本ヲ其筋ヘ代印ヲ以テ請求シ及該手数料代納謄本受取ノ事

右代理委任状、仍テ如件

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎

明治廿四年四月十九日

以下余白

*一つ書き十一行目欄外鉛筆書「表田ノ上ミ」、同二十一行目同「神楽山山式畝廿四歩」、同三十行目同「馬場西横相山八反式畝廿五歩」、「畑七畝廿六歩、宅地八式番ノ一」

*一つ書きの中の読点はすべて朱書

615 委任状

拙者義都合有之石見国邇摩郡大森村

ヲ以テ代理人ト相定、左ノ権限ノ事ヲ代理為致候事

一、当藤田組処有石見国邇摩郡君谷村大字志君字松尾分付平四百六十三番山三拾九町歩、全村全字字松尾鉦原平四百六十四番山三拾町六反七畝拾歩、全村全字字カラスノコ四百六十九番山壹町七反五畝歩、全村全字字才ノ峠道ノ上四百六十七番山式反壹畝拾歩、全村全字字小田ヶ迫三百四十式番第一山式拾壹歩、以上五筆ニ対スル土地台帳謄本ヲ其筋ヘ代印ヲ以テ請求シ及該此手数料代納謄本受取ノ事

右代理委任状、仍而如件

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷

藤田組頭取

藤田傳三郎

明治廿四年

以下余白

616 道水路変更願

「明治村大字大國五拾九番

五拾七番村道字丹所ヨリ大森村迄

村道 長五百八拾間
巾敷地四尺
馬踏三尺

此反別壹反式畝式拾三歩之内村道長九拾壹間」
一、變更道路長八拾間 巾敷地四尺

此改修総費金拾壹円式拾五錢六厘

〔全村大字全上五拾七番

三拾七番村道字ミノシケヨリ大森村迄

村道

長千三百拾八間
巾敷地老間
馬踏三尺

此反別四反三畝式拾八歩之内村道長八拾式間

一、變更水路長六拾七間 巾敷地老間

此改修総費金拾壹円式拾五錢六厘

〔全村大字全上五拾八番

字茶ノ金ヨリ落合迄

柑子谷川

長千式百七拾式間
巾壹間三尺

此反別六反式畝拾八歩之内水路四拾八間

一、變更水路長四拾三間 巾壹間三尺

此改修総費金式拾三円六拾五錢式厘

〔全村大字全上六拾番

字山吹城山ヨリ丹処迄

千切川

長式百五拾四間
巾四尺八寸

此反別六畝式拾三歩之内水路長六拾間

一、變更水路長六拾五間 巾四尺八寸

此改修総費金拾八円五拾六錢四厘

右道水路ハ該谷間廿余戸ノ農家耕作ノ為メ支用スルノ外敢テ公衆ノ使用ニ関セサルヲ以テ從來該谷中住民ニテ修補ノ慣行アリテ全村ニ利害無之候、然ルニ当鉦山再興後ハ坑口外鉦業用諸建築又ハ捨石場等相設ケ候為メ自然通行不便且水路屈曲ニテ出水ノ甚困難有之、一時修補スルモ將來人民通行耕作并ニ鉦業上不便不少候ニ付、今回該道水路ノ破壊又ハ水害

ヲ遠慮シ前書之通り改修變更致度、尤も該工事工費ハ勿論新線敷地ハ拙者^{本組}処有ニ付、右潰費并ニ改修総費^{本組}ニ於テ担当支弁可致候為メ隣地關係人へ協議致候処、故障筋更ニ無之反テ從來ノ便利ト賛成仕候間御許可被下度、工事ノ義ハ御許可ノ当日ヨリ向フ三十日間ニ落成可致候、尚新設道水路竣功之上ハ從來ノ道水路ハ不用ニ付、代地トメ御下渡被下度候、別紙^函面并ニ改修目論見書、潰地取調書、実測^図共相添、關係人民惣代連署、此段奉願候也

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

邇摩郡大森村百九拾番屋敷

寄留

大原順之助

邇摩郡明治村大字大國式百三拾番

屋敷

隣地持主

右道路關係人民總代

田中勘二郎

全郡全村式百式拾四番屋敷

右道路關係

人民惣代 田中定太郎

全郡全村式百式拾六番屋敷

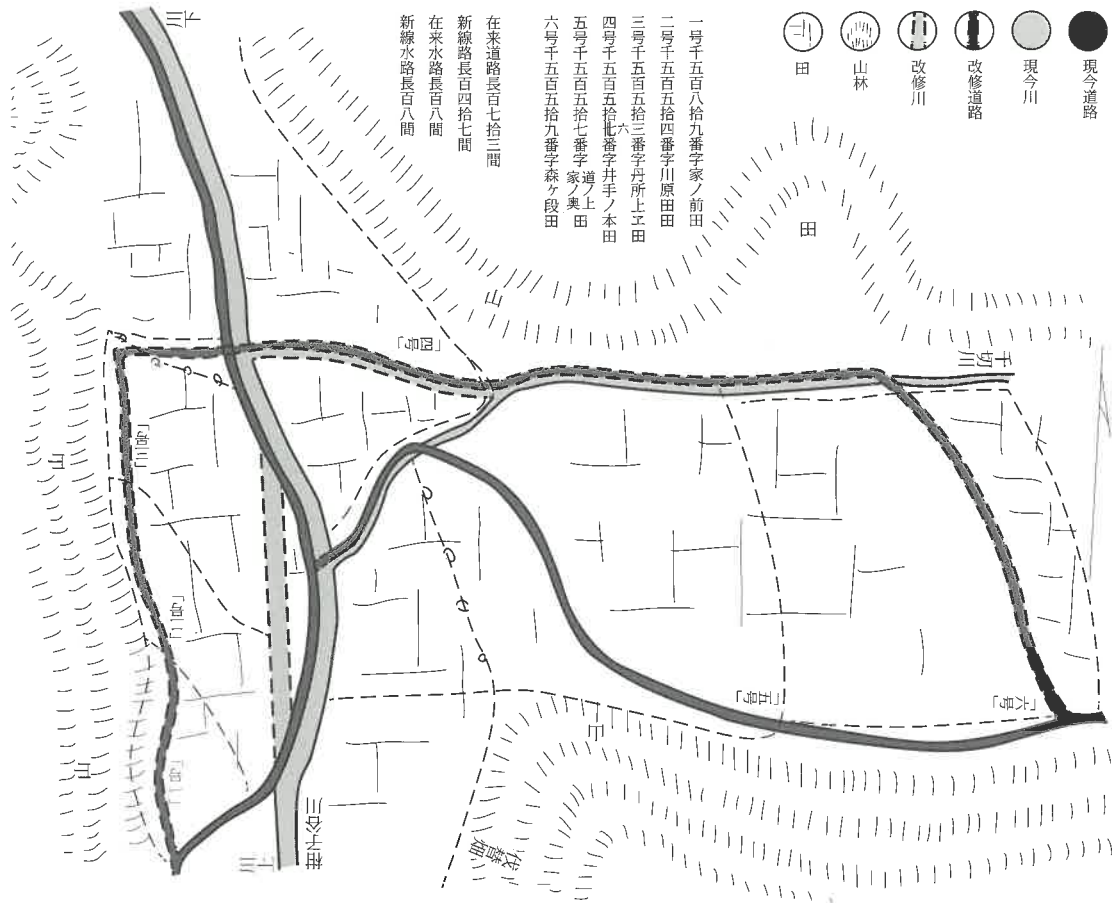
全上 中田廣右衛門

島根県知事籠手田安定殿

明治廿四年

三月

617 「道水路変更図面」



618 大國村大字大國村道及水路之内変更目論見書

- 一、改修道路長六拾七間
 - 此工費金拾壹円貳拾五錢六厘
 - 字家ノ前字丹処上ミ
 - 字川原田
 - 一、地均シ六拾七間
 - 此土坪六拾七坪八拾人四分
 - 人足卅四人五分
 - 但壹坪壹人貳分
 - 平均巾壹間
 - 一、改修道路長八拾間
 - 此工費金拾壹円貳拾五錢六厘
 - 字森ヶ段字道ノ上家ノ奥
 - 字井手ノ本
 - 一、地均シ八拾間
 - 此土坪五拾三坪六合
 - 人足八拾人四分
 - 但壹坪壹人半
 - 平均巾四尺
- 一、改修水路長 四拾三間
 - 此工費金貳拾三円六拾五錢貳厘
 - 字川原田
 - 字丹処上ミ
 - 一、水路切均シ延長四拾三間
 - 此土坪六拾四坪五合
 - 人足九拾六人七分
 - 但壹坪壹人五分
 - 平均巾壹間三尺
 - 字川原田
 - 字丹処上ミ

一、高側石垣延長八拾六間

拾坪三合式勾
此土坪百拾七坪六合式勾

平均中四分卅四尺

但老坪七人貳人

一、改修水路長六拾五間

七拾式八式分四厘
此工費金拾八円五拾六錢四厘

字井手ノ本

一、水路切均シ六拾五間

此土坪五拾貳坪

平均卅四尺八寸

人足七拾八人

但老坪老人半

字井手ノ本

一、石垣六拾五間

此土坪七坪八合

人足五拾四人六分

但老坪七人

右寄

人足四百六拾式人三分四厘

但老人金拾四錢

此賃金六拾四円七拾貳錢八厘

右之通

大坂府大坂市東区今橋式丁目壹番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

邇摩郡大森村百九拾番屋敷寄留

四月

大原順之助

明治廿四年

619

大國村大字大國村道及水路之内潰地取調書

大國村大字大國千五百五拾四番

字川原田

持主

元田反別九畝拾八歩

藤田組

地価金三拾七円三拾九錢貳厘

地租金九拾三錢五厘

内

一、道路潰地反別拾四歩

一、川潰地反別老畝拾五歩壹合五勺

地価金七円六拾八錢

地租金拾九錢貳厘

全村全字千五百五拾三番

字丹処上工

持主

元田反別八畝拾貳歩

藤田組

地価金三拾四円五拾四錢九厘

地租金八拾六錢四厘

内

一、道路潰地反別老畝拾歩

一、水路潰地反別拾九歩三合五勺

地価金八円拾三錢七厘

地租金貳拾錢三厘

全村全字千五百五十九番

字森ヶ段

持主

元田反別老反老畝拾七歩

藤田組

地価金四拾五円五錢貳厘

地租金壹円拾貳錢六厘

内

一、道路潰地反別貳拾六歩八合

地価金三円四拾七錢八厘

地租金八錢七厘

全村全字千五百五拾七番

字道ノ上家ノ奥

元田反別壹反九畝歩

地価金七拾四円五厘

地租金壹円八拾五錢

内

一、道路潰地反別拾三步四合

地価金壹円七拾四錢

地租金六錢九厘

全村全字千五百五十六番字井手ノ本

元田反別壹反四畝七歩

地価金四拾六円貳拾壹錢六厘

地租金壹円拾五錢五厘

内

一、道路潰地反別拾三步四合

一、水路潰地反別壹畝貳拾貳歩

地価金七円八錢

地租金拾七錢七厘

全村全字千五百八十九番

字家ノ前

元田反別六畝貳拾七歩

持主

藤田組

持主

藤田組

持主

藤田組

地価金貳拾八円三拾八錢

地租金七拾壹錢

内

一、道路潰地反別拾三步

地価金壹円七拾八錢壹厘

地租金四錢四厘

全村全字千五百五拾六番

字井手ノ本

元田反別壹反四畝七歩

地価金四拾六円貳拾壹錢六厘

地租金壹円拾五錢五厘

内右寄

一、田反別七畝廿七歩壹合

地価金貳拾九円貳拾九錢六厘

右之通

持主

藤田組

大坂府大坂市東区今橋貳丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

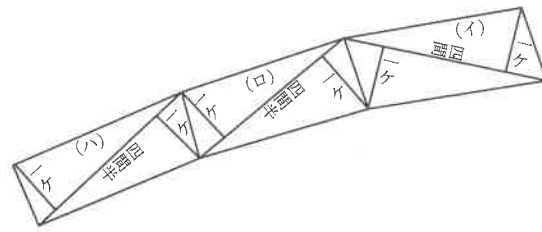
邇摩郡大森村百九拾番屋敷寄留

大原順之助



明油村大字大國村道及水路之内潰地絵図面

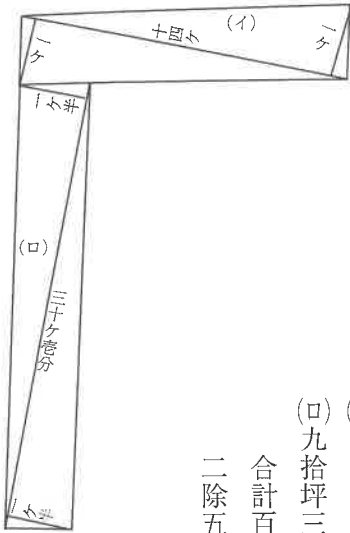
千五百八拾九番字家之前



(イ) 八坪
(ロ) 九坪
(ハ) 九坪

合計貳拾六坪
二除拾三坪

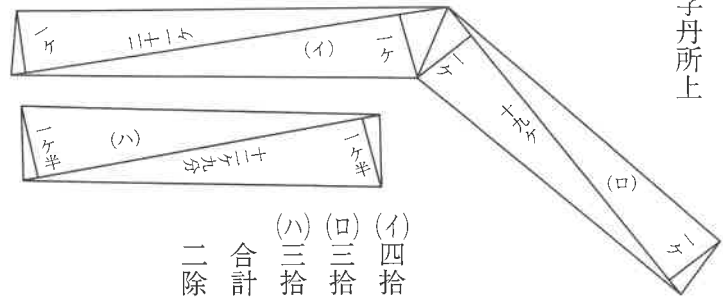
千五百五拾四番字川原田



(イ) 貳拾八坪
(ロ) 九拾坪三合

合計百拾八坪三合
二除五拾九坪壹合五勺

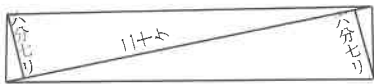
千五百五拾三番
字丹所上



(イ) 四拾貳坪
(ロ) 三拾八坪
(ハ) 三拾八坪七合

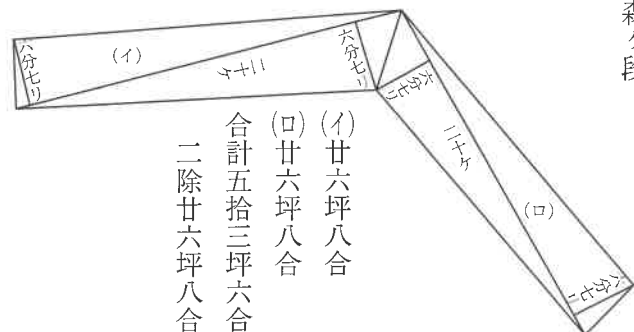
合計百拾八坪七合
二除五拾九坪三合五勺

千五百五拾肆番
字道ノ上家ノ奥



貳拾六坪八合
二除拾三坪四合

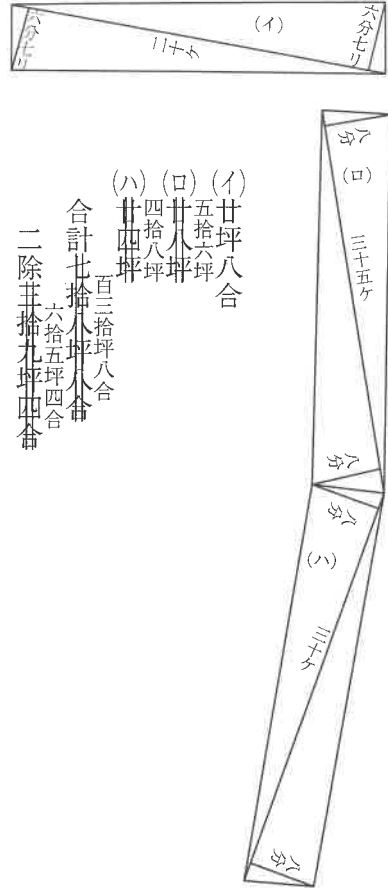
千五百五拾九番
字森ヶ段



(イ) 廿六坪八合
(ロ) 廿六坪八合
合計五拾三坪六合

二除廿六坪八合

千五百五拾六番
字井手ノ本



右潰地実測図面相違無之候也

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎代理

邇摩郡大森村百九拾番屋敷

寄留

大原順之助

*無地白紙に記載

*記号(イ)(ロ)(ハ)は朱書

621 証

一、金參百円也

右ハ弊所事業上無抛要用有之、来ル五月八日迄ノ期限ニテ正ニ借用

仕候也

大森鉦山

藤田組出張処

主務代理

西田稯

明治廿四年

四月廿四日

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

622 記

一、今回山口街道々路改修用火薬百貫目御受入ニ付、当所火薬庫之一部
借受之義御依頼ニ相成リ承諾致候也

大森鉦山藤田組出張所

大原順之助

明治廿四年四月廿五日

道路工事担当人

野坂才吉殿

*欄外に割印(種類不明)

623 鉦業用火薬類買入願

一、火薬式百貫目

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致候ニ付、大坂淡路町式
丁目百五拾五番屋敷火薬免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有ノ火
薬庫ニ貯蔵其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

明治廿四年四月廿五日

大森警察署長警部中山門殿

邇摩郡大森村銀山鉱業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

624 土地台帳謄本御下付請求願

石見国邑智郡君谷村大字志君

字松尾分付平四百六拾三番

一、山參拾九町歩

全上字松尾鉦原平

四百六十四番

一、山參拾町六反七畝拾歩

全上字カラスノ子

四百六拾九番

一、山壹町七反五畝歩

全上字小田ヶ迫

三百四十二番ノ壹

一、山貳拾壹歩

全上字才峠道ノ上

四百六拾七番

一、山貳反壹畝拾歩

右記載之地処土地台帳謄本御下付奉願候也

大坂府大坂市東区今橋式丁目

壹番屋敷藤田組頭取

明治廿四年四月廿七日

島根県知事篠崎五郎殿

藤田傳三郎代理

橋本甚吉

625 定約証

壹錢証券
印紙

拙者義邇摩郡大國村ニ於而地所買受坑業之為メ村道水路變更ニ付、

近傍請持修繕者ト協議ノ上定約スル左ノ如シ

一、道水路變更ニ付川岸及村道築立岸等新築之為後年小修繕ヲ要スルモ

ノハ請持人ニ於而是迄之通り修繕セラルヘシト雖モ、大破ニ及ヒ數十

人ノ人夫ヲ要スル時ハ藤田組所有地ニ接スルモノハ一切修繕可致候事

一、橋梁大破ニ及ヒ候節ハ橋材及人夫賃等藤田組所有地ニ接スル分ハ一

切修繕可致候事

一、後年万一前頭之地所ヲ他人ヘ売渡シ又ハ讓渡名義切換ヲナス事アリ

シハハ受繼人ニ於テ此定約ヲ履行スヘク様申繼可致候事

大森鉦山藤田組出張所主務

明治廿四年五月五日

大原順之助

大國村小字柑子谷道水路修繕請持人民総代

田中正容殿

田中貞太郎殿

中田廣右衛門殿

626 運搬許可証還納届

一、ダイナマイト三拾貫目、雷管壹千発去ル三日到達致候ニ付、別紙第

六十九号運搬許可証還納致候也
明治廿四年五月五日

大森警察署長警部中山門殿

大森鉦山鉦業人
藤田傳三郎代理

大原順之助

627 運搬許可証還納届

一、火薬貳百貫日本日到達致候二付、別紙第八十五号運搬許可証還納仕候也

明治廿四年五月六日

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

代印

西田挺

大森警察署長

警部中山門殿

628 証

一、金貳千円也

但去ル六日第三国立銀行大阪支店振出為替券ニテ三千五百円御預ケ
致置候内前記金額正ニ受取候也

明治廿四年五月八日

大森鉦山主務

熊谷信常殿

大原順之助

629 証
一、金壹千五百円也

但去ル六日第三国立銀行大坂支店振出為替券ニテ三千五百円御預ケ
致置候内壹千円受取残額之内正ニ受取候也

明治廿四年五月十日

大森鉦山主務

大原順之助

熊谷信常殿

630 記

一、借区及試堀地原図式葉

右八本県訓令第七十号御達^⑬ニ基キ明治廿四年四月三十日当鉦山現在借区
及試堀地原図前書之通進達仕候也

嶋根県邇摩郡大森鉦山

營業人藤田傳三郎代理

大原順之助(朱印)

明治廿四年五月十一日
大森村長福井榮輔殿

631 証

一、金五百円也

是ハ去ル六日御預ケ致候三千五百円之内第五面分鵜峠鉦山長島中花

助付送付二付正二受取候也

大森鉦山

明治廿四年

廿一日

五月廿九日

熊谷信常殿

藤田組出張処
大原順之助
苗田樵

*部分訂正後、全文末梢

632

式拾錢
証券印紙

証

一、金四百円也

是ハ弊処事業上無拠要用有之、来ル六月三日迄之期限ニテ正二借用仕候也

大森鉦山

明治廿四年

五月廿七日

主務

大原順之助

熊谷信常殿

633

鉦業用火薬類買入願

一、火薬 式百貫目

一、雷管 式千発

一、タイナマイト 三拾貫目

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致候ニ付、大坂淡路町

式丁目百五拾五番屋敷火薬免許商通山丑恣方ニ於テ買入之上拙者所有之火薬庫へ貯蔵其時々支用致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉願候也

明治廿四年

五月廿九日

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

634

運搬許可証還納届

一、火薬式百貫目、タイナマイト三拾貫目、雷管式千発去ル十日到着致候ニ付、別紙第百五拾四号運搬許可証還納致候也

明治廿四年六月十三日

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

635

証

一、金壹百三拾円也

是レハ弊所事業上必用有之、本月廿七日迄借用致候也
明治廿四年六月廿二日

大森鉦山主務

大原順之助

代印

熊谷信常殿

北林兼司「〇」

*欄外朱書「証券印紙六銭」
*金額の数字三に朱丸

636 記

一、山口街道々路改修工事用火薬三拾貫目買入二付、当処火薬庫之一部
借受ケ度御依頼之儀ヲ承諾仕候也

明治廿四年六月廿二日

大森鉦山藤田組出張処

大原順之助

道路工事担当人

野坂才吉殿

637 証
証券印紙
十四銭

一、金三百七拾円也

是レハ弊処事業上必用有之、本月廿七日迄借用致候也

明治廿四年六月廿五日

大森鉦山藤田組出張処

主務

大原順之助

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

638 証
一、金貳百円也

是レハ弊所事業上要用有之、来七月三日迄借用仕候也

明治廿四年六月廿七日

大森鉦山

藤田組出張処

主務

大原順之助

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

639 証
証券印紙
八銭

一、金百三拾円也
百三拾円也

是レハ弊処事業上要用有之、七月六日迄借用致候也

大森鉦山

藤田組出張処

主務

大原順之助

明治廿四年

七月廿九日

熊谷信常殿

松原小兵衛殿

*欄外上部に割印C

640 鉱業用火薬類買入願
一、火薬貳百貫目

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿用ニ支用致候ニ付、大坂淡路町貳丁目百五拾五番屋敷火薬免許商通山丑恣方ニ於テ買入之上拙者処有之火薬庫へ貯蔵其時々支用致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉願候也

明治廿四年七月一日

邇摩郡大森村字銀山鉱業人

藤田組出張処

傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

641 証

一、金千五百円也

但去ル七日御預ケ致候千九百円之内

正ニ受取候也

明治廿四年

七月九日

大森鉦山

藤田組出張処

北林兼司

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

642 「進達」

第百九十七号ヲ以御返戻却相成候本年訓令第七十号ニ依リ付不_本ル

丁第九十七号ヲ以御返却相成候試堀地下借区地下各別ニ調製、更ニ進達仕候也

明治廿四年七月十日

嶋根県邇摩郡大森鉦山

営業人藤田傳三郎代理

大原順之助

大森村長福井栄輔殿

643 「回答」

森坤第六八九号ヲ以テ御照会之坑業夫出入調、六月廿四日より七月十日迄之分、別紙之通りニ有之候也

大森鉦山藤田組出張処

明治廿四年七月十日

大森警察署

御中

644

盗難届

一、洋釘 貳貫目 但貳寸釘

代金六拾銭

右ハ大坂藤田組本店ヨリ当処へ到達スヘキ荷物六月廿九日温泉津湊ヲ經テ仁万浦へ到達全日陸揚之俣全浜ニ据置候処、三十日朝ニ至リ全浦ニテ荷物取扱依頼人鎌田健二郎諸品取調候処、洋釘拾六貫目入樽三ヶ之内壹ヶ鏡板破損致居候為メ篤ト調査候処、前記之通り量目凡ソ貳貫目位盜居ラレ候ニ付、此段御届候也

明治廿四年七月八日

大森鉦山鉱業人

藤田傳三郎代理

大森警察署長

大原順之助

中山門殿

645 運搬許可証還納届

一、火薬貳百貫目去ル十五日到着致候二付、別紙第二〇〇号許可証還納致候也

明治廿四年

大森鉷山鉷業人

藤田傳三郎代理

七月十七日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

646 一、金貳百圓也
式百圓也
証
金貳百圓也

右弊処事業上要用有之前記金額正二借用仕候、返済之義ハ本月廿四日限り返金可仕為其借用証如件
明治廿四年七月十九日

大森鉷山

藤田組出張処

主務

大原順之助

松原小兵衛殿
能谷信常殿

*欄外上部に割印

647 御届

本日午前二時頃村上坑々夫小や並鍛冶場老棟此建坪拾坪別紙図面之通焼失致候、尤も出火ノ原因ハ不判明ニ候得共散火等ニハ決シテ無之候、此段御届申上候也

明治廿四年

七月廿日

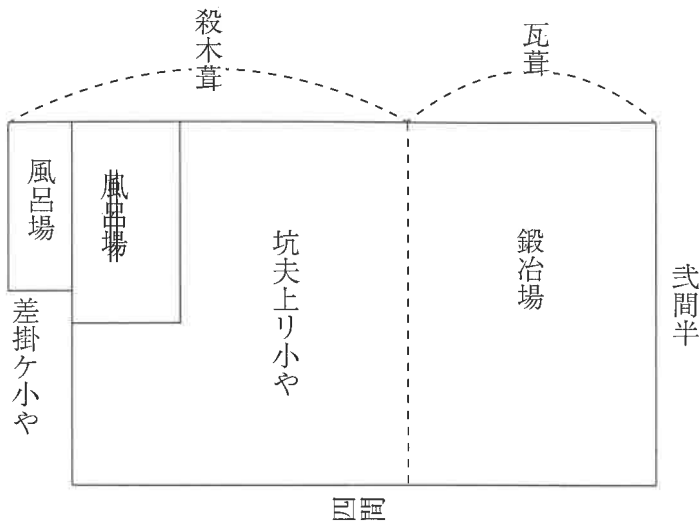
大森鉷山鉷業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿



648 証

一、金三百円也
但第三国立銀行大坂支店振出手形壹千円也、御預ケ之内前記之通り
受取申候也

明治廿四年七月廿四日

大森鉞山

藤田組出張処

大原順之助

熊谷信常殿

649 預り証

一、金参拾円也
右銅貨ニテ正ニ預リ置候ニ付、来ル八月六日迄ニ此証ト引換ニ現金
相渡可申候也

明治廿四年

大森鉞山

藤田組出張処

鎌田健二郎殿

*欄外上部に割印C

650 証

一、金^参百円也
右ハ弊処事業上要用有之、来ル八月七日迄借用致候段相違無之候也

大森鉞山

明治二十四年

藤田組出張処

七月廿九日

主務

熊谷信常殿

大原順之助

*金額の数字訂正箇所に朱印「北林」

651 預り証

一、金百五円也
右銅貨小銭ニテ正ニ預リ置候ニ付、来ル八月六日迄ニ此証ト引換ニ
現金相渡可申候也

大森鉞山

明治廿四年七月三十日

藤田組出張処

鎌田健二郎殿

*欄外上部に割印C

652 鉞業用火薬類買入願

一、火薬 貳百貫目

一、ダイナマイト 貳拾貫目

一、雷管 三千発

右借区許可地内諸坑内及永久通洞開鑿ニ支用致候ニ付、大坂府東区淡路
町二丁目百五十五番屋敷免許商通山丑恣方ニ於テ買入之上拙者処有之火
薬庫へ貯蔵其時々支用^使致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉願候也

明治廿四年

七月三十一日

大森警察署長警部中山門殿

邇摩郡大森村銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

653 運搬許可証還納届

一、火薬式百貫目、ダイナマイト式拾貫目日本日到着致候二付、別紙許可証式葉還納致候也

明治廿四年

八月十三日

大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

654 道路改修ニ付火薬使用願

当村銀山町字上市場ヨリ大國村字柑子谷ニ達スル村道改修仕度候ニ付テハ、岩石破碎之為メ左之箇所ニ於テ火薬使用仕度、素ヨリ往來人之絶間ヲ計リ危険之事ナキ様十分注意可仕候間、御許可被成下度、此段奉願候也

大森村

字牛ノ首道 (材替畑及山林)

字下モ屋敷 (畠荒地)

字真谷ノ右 (畠)

字ヨシゲ迫 (旧道)

メ四字

大國村

字風穴 (伐替畑)

字セト (全)

字シゲガ迫 (伐替畑及山林)

字カクレ迫 (山)

字岡田岩 (伐替畑)

メ五字

大阪市東区今橋式丁目壺番屋敷

藤田組頭取藤田傳三郎代理

大森村寄留

明治廿四年八月十三日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*藤田組大森鉦山所の野紙に記されたこより綴じの別帳が挟み込まれて
いる

655 自明治廿四年一月至全六月大森鉦山概況報告

当山永久・銀山ノ両部ハ一月ヨリ採鉦準備ヲ為シ四月ヨリ弥採鉦ヲ始メ六月末マテ採掘セシ粗鉦量式拾六万三千余貫目トス、而メ永久排水道準以下壺百尺ノ下底ニ於テ富良ノ鉦脈ニ切当リ鉦況ノ確實ナルヲ認ム本谷部ハ依然福石ト称スル銀鉦ノ探鉦ヲ勉メ其成績空カラズ、発見ノ鉦量益ス増加セリ、全部金生坑ノ銀山清水谷トノ連絡スベキ坑道ノ掘鑿工事ハ大ニ捗リ、今后凡ソ九百尺ヲ掘鑿セバ両部貫通スルニ至ルベシ撰鉦シタル鉦石ハ銀山製煉所ノ鎔鉦炉ヲ以テ製煉セリ

永久坑外ニ於井製鉦所ノ建築ハ大半落成シ本年秋ニ至リ完成スベシ、該所ニ据付ヘキ諸器械類ハ過般來温泉津港ヲ経テ仁万浦ヘ陸揚ヲ為シ昨今悉皆運搬セリ、道路ノ狹隘ナルト器械ノ重量ナルニ依リ運搬上大ニ困難セリ

一月以來事業ノ拡張ニ連レ追々役員・職工ノ数ヲ増シ、六月末ニ至テ役員拾八名、医員老名、職工及雜夫合テ凡ソ八百名トス
右概況開伸仕候也

明治廿四年七月一日

大森鉦山藤田組出張処

大原順之助

邇摩安濃郡長

藤岡直藏殿

656 仮証

一、金貳百円也

右当山事業上要用ニ借用仕候処相違無之、來ル十八日本店ヨリ為換金到達ノ上御返済可仕候也

「廿四年八月廿日返却済」(朱印)

廿四年八月十六日

大森鉦山藤田組出張処

大原順之助

熊谷信常殿

*金額部分と朱書部分に朱印

*欄外上部に割印C

657 火薬運搬願

一、火薬貳拾壹貫三百六拾目

但箱入筵包線結式個ヲ以壹個ニ付拾貫六百八拾匁(四拾吉魯)運搬線路

本年八月廿日午前九時当山火薬庫より出荷陸路神門郡杵築村ニ至リ、翌廿一日正午全郡鷓鷯村鷓鷯鉦山藤田組出張処貯蔵処へ
右火薬本組稼業鷓鷯鉦山借区諸坑内ニ使用致候ニ付、前記之通り運搬仕度候間、運搬許可証御下付被成度、奉願上候也

明治廿四年八月十九日

大森鉦山鉦業人

藤田組頭取藤田傳三郎代理

大原順之助

島根県大森警察署長

警部中山門殿

658

仮証

卅卅金

仮受領証

一、金五百円也

右ハ本月廿日御預ケ致置候卷千円ノ内正ニ受取候也

藤田組出張処

大原順之助

八月廿五日
熊谷信常殿

*金額部分に朱印
*欄外上部に割印C

659 預り証

一、金四拾円也

右故芳太郎負傷ト死亡ニ付本組規則第五條⁽⁶⁾ニ基キ遺族扶助料トシテ
支給ノ分仮ニ預リ置候也

明治廿四年

大森鉦山

八月廿九日

藤田組出張処

伏見忠太郎殿

*欄外上部の割印を墨で消す

660 証

一、金四百円也

右幣処事業上要用有之正ニ借用仕候相違無之、来ル九月五日本店為
替金到達之内ヲ以御返済可致候也

明治廿四年八月三十一日

大森鉦山藤田組出張処

主務

大原順之助

熊谷信常殿

*文書全体に抹消線、上部に朱書「返却」

661 鉦業用火薬類買入願

一、火薬 貳百貫目

一、ダイナマイト 三拾貫目

一、雷管 三千発

右借区線内諸坑内及永久通洞開鑿ニ支用致候ニ付、大坂府東区淡路
町二丁目百五十五番地^(屋敷)免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有之
火薬庫へ貯藏其時々支用^(使)致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉
願候也

邇摩郡大森銀山鉦業人

明治廿四年

藤田傳三郎代理

九月三日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

662 仮領収証

一、金五百円也

但昨日御預ケ致候五千円之内
正ニ受取候也

明治廿四年

大森鉦山

九月四日

藤田組出張処

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

*四ヶ所に朱印「消」

663 仮領収証
一、金三百円也

但本月三日御預ケ致候五千円之内
正二受取候也

明治廿四年

九月九日

熊谷信常殿

大森鉦山

藤田組出張処

664 仮領収証
一、金四百円也

但本月三日御預ケ致候五千円之内
正二受取候也

明治廿四年九月十日

熊谷信常殿

大森鉦山

藤田組出張処

* 欄外上部に割印C
* 金額部分に朱印
* 四ヶ所に朱印「消」

665 仮領収証
一、金式千四百円也五百円也

但本月三日御預ケ致候五千円之内
正二受取候也

大森鉦山

藤田組出張処

明治廿四年九月十一日

熊谷信常殿

* 欄外上部に割印C
* 金額部分に朱印
* 金額訂正印「北林」
* 三ヶ所に朱印「消」

666 仮領収証
一、金五百円也

但本月三日御預をリ致候五千円之内
正二受取候也

大森鉦山

藤田組出張処

明治廿四年九月十二日
熊谷信常殿

* 欄外上部に割印C
* 三ヶ所に朱印「消」

667 「仮領収証」
一、同三百円也

但本月三日御預ケ致置候五千円之内正ニ受取候也

大森鉦山

廿四年九月十四日

藤田組出張処

熊谷信常殿

* 欄外上部の割印C

* 四ヶ所に朱印「消」

668 運搬許可証還納御届

火薬式百貫目、ダイナマイト三拾貫目日本日到着候二付、別紙第式六六号及七六号許可証式葉還納仕候、此段御届申上候也

邇摩郡大森銀山鉦業人

廿四年

藤田傳三郎代理

九月二十日

大原順之助

大森警察署長

中山門殿

669 仮領収証

一、金参百円也

但本月廿五日券面ニテ千五百円也

御預ケ之内正ニ受取候也

明治廿四年

大森鉦山

九月廿七日
熊谷信常殿

藤田組出張処

* 欄外上部の割印C

* 一ヶ所に朱印「消」

670 「仮領収証」

一、同式百円也

但本月廿五日券面千五百円也

御預ケノ内正ニ受取候也

明治廿四年九月廿八日

藤田組出張所

熊谷信常殿

* 欄外上部の割印C

* 一ヶ所に朱印「消」

671 仮証

一、金式百円也

但本月廿五日券面千五百円也

預ケ金之内

右正ニ受取候也

廿四年九月廿九日

藤田組出張処

熊谷信常殿

*欄外上部の割印C
*一ヶ所に朱印「消」

672 鉱業用火薬類買入願

一、火薬式百貫目

右借区線内諸坑内及永久通洞開鑿ニ^(使)支用致候ニ付、大坂府西区京町堀
五丁目免許商粟谷品^(使)三方ニ於テ買入拙者処有之火薬庫へ貯蔵其時々
支用致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉願候也

邇摩郡大森銀山鉱業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

明治廿四年九月三十日

大森警察署長

警部中山門殿

673 仮証

一、金三百円也

但去九月廿五日千五百円御預ケノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十月一日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*金額の部分に朱印

*欄外上部の割印C

*一ヶ所に朱印「消」

674 仮証
一、金三百円也

但去九月廿五日壹千五百円御預ケノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十月六日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*金額の部分に朱印

*欄外上部の割印

*一ヶ所に朱印「消」

675 仮証

一、金壹千円也

但本月六日預ケ金六千円ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十月十二日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*金額の部分に朱印

*欄外上部の割印C

*一ヶ所に朱印「消」

676 仮領収証

一、金貳千円也

但本月六日六千円預ケ金ノ内
右正ニ受取申候也

廿四年十月十三日

熊谷信常殿

藤田組出張処

* 欄外上部の割印C
* 一ヶ所に朱印「消」

677 仮領収証

一、金千五百円也

但預ケ金六千円ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十月十四日

熊谷信常殿

藤田組出張処

* 欄外上部の割印C
* 一ヶ所に朱印「消」

678 運搬許可証還納届

一、火薬式百貫目昨日到着致候ニ付、別紙第三〇式号運搬許可証壹葉還納仕候也

邇摩郡大森村鋳業人

藤田組頭取

明治廿四年十月十五日

藤田傳三郎代理

大原順之助

島根県大森警察署長
警部中山門殿

679 仮領収証

一、金五百円也

但預ケ金六千円之内

右正ニ受取申候也

明治廿四年十月十六日

熊谷信常殿

藤田組出張処

* 欄外上部の割印C
* 一ヶ所に朱印「消」

680 鋳業用火薬類買入願

一、ダイナマイト 三拾貫目

一、雷管 三千発

右借区線内諸坑内及永久通洞開鑿ニ支用致候ニ付、大坂府東区淡路町二丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有之火薬庫へ貯蔵其時々支用致度候間、免形^許手形御下付被下度、此段奉願候也

邇摩郡大森銀山鋳業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

681 自明治廿四年七月至九月大森鉦山概況報告

銀山・永久両部ハ鉦況依然良好ニシテ、永久ノ西部ナル下底ニ於テ含銀多量ナル豊饒部ヲ発見シタリ、掘鑿シタル粗鉦量ハ三拾三万八千余貫目トス

本谷部ハ福石（銀鉦）探鉦ノ成蹟益ス確実ト成レリ、全部金生坑及銀山清水谷間ノ坑道ハ今后尚ホ四百尺強ヲ掘鑿スレハ連絡スルニ至ルベシ撰鉦ハ永久ニ於テシ、製煉ハ銀山製煉場ニ於テ執行シ、永久起業工事ハ着々捗リ已ニ汽鐘汽械ノ据付ヲ了セリ職工ノ総員壹千壹百名余、役員ノ數廿名ト成レリ右概況開伸仕候也

大森鉦山藤田組出張所

明治廿四年十月

大原順之助

邇摩 郡長藤岡直藏殿
安濃

*欄外上部に割印C

682 仮領収証

一、金三百円也

但預ケ金六千円之内

右正ニ領収候也

廿四年十月廿一日

藤田組出張所

熊谷信常殿

*欄外上部の割印C

*一ヶ所に朱印「消」

683 代理人御届

邑智郡君谷村

三浦幸一郎

右ハ御部内君谷村ニ於テ土地所有仕候ニ付、該地ニ係ル納税ハ前記之人名ヲ以テ代理為致候ニ付、此段連署ヲ以テ御届仕候也

明治廿四年 大阪府東区今橋式丁目

十月廿一日 老番地平民藤田傳三郎代理

本県石見国邇摩郡大森村式百九十一番屋敷寄留士族

大原順之助

本県邑智郡君谷村

三浦幸一郎

君谷村長

高橋廣次殿

*欄外上部に割印C

684 鉦業用火薬類買入願

一、火薬式百貫目

右借区線内諸坑内及永久通洞開鑿ニ支用致候ニ付、大坂府東区淡路町式丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有之火薬庫へ貯蔵其時々支用致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉願候也

明治廿四年十月廿七日

邇摩郡大森鉦山鉦業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

685 仮領収証

一、金貳百円也

但千五百円預ケ金ノ内第一回受取分

右正二領収候也

廿四年十月三十日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*欄外上部に印割C

*一ヶ所に朱印「消」

686 仮領収証

一、金^{壹千円也}米^{苗圃也}

但千五百円預ケ入之内第貳回

右正二領収候也

明治廿四年十月三十一日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*欄外上部と金額に割印C

*二ヶ所に朱印「消」

687 運搬許可証還納届

一、ダイナマイト参拾貫目一昨日到着致候ニ付、別紙第一〇四号運搬許可証壹葉還納仕候也

邇摩郡大森村鋳業人

藤田組頭取

明治廿四年

藤田傳三郎代理

十一月六日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

688 約定証

貴殿御所有之大国村字段原山林ニ有之赤土⁽¹⁷⁾当所鋳業用ニ掘取ノ義、当九月ヨリ当所需用中ハ幾年ニテモ毎月採収^{需用之高文ヲ}可致事ニ定約仕候、依之掘取中ハ土代トシテ毎月金三拾錢宛貴殿へ相払可申候、仍テ定約証一札如件

藤田組出張所

廿四年九月三十日

大原順之助

田中正容殿

*文頭に割印C

689 借区外製煉所建設願⁽¹⁸⁾

島根県石見国邇摩郡

村大字 大国 〇 大国

小字柑子谷

大阪府大坂市今橋式丁目

壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎

但民地四千六百拾坪 (私有地)

前記箇所ハ借区外ニ有之候得共、予而使用御許可相成候者永久坑口ニ近接シ事業上便利而已ナラス近隣ニ於而も苦情無之候ニ付製煉所建設致度候間、御許可相成度、別紙図面相添此段相願候也

明治廿四年十一月九日

願人 藤田傳三郎

島根県石見国邇摩郡大森村

百九十番屋敷

大原順之助

農商務大臣陸奥宗光殿

*欄外上部に鉛筆書「農商務省指令及開票ハ廿四年二月十九日第貳百六十五号ヲ以テ鉸山課へ送付シタリ」

690 [願]

御管下石見国邇摩郡大森村大字大國ニ於而借区外製煉所建設願本日本省へ進達仕候ニ付、別紙写相添御届仕候間、至急御調査之上速ニ御許可相成候様其筋へ対シ御取計被成下度、此段相願候也

大阪府大坂市今橋貳丁目

老番屋敷藤田組頭取

願人 藤田傳三郎

島根県石見国邇摩郡大森村

百九十番屋敷

大原順之助

明治廿四年十一月九日

島根県知事篠寄五郎殿

691 運搬許可証還納届

一、火薬貳百貫目去ル十一月四日到着致候ニ付、別紙第三百三拾五号運搬許可証還納致候也

明治廿四年十一月十三日

大森鉸山鉸業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

692 仮受領証

一、金貳千円也

右ハ本月八日御預致置候四千七百五拾円之内正ニ受取申候也

大森鉸山

藤田組出張処

明治廿四年十一月十五日

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

693 仮領収証

一、金貳千円也

但預ケ金四千七百五拾円ノ内

正ニ受取申候也

廿四年十一月十七日

藤田組出張所

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

694 [回答]

御届

乙第一七八五号ヲ以テ藤田傳三郎住所族籍位階等、電信局設置費寄付致シ候ニ付御入用ノ段御達シニ相成即チ左ノ通ニ御座候、此段御回答申上候也

大坂府下大阪市東区今橋弐丁目一番地
平民

正五位 藤田傳三郎

明治廿四年十一月十七日

藤田組大森鉦山出張所

藤田傳三郎代理

大原順之助

邇摩安濃郡役所御中

*欄外上部に割印C

695 鉦業用火薬類買入願

一、大^(マ)ダイナマイト三拾貫目

一、雷管三千発

右八借区線内諸坑内ニテ支用致候ニ付、大坂府西区京町堀五丁目免許商

人粟谷品三方ニテ買入拙者処有ノ火薬庫へ貯蔵シ其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

邇摩郡大森銀山鉦業人

藤田傳三郎代理

廿四年十一月十七日

大原順之助

大森警察署長

警部中山門殿

*欄外上部に割印C

696 仮証

一、金五百円也

右十一月八日金千円也御預ケ金ノ内正ニ落手候也

十一月廿九日

藤田組出張所

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

697 鉦業用火薬買入願

一、火薬弐百貫目

右八借区線内諸坑内ニテ支用致候ニ付、大坂府大阪市東区淡路町弐丁目火薬免許商通山丑姿方ニ而買入拙者処有之火薬庫へ貯蔵シ其時々支用致度候間、免許手形御下付被成下度、此段奉願候也

石見国邇摩郡大森鉦山鉦業人

明治廿四年十二月一日
鳥根県大森警察署長
警部中山門殿

藤田傳三郎代大原順之助代理

〔大原順之助〕
藤田稯
〔代印西田稯〕

698 領収証

一、金三百円也

但六千円預ケ金ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十二月十日

熊谷信常殿

藤田組出張所

*欄外上部に割印C

*四ヶ所に朱印「消」

699 領収証

一、金五百円也

但六千円ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十二月十四日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*欄外上部に割印C

*三ヶ所に朱印「消」

700 運搬許可証還納願

一、タイナマイト三拾貫目

一、火薬貳百貫目

右タイナマイトハ本月五日、火薬ハ本日到着仕候間、別紙許可証三百六十五号、三百八拾六号両通還納仕候也

廿四年十二月十四日

大森鉷山鉷業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

大森警察署長中山門殿

*欄外上部に割印C

701 記

一、金四拾七円拾五銭也

右ハ粕淵村道路改修線路測量費総額四分ノ一寄附之義承認致シ候也

大森鉷山

明治廿四年十二月十七日

藤田組出張処

村長

福井榮輔殿

*欄外上部に割印C

702 鉷業用火薬類買入願

一、ダイナマイト 三拾貫目

一、雷管 三千発

一、火薬 貳百貫目

右八借区線内諸坑内ニテ支用致シ候ニ付、大坂府東区淡路町貳丁目百五拾五番屋敷免許商通山丑松方ニ於テ買入之上拙者処有之火薬庫へ貯蔵其時々支用致度候間、免許手形御下付被下度、此段奉願候也

明治廿四年十二月十七日

大原順之助

大森警察署

警部中山門殿

703 領収証

一、金壹千円也

但六千円預ケノ内

右正ニ受取申候也

大森鉦山

藤田組出張所

廿四年十二月十七日

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

*五ヶ所に朱印「消」

704 領収証

一、金壹千五百円也

但預ケ金六千円ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十二月十九日

熊谷信常殿

大森鉦山

藤田組出張所

*欄外上部に割印C

*五ヶ所に朱印「消」

705 領収証

一、金六百円也

但預ケ金六千円之内

右正ニ受取申候也

大森鉦山

藤田組出張所

廿四年十二月十九日

熊谷信常殿

*欄外上部に割印C

*四ヶ所に朱印「消」

706 領収証

一、金壹千円也

但預ケ金六千円ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十二月廿一日

熊谷信常殿

藤田組出張所

*欄外上部に割印C

*五ヶ所に朱印「消」

707 [願]

大森鉦山稼業人

藤田傳三郎代理

農商務省

鉦山局御中

大原順之助

拝啓、本年十二月一日附之御達書ニより石見国大森鉦山字柑子谷製煉所建設願副書図面式葉及委任状トモ送呈仕候間、速ニ御許可被成下候様御取計奉願上候也

明治廿四年十二月廿一日

*欄外上部に割印C

708 仮領収証

一、金五百円也

但預ケ金六千円ノ内

右正ニ受取申候也

廿四年十二月廿三日

熊谷信常殿

藤田組出張処

*欄外上部に割印C

*四ヶ所に朱印「消」

709 巡查特置願⁽²⁾

私稼業之島根県邇摩郡大森鉦山之儀ハ往古ヨリノ鉦業相管候ノ処、近来事業ヲ拡張シ之ニ従事セルモノ一千余名之多キニ達シ従テ鉦業上ノ取締ヲ要スル場合ニ立至リ申候間、明治廿五年一月ヨリ同廿七年十二月迄満三ヶ年間当鉦山区内大田村字永久ヘ巡查一名特置相願度、而シテ巡查之受村ハ当鉦山全部ニシテ永久ノ外大森村字銀山同村字本谷ヲ以区域ト仕度、勿論右ニ関スル費用ハ願人ヨリ支弁可仕候間御許可被成下度、村長奥印ヲ以此段奉願上候也

兵庫県多紀郡笹山西新町九十番地

士族当時本県邇摩郡大森村百九十番

屋敷寄留

鉦業稼人藤田傳三郎代

大原順之助

明治廿四年十二月廿九日

島根県知事篠崎五郎殿

*欄外上部に正副二ヶ所に割印C

710 領収証

一、金五百円也

但壹千五百円預金ノ内

右正ニ受取申候也

大森鉦山

藤田組出張所

明治廿四年十二月廿九日

熊谷信常殿

* 欄外上部に割印C

* 五ヶ所に朱印「消」

711 運搬許可証還納届

一、火薬式百貫目及ダイナマイト参拾貫目、去ル十二月廿二日別紙第四百拾式号運搬許可証還納致候也

大森鉷山鉷業人

藤田傳三郎代理

大原順之助

明治廿四年十二月三十日
大森警察署長中山門殿

712 領収証

一、金参百円也

但壹千五百円預金ノ内

右正ニ受取申候也

明廿四年十二月卅日
(右殿)

熊谷信常殿

藤田組出張所

* 欄外上部に割印C

* 七ヶ所に朱印「消」

713 試堀願

大坂府大坂市東区今橋式丁目
壹番屋敷藤田組頭取

藤田傳三郎

名称 大森試堀地

島根県石見国邇摩郡大森村字銀山

小字大谷之内

但民地 壹万三千六百式拾九坪

全県同国同郡大國村字大國

小字柑子谷之内茶金

但民地 三万七千式百五拾九坪

合計五万八百八拾八坪

右之場所ニ於テ銀銅鉷含有致候見込ニ付試堀許可相成度、此段相願候也

願人 藤田傳三郎

島根県石見国邇摩郡大森村

百九拾番屋敷

右代理 大原順之助〔○〕

明治廿四年十二月三十日
農商務大臣陸奥宗光殿

714 〔願〕

御管下石見国邇摩郡大森村字銀山外壱ヶ処ニ於テ試堀願本日本省へ進達仕候ニ付別紙写相添御届仕候間、至急御調査之上速ニ許可相成候様其筋へ対シ御取計被成下度、此段奉願候也

大坂府大坂市東区今橋式丁目壹番屋敷

藤田組頭取

明治廿四年十二月三十日

藤田傳三郎

島根県石見国邇摩郡大森村百九拾番屋敷

島根県知事篠寄五郎殿

大原順之助

(裏表紙見返し) 「明治廿老年十月

復命書

石見銀山讓受約定証并關係契約書類

(表紙) 一

明治十九年九月ヨリ

同 廿年五月マテ

石見銀山讓受約定証
并關係契約書類

藤田組

大森鋳山所

(貼紙・朱書)
「第一号」

*貼紙下朱書「第壹号」

1 定約証^① 写

定約証

島根県下石見国邇摩郡佐摩村銀山字出シ辻、同昆布山谷銀銅坑是迄
田中義太郎^②・小川兵市借区ニテ鋳業相稼居候処、今般栗栖佐四郎、
松田昌、宗村郁太周旋人トナリ廣田義二郎^③へ讓渡ニ付双方協議ノ上
取極ル条々左ノ如シ

第壹条

島根県石見国邇摩郡佐摩村銀山

字出シ辻、同昆布山谷 明治十年八月十五日御許可

一、銀銅鋳借区三千七百七拾貳坪

借区人

全県全郡大田 田中義太郎

全県全郡同郡佐摩村銀山 小川兵市

外二増借区七百貳拾坪出願中

但シ借区券可添答之処、当時増借区出願ノ為メ其筋へ差出中ニ

付追テ取下ケ次第直ニ讓受人へ渡スベシ

一、通洞願御許可附

壹絡

一、吹屋老軒

桁行五間 梁行三間

但附属ノ建家不残并ニ該業ニ係ル諸器械不残

別紙甲号明細書ノ通り

一、借区内外鋳業必要地使用定約書類

但山反別

耕宅地反別

別紙乙号明細書之通り

以上

右讓渡ニ付讓受人ハ金六千円ヲ讓渡人へ可相払、尤モ其払方ハ第五条ノ
通りタルベシ

第貳条

一、讓渡人及周旋人ハ乙号別紙記載ノ通り近傍必要ノ地所使用権名前廣
田エ切換且ツ右ニ対シ将来毫モ苦情ノ起ラザル様取扱フ義務ヲ負担ス
ルモノトス

第三條

一、銀山人民一同或ハ地主等へ金員贈與其他讓渡ニ関スル費用ハ一切讓
渡人ニ於テ夫々負担シ、讓受人ハ前条六千円ノ外別ニ出金ヲ要セサル
モノトス

第四條

一、第壹条ニ記載セル地面ノ借地料或ハ必要ノ地面ヲ買入レントスルニ際シ地主ニ於テ万一不当ノ代料ヲ唱フルハ讓渡人及ヒ周旋人ニ於テ尽力シ毫モ讓受人ノ迷惑トナラザル様取計フベキモノトス

第五條

一、第壹条ニ記載ノ六千円払渡ノ期ハ左ノ通りトス

約定済条約取為換ノ時手附金トシテ

金壹千円

借区券切換願書県庁へ受理ノ上且ツ必要ノ地所

金壹千円

使用権名前書換取纏ノ節

借区券名前切換下附ノ日ヨリ三十日以内(皆済)

金四千円

第六條

一、坑内外構造及坑業上必要ノ物件ニシテ現借区人使用ノ分不残有姿ノ俣前載六千円ニテ讓受渡スベキ中ニ包含スルモノトス

第七條

一、鉱業受渡期限ハ讓渡人、讓受人立合実地点檢ヲ終リタルキトス、依テ同日以後鉱石堀採ノ権ハ讓受人ニ於テ有スルモノトス

但シ都合ニ依リ双方立合実地点檢ノ後ル、アアル所明治十九年九月二十五日ヲ超ユベカラズ

第八條

一、前条ニ約定取結ヒタル上ハ双方共聊カ違背セザルハ勿論タリト雖モ若シ本人ニ於テ此約定ヲ履行セザルハ保証人ハ本人ニ代リ其義務ヲ果スベキモノトス

前条々確約シタル証トシテ本書ニ通ヲ製シ記名調印ノ上互ニ壹通ツ、ヲ藏置スルモノ也

島根県下石見国邇摩郡大田村

讓渡人 田中義太郎 印

全県同国同郡佐摩邨銀山

讓渡人 小川兵市
代理 田中義太郎 印

全県全国那賀郡木都賀邨
右保証人 栗栖佐四郎 印

山口県長門国阿武郡西分字冲原村
右保証人 宗邨郁太 印

広島県広島区段原村
右保証人 松田昌
代理 栗栖佐四郎 印

山口県長門国阿武郡萩南古萩町十三番地
当時大阪府下東区伏見町三丁目十四番地寄留
讓受人 廣田義二郎 印

東京日本橋区本材木町式丁目式番地
当時大阪府下北区中ノ島二丁目十三番地寄留
右保証人 久原庄三郎 印

明治十九年

九月九日

*文書頭欄外に壹円印紙一枚と三ヶ所に割印の表記あり

2 定約副証

定約副証

一、島根県石見国邇摩郡佐摩村
字本谷石銀新切山

右地所使用權之儀私共ニ於テ現今定約未済之ケ所有之候得共至急取纏メ本定約第貳条之通り必ス取計可申、万一違約候節ハ全定約第壹条ニ揚クル六千円ノ内金壹千円御引去リ被成候共聊カ苦情申間敷、依テ為後念証書壹札如件

島根県石見国邇摩郡大田村

譲渡人 田中義太郎[㊦]

全県全国全郡佐摩村銀山

譲渡人 小川兵市

代理 田中義太郎[㊦]

全県全国那賀郡木都賀村

右保証人 栗栖佐四郎[㊦]

山口県長門国阿武郡西分字冲原村

右保証人 宗村郁太[㊦]

広島県広島区段原村

右保証人 松田昌[㊦]

代理 栗栖佐四郎[㊦]

明治十九年

九月八日

廣田義二郎殿

*文書頭欄外に印紙五枚と三十二錢の表記あり

3 「受取証」

一、金壹千円也

右ハ石見国邇摩郡佐摩村銀山銀銅坑借区貴殿へ譲渡之約束相整ヒ、借区券名前切換願書県庁へ受理相成且ツ近傍必要之地所地主之承諾書相纏メ候ニ付、定約書第五条ニ基キ前書之金額御渡シ相成正ニ受取申候、尤モ

其筋之御詮議ニヨリ万一借区許可不相成候時ニハ右壹千円ハ拙者へ可受取等ニ無之候間速ニ御弁償申上候ハ勿論受取候日ヨリ返納ノ日迄一日ニ付金參拾錢利子ヲ附シ返納可仕候、若シ本人ニ於テ弁償出来兼候節ハ保証人ヨリ屹度弁償可致、依テ証人相立証書差入置候処如件

明治十九年

島根県石見国邇摩郡大田村

受取人 田中義太郎[㊦]

同県同国同郡佐摩村銀山

受取人 小川兵市

代理 田中義太郎

同県同国那賀郡木都賀村

右保証人 栗栖佐四郎

山口県長門国阿武郡西分字冲原村

右保証人 宗村郁太

広島県広島区段原村

右保証人 松田昌

廣田義二郎殿

4 石見国邇摩郡銀山借区譲渡ニ付

甲号別紙

一、吹子

六挺

一、吹屋ニ於テ銀銅製煉相用ヒ候諸道具類

一切

一、焼釜[㊦]

壹ヶ所

一、吹屋内ニ於テ山下床[㊦]

一

一、同銀山床[㊦]

一

一、同ナンパン床[㊦]

一

一、同灰吹床
右ハ今般讓渡致候銀山拙者共借区及其他土地ニ附属シ相渡候物品ニ相違無之二付、前証ヲ以テ定約如件

明治十九年

九月九日

島根県岩見国邇摩郡大国村

銀山借区人 田中義太郎 印

同県同国同郡佐摩郡

同 小川兵市

代理 田中義太郎 印

山口県長門国阿武郡冲原村

保証人 宗村郁太

広島県広島区段原村

保証人 松田昌 印

代理 栗栖佐四郎 印

島根県石見国那賀郡木都賀村

同 栗栖佐四郎 印

廣田義二郎殿

*表題上に拾銭印紙一枚の貼付と一ヶ所に割印「田中」の表記あり

5 定約証

定約証

一、金壹千円也

内訳

金貳百円 約定済条約取為替之時

金貳百円 借区券切替願出県庁受理ノ上且ツ必要ノ地所使用權名
前書換取纏ノ節

金六百円 借区券名前切換下付ノ日ヨリ三十日以内(皆済)

右ハ石見国邇摩郡佐摩村銀山是迄田中義太郎・小川兵市借区ニテ鉦業相稼居候処、今般責殿へ讓受之周旋ニ対シ手数料トシテ首標之金員御渡可被下約定正ニ承諾致候、然ル上ハ貴殿へ対シ此上聊カタリ托請求等決シテ不致ハ勿論借区讓渡并ニ土地取纏メニ係ル約定ニ基キ借区券名前切換本定約完結候迄ハ御差図ニ寄り奔走致シ諸事御世話可致候、若シ万一約定破談等ニ及候節ハ前書御渡之金額ハ銘々共ヨリ速ニ返戻可致ハ勿論一名ニテモ悉皆弁償可致候、依テ為後念一証差出申候処如件

明治十九年

九月九日

島根県下石見国那賀郡木都賀村

周旋人 栗栖佐四郎 印

山口県長門国阿武郡西分冲原村

同 宗村郁太 印

広島県広島区段原村

同 松田昌 印

代理 栗栖佐四郎 印

島根県石見国邇摩郡大国村

右保証人 田中義太郎 印

全県全国全郡佐摩村銀山

同 小川兵市

代理 田中義太郎 印

廣田義二郎殿

以下余白

*文書頭欄外に印紙五枚とそれぞれに割印、三十二銭の表記あり

6 第三回金御渡方歎願

銀山現借区及附屬ノ地所昨年九月九日御讓渡御定約仕候代金六千円ノ内
貳千円ハ既ニ御渡被下、殘金第三回分御渡金四千円借区讓受渡御許可ノ
日ヨリ三十日内ニ御渡被下候約定ニ御座候処、不図支障等相生シ目下浜
田裁判所へ詞訟中、殊ニ要用ノ場所貸借契約未夕完結セサル地所モ有之
候ニ付、此際願上候ハ甚夕恐入候得共既ニ御承知ノ通私共ニ於テモ故障
ノ為メ時日遷延ニ相成リ誠ニ困却仕候事情モ御座候ニ付、特別ヲ以テ情
実御酌量被成下右金額御下附相成候様仕度伏テ奉懇願候、尤モ御聞届相
成候上ハ私共從來ノ義務ハ勿論向後一層尽力可仕候間、此段社中連署ヲ
以テ奉願上候也

小川兵市 [印]

田中義太郎 [印]

田中正容 [印]

田中藤十郎 [印]

高橋豊次郎 [印]

川口銀吉 [印]

元田龜太 [印]

栗栖佐四郎 [印]

明治廿年四月一日

廣田義二郎代理

大原順之助殿

7 証

一、金四千円也

右ハ昨明治十九年九月九日貴殿ト我等トノ間ニ於テ結約シタル佐摩村銀
銅坑借区讓リ渡定約証第五条第三項ニ基キ領収致スヘキ金額ニ候処、第

二条乃至第四条ニ記載シタル讓渡人及ヒ周旋人ニ於テ尽スヘキ義務未夕
結了セサルノミナラス副約定ノ執行モ了ヘサルニ先チ前書金額今回領収
スヘキ筈ニ無之処、過般差出候情願書ヲ御酌量被成下特別ノ情実ヲ以テ
本日書面ノ金額悉皆御渡被成下難有正ニ領収候処確實也、然ル上ハ今後
第二条乃至第四条及副約定書ニ明記ノ未完結ノ義務ハ依然負担シ該契約
ヲシテ決テ放棄不仕一日モ速ニ完結可致様一層尽力シ毫モ貴殿エ対シ不
実意ノ行為致間敷候、仍テ周旋人及保証人連署ヲ以テ契約証如件

石見国邇摩郡佐摩村百七十九番地

借区讓渡人 小川兵市 [印]

全国全郡大國村

全上 田中義太郎 [印]

明治廿年四月廿四日

全国那賀郡木都賀村

周旋人 栗栖佐四郎 [印]

山口県長門国阿武郡西分字冲原郡

全上 宗村郁太 [印]

広島県広島区段原村

全上 松田昌 [印]

石見国邇摩郡大國村

保証人 田中正容 [印]

全国全郡全村

全上 田中藤十郎 [印]

全国全郡佐摩村

全上 高橋豊次郎 [印]

全国全郡全村

全上 川口銀吉 [印]

全国全郡全村

大阪府藤田組

全上 元田亀太〔印〕

廣田義二郎殿

*表題上に壹円印紙一枚と二ヶ所に割印の表記あり

8 副証

今般別紙本証ヲ以テ佐摩村銀銅鋳借区讓渡代金悉皆受取候ニ付、左之通御定約可申上候

昨明治十九年九月九日付本定約証第三条ニ記載ノ通り銀山人民一同及地主等へ金員贈与スヘキモノハ総テ讓渡金額内ニ含有致有之候ニ付今回御渡金悉皆受取候ニ付、早速人民及地主へ分配可仕ハ勿論從來人民ノ心得違ヲ以テ彼是故障ヲ企テ候不行為ノ廉ハ屹度説諭ヲ加へ尚將來鋳業御營業ニ付聊カ故障妨害致間敷且増借区及通洞、製煉所等御出願ニ付テモ無異議承諾調印可致旨ノ確証ヲ要メ貴殿へ速ニ御渡可申上候、為后証保証人及周旋人連署ヲ以テ副証、仍テ如件

石見国邇摩郡佐摩村百七十九番地

讓渡人 小川兵市〔印〕

明治廿年四月廿四日 全国全郡大田村

全上 田中義太郎〔印〕

全国那賀郡木都賀村

周旋人 栗栖佐四郎〔印〕

山口県長門国阿武郡西分字冲原村

全上 宗村郁太〔印〕

広島区〔印〕 広島区段原村

全上 松田昌〔印〕

石見国邇摩郡大田村

証人 田中正容〔印〕

全国全郡全村

全上 田中藤十郎〔印〕

全国全郡佐摩村

全上 高橋豊次郎〔印〕

全国全郡全村

全上 川口銀吉〔印〕

全国全郡全村

全上 元田亀太〔印〕

大坂藤田組

廣田義二郎殿

*表題上に一錢印紙一枚と二ヶ所に割印の表記あり

9 証

一、金六百円也

右ハ昨明治十九年九月九日付定約書ヲ以テ田中義太郎外壹名借区實殿へ讓渡候付、周旋料トシテ金壹千円ノ内已ニ四百円ハ弐回ニ受取、書面ノ殘金ハ本定約中記載ノ件々悉皆完結ノ上領収可致ノ処、曩ニ差出候情願書御聞濟被成下特別ノ情実ヲ以テ今回書面ノ殘金悉皆御渡被下難有正ニ領収仕候、然ル上ハ今後本定約中記載ノ義務完結候迄ハ依然奔走尽力可致ハ勿論一日モ速ニ完結可致様一層周旋シ決テ不実意ノ行為無之様保証人連署ヲ以テ契約証、仍テ如件

明治廿年四月廿四日

石見国那賀郡木都賀村

栗栖佐四郎〔印〕

山口県長門国阿武郡西分字冲原郡

宗村郁太〔印〕

広島県広島区段原村

松田昌〔印〕

石見国邇摩郡佐摩村

証人 小川兵市〔印〕

全国全郡大國村

同 田中義太郎〔印〕

大坂府藤田組

廣田義二郎殿

*表題上に二十銭印紙一枚と二ヶ所に割印の表記あり

10 証

一、金貳百五拾円也

右ハ貴殿等借区鉷業被致居候邇摩郡佐摩邨銀山、今回大坂藤田組廣田義二郎氏へ被讓渡候鉷業拡張相成候ニ付テハ銀山再興之宿望相違邨民一同満足致候、且明治十九年四月町方ト約定ニ基キ謝金之壹割可受取筈ニ候処、其後紛紜ヲ生シ候処今回大森分署ノ御説諭ヲ遵守シ立入中ノ公正御評決ニ委托シ其御指定相成候首標之金貳百五拾円町方人民共有準備金トシテ御渡被下難有正ニ領収候処確實也、然ル上ハ向後町方ニ於テ苦情等無之ハ勿論該金ハ利倍増殖永遠ニ公然タル方法ヲ設置保存シ非常ノ予備ト可仕候、向後決シテ不正ノ取扱等致間敷、猶将来讓受人ニ於テ益々鉷

業ヲ拡張シ地方ノ利益ヲ高メ候様致度ニ付、増借区等被致候節ハ共ニ尽力致鉷業上ニ関シ廣田氏ヨリ御依嘱之件々無異儀承諾仕偏ニ同氏鉷業ノ維持盛大ヲ計リ決シテ不実意之行為致間敷候、依テ我等一同記名調印証書相渡候処如件

明治二十年九月十三日

銀山町総代人

水田藤市

原田鋼市

保証人同町

竹内好平

月橋作十

立人人同町

小割安三郎

高橋豊次郎

田中義太郎殿

小川兵市殿

*表題の上と左側に壹銭印紙十一枚の表記あり

11 [記]

右ハ明治貳拾年四月廿四日広島表ニ於佐摩村銀山讓渡代金内第三回分御渡金領収候節、私共外八名連署ニテ差出タル副証之旨趣ニ基キ取付ケタル正書之写ニ相違無之ニ付私共記名調印致シ御渡申候、尤本書ハ私共ニ於テ堅保存致置候也

明治貳拾年九月十四日

大阪藤田組

廣田義二郎殿

田中義太郎
小川兵市

12 契約書

今般農商務技師杉邨次郎^⑩氏及鳥根県庁ノ御諭示ニ基キ該県下石見国
邇摩郡佐摩村銀山町ニ於テ鉷業上ニ関シ堀伴成^⑪ト藤田組廣田義二郎
トノ間ニ於テ和談^⑫相調候ニ付懇親ヲ主トシ左之契約ヲ取結モノトス
一、此契約取結ノ上ハ名義ノ何タルヲ論セス堀伴成ハ該銀山ニ於テ鉷業
上ノ關係ハ一切相断候事

一、銀山ニ於ル堀伴成及全家支配人宮崎彌三郎之処有地悉皆廣田義二郎
江讓受候事

一、堀伴成カ銀山町、大森町、三久須村人民ト銀山ニ於ル鉷業用ノ為取
結タル契約ハ此際一切解除可致事

一、前三項ニ対シ廣田義二郎カ堀伴成エ報酬トシテ金貳千五百円相渡シ
更ニ堀家ニ於テ現今着手セントスル鉷山又ハ其近隣ノ地ニハ一切関涉
セサル事

但シ本文金員ハ地券名前切換ノ手續ヲ済シ又前頭契約解除ノ手續
堀家ニ於テナシタル上双方代理者立会ノ上浜田ニ於テ授受スルモ
ノトス

一、銀山鉷業上ニ関シ現今堀家ノ起セル訴訟ハ一切願下ヲ致候事
但訴訟入費ハ各自ツ、弁スルモノトス

右契約致候処相違無之、依テ正本式通ヲ調製シ為後証双方共通ツ、所持
スル者也

明治二十年四月廿八日

石見国鹿足郡邑輝村
堀伴成代理

宮崎彌三郎^⑩

大坂藤田組廣田義二郎代理

大原順之助^⑪

以下余白

*文書頭に十銭印紙七枚と十二ヶ所に割印の表記あり

13 請取証

一、金貳千五百円也

右ハ明治廿年四月廿八日付ケ銀山鉷業之義和解結約書之条項夫々履行
相済候ニ付、第四項報酬金正ニ受取候也

石見国鹿足郡邑輝村
十五番屋敷士族堀伴成代理

宮崎彌三郎^⑩

明治廿年六月四日

大坂藤田組

廣田義二郎殿

*表題上に壹銭印紙一枚と一ヶ所に割印の表記あり

14 委任状写

拙者都合ニ依リ石見国鹿足郡邑輝村五番屋敷宮崎彌三郎ヲ以テ部理代人

ト相定メ、拙者之名義ニテ左之権限之事ヲ代理為致候事

一、石見国邇摩郡佐摩村銀山ニ於テ鉱業之件先般廣田義二郎ト拙者ト和

談相調候ニ付、該結約書第四項ニ記載有之廣田義（二郎殿）ヨリ出金相成ル報酬

金貳千五百円受取方之事

右代理之委任状、仍テ如件

明治廿一年五月三十日

堀伴成[㊦]

右之通相違無之候也

石見国鹿足郡邑輝村

五番屋敷平民

宮崎弥三郎[㊦]

明治廿年六月四日

廣田義二郎殿

*表題上に五錢印紙一枚の表記あり

15 契約書

一、這回廣田義二郎ト浅田市兵衛トノ間ニ於テ左ノ条項ヲ契約ス

一、浅田市兵衛ノ所有品タル左ニ列配之動不動産ハ代価金貳千円ヲ以テ

廣田義二郎江壳渡可申事

不動産之部

石見国邇摩郡佐摩村ニノ貳百貳拾六番地

字岩屋堂

一、荒地壹畝七步七合

全国全郡全村ニノ貳百貳拾三番地

字岩屋堂

一、荒地貳拾六步三合

全国全郡全村ニノ百八拾五番地

字龍源寺山

一、宅地貳拾七步壹合

全国全郡全村ニノ貳百三拾壹番地

字栃畑谷

一、荒地四畝三步壹合

全国全郡全村ニノ貳百八拾三番地

字出シ辻

一、荒地三畝貳拾步三合

全国全郡全村ニノ百三拾貳番地

字大横相

一、荒地壹畝拾三步五合

全国全郡全村ニノ貳百六拾九番地

字昆布山谷

一、荒地三畝拾七步六合

全国全郡全村ニノ貳百五拾九番地

字栃畑谷

一、宅地三畝拾七步五合

全国全郡全村ニノ貳百貳拾五番地

字岩屋堂

一、宅地八畝貳拾四步壹合

ノ九筆

全国全郡全村ニノ貳百貳拾五番地ニ在ル建家及造作、畳、建具共一切有

形ノ俣

動産之部

一、ばんほう	壹ツ	一、イス	貳ツ
一、たんす	壹ツ	一、あんとう	壹ツ
一、机	壹ツ	一、斤量 <small>貳拾五貫目 三拾貳貫目</small>	壹ツ
一、水水たらい	壹ツ	一、錢箱	貳ツ
一、丁ちん	貳ツ	一、風子	拾壹丁
一、風呂桶	壹ツ	一、箱風呂	壹ツ
一、鉄道具	九ツ	一、米びつ	壹ツ
一、火鉢	壹ツ	一、長火鉢	壹ツ
一、竹トノ口	壹ツ	一、用たんす	壹ツ
一、小丁ちん	貳ツ	一、徳利	貳本
一、桶	壹ツ	一、錢升	壹ツ
一、陶器	四ツ	一、茶碗そうけ	壹ツ
一、はかま	壹ツ	一、茶かま	貳ツ
一、箱風呂かま	壹ツ	一、せんば	貳丁
一、銅上げこき	貳丁	一、口あけ	壹丁
一、戸かゝゑ	貳丁	一、押込	三丁
一、なてかね	壹丁	一、こねはち	壹ツ
一、鉄からうす	壹ツ	一、風子	貳丁
一、鉄道具	壹丁	一、拾六貫目掛斤量	壹丁
一、貳拾五貫目掛斤量	壹丁		
一、三拾九筆			

一、前書之代価金貳千円ハ地券書換願及建家名義書換願江浅田市兵衛カ
調印スルハ勿論戸長公証登記済ト全時ニ廣田義二郎ヨリ浅田市兵衛江
可相渡事

一、動産物之処有権ハ前条代価金貳千円ヲ授受スルト同時ニ廣田義二郎

江移転スルモノトス

一、此契約ヲ履行シタル上ハ石見国邇摩郡佐摩村銀山ニ於テ浅田市兵衛
カ坑業借区願ニ関シ地主ヨリ領収シタル借地定約其他名義ノ如何ヲ問
ハス銀山町、大森町、大國村人民ヨリ領収シタル坑業關係証書類ハ將
来其効力ヲ失フハ勿論他より聊カ苦情ナキモノトス

一、此契約ハ廣田義二郎於テ之カ履行ヲ拒ハマ権ナシト雖モ、浅田市兵
衛於テハ堀田連太郎ト協議之旨趣ニヨリ此契約ヲ成立セシメ以テ履行
ヲ要求スルモ亦ハ成立セシメスシテ此契約ヲ破棄スルモ各浅田市兵衛
之権内ニアルモノトス

但浅田市兵衛ハ明治廿年五月七日迄ニ成否ヲ決スヘキモノトス

前条契約スル旨後日異議無之為メ各自此契約書江記名調印スルモノ也

明治廿年第四月廿七日

浅田市兵衛総理代人

愛媛県士族

澤雄 ㊟

廣田義二郎部理代人

兵庫県士族

大原順之助 ㊟

以下余白

*文書頭欄外に拾錢印紙一枚、五錢印紙十枚と十一ヶ所に割印の表記あり

16 副約証

明治二十年四月廿七日於雲州松江浅田市兵衛総理代人澤雄ト廣田義二郎

部理代人 大原順之助 トノ間ニ契約シタル動・不動産売買之事ニ関シ前契約ニ基キ更ニ大坂ニ於テ協議之上左之条項ヲ追加約定ス

一、廣田義二郎ハ明治廿年四月廿七日ニ契約シタル動産・不動産之代価金貳千円之外ニ更ニ金貳百円ヲ増シ都合金貳千貳百円淺田市兵衛江可相渡事

一、淺田市兵衛ハ明治廿年四月廿七日契約書末項ニ堀田連太郎ト協議之旨趣ニヨリ前契約ヲ成立セシメ以テ履行ヲ要求スルモ亦ハ成立セシメズシテ前契約ヲ破棄スルモ其権内ニアル旨記載シタリト雖モ右ハ取消シ、此度前契約ヲ全ク履行スルハ勿論其余之条項ニ関シ契約上聊異議無之候事

一、動産・不動産書換願登記済ト同時ニ廣田義二郎より淺田市兵衛へ可相渡旨記載シタリト雖モ都合ニヨリ此度一時受取候ニ付テハ後日右ニ関シ不都合相生スル時ハ淺田市兵衛ニ於テ之ヲ処分シ廣田義二郎へ迷惑相掛ケ申問敷候事

但地券書換願及建家名義書換等ニ付普通之手續上ニ関スル事項ハ淺田市兵衛ヨリ廣田義二郎へ委任シ便宜処分セシムルモノトス

右之条追加契約スル上ハ該契約ヲ完結シ本契約并副約証トモ履行スルハ勿論後日異議無之為メ各自記名調印スルモノ也

明治廿年五月十六日

大坂府下西成郡川崎村

五百五十六番地

淺田市兵衛印

証人 沢雄印

山口県長門国阿武郡萩南古萩町

十三番地当時大坂府下東区伏見

町三丁目十四番地寄留

廣田義二郎印

* 文書頭欄外に五十錢印紙一枚と十錢印紙一枚と一ヶ所に割印の表記あり

注

史料中、必要箇所に番号を付し若干の注を以下に列記した。なお、No.付き数字は個々の文書番号を示す。また典拠した文献のうち以下のものは略記した。

「借区許可其他書類写」(上野家文書11・4)・・・「許可書類写」

「七十年社史編纂資料 大森鉦山史」一九五三年・・・「社史資料」

「創業百年史 同和鉦業株式会社」一九八五年・・・「創業百年史」

「石見銀山近代史料集 第一集」二〇一六年・・・「第一集」

「石見銀山近代史料集 第二集」二〇一七年・・・「第二集」

東京上野公園で開催された。出品点数は一六七、〇六六点、来観者は一、〇二三、六九三人であった。(『明治時代史大事典』第四卷 二〇一三年)

(3)【農商務省地質局】国内の地下資源開発の重要性から、明治十五(一八八二)

年農商務省内に地質調査所が設立され、同十八年に地質局と改称された。

同二十三年地質局は廃され同省の外局として地質調査所となる。その後、

同二十八年には同省鉦山局の所屬となる。(地質調査所百年史編集委員会

『地質調査所百年史』一九八二年)

(4)【試堀願】日本坑法の改正(明治二十三年七月三十日告示法律第五十五号)

によって、試掘及び借区出願は農商務大臣あてに提出することとなり併

せて必要な手続等が整備された(同年七月三十一日告示農商務省令第七

号)。No.546の試堀願は第一号書式に基づいて作成されており、用紙は美濃

紙二つ折り正副二通と定められた。なお法改正に伴い坑業に関する手数

料も定められ、試堀出願には三円、借区出願には十五円の登記印紙を貼

用することが定められた(同年七月三十日告示勅令第五百一十一号)。

(5)【建築届】解払届の対象建物は明治二十三年の建築届(No.387『第二集』)

を出した建物である。

(6)【大森警察署】大田警察署大森分署は明治二十三年に大森警察署として独

立し、それまで仁摩・安濃両郡を所轄区画としていた大田警察署は大森

警察署大田分署となった(明治二十三年十月二十七日島根県令第七十一

号)。大森署の開署は同年十二月二十二日とした(明治二十三年十二月

十八日島根県告示第二二二号)。

(7)【工業会社及製造所表】農商務統計表は県内の農工商業の統計調査を集計

(2)【第三回内国勸業博覧会】初出No.340(『第二集』)。第三回内国勸業博覧会

は、明治二十三年(一八九〇)年四月一日から同年七月三十一日まで、

(1)【邇摩安濃郡大田高等小学校】明治十九年の小学校令によって設置された

初期の高等小学校。修業年限は四年で、義務教育の尋常小学校とは別に

設置された。鳥根県では、高等小学校を各郡役所管内に一校もしくは

数校設置することとされ(明治二十年三月九日島根県令第二十二号)、県下

十四ヶ所を設置場所に指定した(同島根県令第二十三号)。邇摩郡は佐摩

村に、安濃郡は大田村に設置されることになっていたが、郡の面積や地

理的条件を勘案し、開設予定だった大森高等小学校を廃して大田村に両

郡合同の高等小学校を設置することに変更された(同年八月十七日島根

県令第八十三号)。(島根県教育委員会『島根県近代教育史』第一、三卷

一九七八年、大田小学校記念誌編纂委員会『星霜 大田小学校百二十年

のあゆみ』一九九四年)

したもので、前年の調査はNo.498（『第二集』）に記載がある。（『第二集』注34参照）

媛県史 人物 一九八九年

(8) 【山口街道改修】 県内三道路改修事業のうち県土を縦断する国道二八号は大森から大家、波積の山側を通る路線が整備された。（『第二集』注32参照）

(13) 【訓令第七十号】 明治二十四年四月二日島根県訓令第七十号には「明治二十四年四月三十日現在ノ試掘地並ニ借区地原図式葉宛鋳業人ヨリ差出サシメ、来ル六月三十日限り取絡メ（町役場ハ郡役所ヲ經由）本庁へ差出スヘシ、但本文図面ニハ県国郡市町村大小字坪数及区画ヲ記入シ鋳業人ヲシテ記名調印セシムヘシ」とある。

(9) 【野坂才吉】 明治二十一年に上棟した浜田治安裁判所佐摩出張所の棟札（大森町並み交流センター蔵）に建築世話係として名前が見える。（大田市教育委員会『旧大森区裁判所修理工事報告書』一九九三年）

(14) 【洋釘】 丸釘の国内生産は安田善次郎が明治三十一年に東京深川に製釘工場を設け製造販売したのが始まりで、それ以前は海外からの輸入品で賄われていた（福本都治「和釘から洋釘へ―製釘技術の転換―」『住と建築』四九七号 二〇〇二年）。

(10) 【大國村】 明治二〇年の町村制施行により大國、天河内、馬路の三村が合併して明治村となったが、同二十四年四月一日をもって大國・天河内を併せた大國村と馬路村に分離した。（『第二集』注21参照）

(15) 【藤田組規則第五条】 明治二十一年七月二日に改正された「諸坑夫死傷手当規則」（藤田組規則第六号）第五条では手当支給基準を四段階に分類

(11) 【牛ノ首】 牛ノ首は山吹城から北に伸びる丘陵鞍部をさし、大森村と大國村の境にあたる。江戸時代には吉迫口番所が置かれ、軻ヶ浦が銀鉱石の積み出し港であった十六世紀前半には、銀山柵内から日本海へ出る搬出路の始点であった。No.654では改修作業にあたり岩石破砕のための火薬の使用願が出されている。

しており、このうち第一等の「即死或ハ重傷死ニ至ルモノ」には扶助料四〇円、葬祭料一〇円の支給が規定されている。（山中家文書）

(12) 【篠崎五郎】 弘化四（一八四八）年、鹿児島生れ。明治二十二年に新潟県

(16) 【粟谷品三】 初出No.226（『第一集』）。文政十三（一八三〇）年生。大阪の銃砲火薬類販売商。明治十五年に大阪府会議員となり、同二十三年の第一回国会開設時に衆議院議員となる。同二十八年死去。（『近畿実業家列伝』一八九九年、『新訂政治家人名事典』二〇〇三年）

知事を非職となった後、同二十四年四月九日、地方官官制改正後の第二代島根県知事となる。同二十六年三月二十一日非職となる（明治二十四年四月十日『官報』第二三三〇号及び同二十六年三月二十二日『官報』第二九一五号）。同三十一年一月に愛媛県知事となるが、同年末に依願本免官。同四十二年没。（大岡力『地方長官人物評』一八九二年、愛媛県『愛

(17) 【赤土】 赤土の使用目的は明示されていないが、鋳業用とあることから製錬施設の整備に関わる使用が考えられる。赤土を採取した段原は大田市大國町上野地区にその名がある。（黒田祐一「軻ヶ浦道付近の歴史地理的検討」『石見銀山街道軻ヶ浦道・温泉津沖泊道調査報告書』二〇〇四年）

(18)【借区外製煉所】明治二十二年に大谷側の坑道と永久坑道が開通し、翌年には永久坑本坑道以下に縦坑の開削が始まった(『社史資料』)。この製錬所は永久坑からの本格的な出鉱にあわせて計画され、明治二十五年一月二十七日付で建設が許可された。(『火薬庫其他関係書類』上野家文書 13・11)

(19)【大森郵便電信局】大森郵便局は明治二十四年三月七日に大森郵便電信局となった(明治二十四年三月七日通信省告示第五十五号)。当時、県内には松江、浜田、大森、津和野、安来の五ヶ所に郵便電信局があった(内閣官報局『職員録(甲)』明治二十五年一月)

(20)【農商務省鉱山局】明治十八年に工部省が廃され、鉱山の事務は農商務省に移された。同二十四年農商務省官制第十条によれば、鉱山局は「鉱業ノ拒否、鉱区ノ境界及位置訂正、鉱区ノ合併分割、鉱業ノ保護及鉱業ノ技術ニ関スル事務ヲ掌ル」とある(明治二十四年七月二十四日勅令第九十四号)。当時の鉱山局長は和田維四郎で地質調査所長を兼務していた(内閣官報局『職員録(甲)』明治二十五年一月)。

(21)【誓願巡查】明治十四年四月内務省達乙第二十二号により「銀行又ハ諸会社又ハ町村協議或ハ人民一己ヨリ其費用ヲ納メ巡查ノ配置ヲ誓願スル者ハ、自今聞届誓願ノ場所ヘ配置不苦候」とされ、通常の派出所や駐在所以外に巡查を配置する誓願巡查(特置巡查)の制度があった。大森鉱山所内における巡查の職務は、入場者の制限や工場・坑内の巡視、非常時の指揮、職工・坑夫に対する監視や取締など鉱業所内の治安取締であった。これに要する経費は大森鉱山事務所が負担し、明治二十六年度は俸給、雑給、庁費合わせて一四二円五二銭三厘が大森警察署に支払われた(上野家文書「諸官省願届書綴」)。県内の鉱山で巡查が配置された例は、

鶴崎鉱山(明治十六年 出雲市)、笹ヶ谷鉱山(同二十三年 津和野町)、銅ヶ丸鉱山(同二十六年 美郷町)、宝満山鉱山(同四十二年 松江市)がある。(『島根県警察史』一九七八年)

「石見銀山譲受約定証并関係契約書類」

(1)【定約証】小川兵市・田中義太郎から藤田組へ鉱業権と精錬施設・道具一切を六〇〇〇円で譲渡した契約で、同年十月七日に借区坑業譲受渡并増借区願(「要書録」No.1)、通洞仮券名前書換願(同No.6)、旧坑道使用願(同No.7)が農商務省に提出された(『第一集』)。

(2)【田中義太郎】弘化二(一八四五)年、邇摩郡大田村生まれ。明治三十五年(一九〇二)年島根県会議員となり、同三十七年まで同議長を務めた。(『第一集』注11参照)

(3)【廣田義二郎】藤田組本店社員(『社史資料』)。藤田組による石見銀山の鉱業権の取得や土地取得は、当初廣田義二郎の名義で進められていた。坑区券等の名義は後に藤田組頭取藤田伝三郎の名義に書き換えられた(「要書録」No.185～188『第一集』、「許可書類写」)。

(4)【久原庄三郎】藤田傳三郎の三兄。藤田組の出資者で、次兄の鹿太郎とともに取締の役職にあった。(『創業百年史』)

(5)【燒釜】黄銅鉱など硫化鉱物から銀を製錬する際、あらかじめ硫黄分を除

去する必要があるため鉱石を焙焼していた。

(6)【山下床】銀の製錬工程のうち銀と鉛の合金(貴鉛)を製錬(素吹き)する地床式の炉。

(7)【銀山床】銀成分が多い鉱石から粗銅に製錬する平面が半円形の地床式の炉。(大久保雅弘「ライマンの山陰地質紀行(下)」『島根大学地質学研究報告』5 一九八六年)

(8)【南蛮床】粗銅に含まれる銀や不純物を鉛を使って分離する作業を「南蛮絞り」と呼び、地上式の炉が使われた。

(9)【灰吹床】銀製錬の最終工程で、素吹きで生成された貴鉛から銀を抽出するための灰吹きを行う炉。石見銀山では、近世初期には鉄鍋を利用した形態の炉であったがその後地床炉に変化した。

(10)【杉村次郎】嘉永五年(一八五二)年生まれ。元彦根藩士。独学により鉱業技術を習得し、五代友厚が主宰する弘成館の館員として滋賀県蓬谷鉱山等の開発にあたった。明治十七年に工部省御用掛(のち農商務省技師)として鉱山課に出仕し、日本坑法の改正にあたった。同二十年に非職となった後は自ら鉱山の経営に携わった。杉村は日本鉱業会の設立や当時生産現場で不足していた専門技術者を養成するための工手学校の創設に参画するなど明治初期の鉱業界を牽引した人物の一人である(葉賀七三男「杉村次郎」『日本鉱業会誌』一一三九号 一九八三年、吉田國夫「明治鉱業のパイオニア・杉村次郎」『日本鉱業史研究』No.三四 一九九七年、吉田國夫「工手学校の創設と杉村次郎」日本鉱業史研究会平成十年春季大会発表論文 一九九八年、吉田國夫「明治鉱業界の奇才 杉村次郎」日

本鉱業史研究会平成十一年春季大会発表論文 一九九九年)。

(11)【堀伴成】十四代堀藤十郎。明治五年に家督相続し、同八年に礼造(十五代藤十郎)に家督を譲る。同四十一年没(『第一集』注20参照)。堀家は十八世紀後半に津和野笹ヶ谷銅山の銅山師として銅山年寄役などを務めた家で、近代には中国地方の各地で鉱山を経営し、「中国の銅山王」と呼ばれた。石見銀山の近隣では銅ヶ丸鉱山(邑智郡美郷町)、久喜大林鉱山(同邑南町)の開発・経営を行った。(『第一集』注19、25参照)

(12)【堀家と藤田組との和談】借区願等が却下された堀家は明治二十年四月二日に石見銀山の稼業について農商務省あてに請願書を提出した。その後問もなくして農商務省技師の杉村次郎が笹ヶ谷銅山を訪れ、堀家側と接触している(堀家文書)。杉村は一鉱山に複数の権利者が狭小な鉱区を設定して稼業する弊害を説く立場(前掲吉田國夫一九九七年)から両者の仲裁にあたったと考えられるが、実際は藤田組に一括して稼業させるため堀家に請願を取り下げよう説得したものと推測される。本省の技師が直接事態の収束にあたり藤田組の借区権を確立させるに至った経緯は今後解明されるべき課題ではあるが、杉村が調停役を担った背景の一つとして、県令の籠手田安定とは滋賀県内の鉱山開発に携わっていたところから旧知の間柄(中島伸男『新版近江鈴鹿の鉱山の歴史』二〇〇六年)だったことが指摘できる。

集	史料集		施設名	所在地			履歴	規模(桁行×梁行)	構造	土地所有者	備考	
	No	日付		村	字	地番						
第二集	387	10月30日	24	製煉場見張処	佐摩村	岩屋堂	ニ210	新築	1間7分7厘 ×1間半	平屋・瓦葺	小割安三郎	M23.9解払 (No551)
			25	鉦石置場	〃	〃	〃	新築	3間×1間	石造・板葺		
			26	雪隠	〃	〃	〃	新築	6分6厘 ×5分1厘	瓦葺		
	387	10月30日	27	撰鉦場	〃	大谷	ニ183	新築	5間×4間	平屋・殺木葺	小割安三郎	M23.9解払 (No551)
			28	雪隠	〃	〃	〃	新築	1間半×1間	瓦葺		
			29	鍛冶場	〃	昆布山谷	ニ271-1	新築	3間×2間半	平屋・殺木葺		
			30	撰鉦場	〃	〃	ホ366-1	新築	7間×6間	平屋・殺木葺		
			31	雪隠	〃	〃	〃	新築	1間×5分	瓦葺		
			32	(不詳)	〃	竹田下ノ 切南向山	イ1628-1	新築	3間半×4間			
	33	坑夫小屋	〃	〃	〃	新築	4間×1間半	平屋・殺木葺				
	明治22年											
	406	1月3日	34	出張所	〃	村上ノ前	ホ382	新築?				「大森鉦山藤 田組出張所」
	明治23年											
第三集	550	9月24日	35	村上坑々夫 上り小屋並 鍛冶舎	〃	満教院	ホ384	新築	4間×2間半	小屋：殺木葺 鍛冶舎：瓦葺	光田ヒロ	M24.7焼失 (No647)
			36	銀山部開坑 掛詰所	〃	村上の前	ホ382	新築	6間×4間		藤田組	
			37	村上坑見張処	〃	〃	〃	新築	2間半×1間			
			38	本谷役宅	〃	竹田下ノ 切南向山	イ1628-1	新築	5間×4間		橋本為造	
			39	本谷仮撰鉦場	〃	〃	〃	新築	4間×3間			
552	9月25日	40	鍛冶場	明治村	板屋向 上ミ	1587	新築	2間×2間		藤田組		
明治24年												
689	11月9日	41	製煉所	大國村	柑子谷		新築			(私有地)	借区外製煉所 建設願	

(注)・当該施設の土地所有者が変わる場合は史料初出時の所有者を記載した。

- ・明治22年の町村制施行により佐摩村は大森村となった。
- ・史料に字名の記載がない場合は適宜補った。
- ・町村制によりできた明治村は明治24年に大國村と馬路村に分離した。

藤田組鋁業施設一覽

集	史料集		施設名	所在地			履歴	規模(桁行×梁行)	構造	土地所有者	備考			
	No.	日付		村	字	地番								
第一集	明治20年													
		24	1月6日	1	事務所	佐摩村	栃畑谷	ニ257	新築	5間半×3間半	平屋?・瓦葺	三原幾次	M23.9増築 (No.550)	
		69	4月23日	2	火薬庫	〃	馬場先 キ山	ホ144	新築	1間半×1間半	平屋・石造・ 瓦葺	順勝寺	No.70、161、 196、197	
		130	7月	3	本屋	〃	岩屋堂	ニ225	譲渡	5間半×4間半	平屋・瓦葺	浅田市兵衛	No.131~133、 178	
				4	製煉所	〃	〃	〃	譲渡	4間×6間	平屋・瓦葺			
				5	製煉所	〃	〃	〃	譲渡	9間×4間	平屋・瓦葺			
				6	雪隠	〃	〃	〃	譲渡	1間半×1間				
				7	雪隠	〃	〃	〃	譲渡	1間×1間				
		189	9月	8	分析場	〃	岩屋堂	ニ210	新築	2間×2間	平屋・瓦葺	小割安三郎	No.372~379	
				9	製煉所	〃	〃	〃	既存・ 増築	10間×4間余	平屋・瓦葺			
				10	焼釜場	〃	〃	〃	既存	4間×2間半				
		191	9月	11	坑夫飯場	〃	小金水	ホ111	新築	10間×5間	平屋・殺木葺	藤田組		
				12	雪隠	〃	〃	〃	新築	1間×1間半				
				13	土蔵	〃	栃畑谷	ニ257	新築	2間半×2間	二階建・瓦葺	三原親次		No.387
				14	新横相坑口 見張所	〃	昆布山谷	ニ272	新築	3間×2間半	平屋・瓦葺	光田ヒロ		M21.9解払 (No.381)
	15			龍源寺坑口 見張所	〃	大谷	ニ183	新築	3間×2間	平屋・瓦葺	田中正容	M21.10増築 (No.387)、 M23.9一部解 払 (No.551)		
第二集	明治21年													
		239	1月14日	16	事務所	〃	岩屋堂	ニ216	新築?				「藤田組大森 鋁山所」	
		318	4月	17	焼骨炉	〃	天井道 ノ左リ	ホ163	新築	2間半×2間	板葺	藤田組		
				18	炭庫	〃	出シ辻	ニ283	新築	10間×4間	板葺	浅田市兵衛 久間琢馬		
				19	倉庫	〃	岩屋堂	ニ227	新築	6間×3間半	瓦葺	藤田組		
		354	9月	20	開坑役処	大田村	イタヤ 向上ミ	1587	新築	7間×5間余	瓦葺	藤田組	M22.2同内容の 建築届 (No.414)	
				21	坑夫揚り小 屋	〃	〃	〃	新築	5間×2間	ソキ葺			
				22	坑夫飯場	〃	山口	1600	新築	9間半×2間半	板葺		M22.2同内容 の建築届 (No.415)	
				23	厠	〃	〃	〃	新築	1間×1間半				

史料集			地番			地目	面積	譲渡人	施設名	備考	
集	No.	日付									
第三集	547	9月	大森村	三折上ノ東 向山第一	イ1611	山	2反8畝20歩	小川惣四郎			
	580	12月	明治村	丹処	1552	田	1反7畝10歩	田平斗三郎	41製煉所		
			〃	丹処上エ	1553	田	8畝12歩				
			〃	川原田	1554	田	9畝18歩				
			〃	下谷	1555	田	7畝17歩				
			〃	〃	1555-1	田	6畝22歩				
			〃	井手ノ本	1556	田	1反4畝7歩				
			〃	牛捨場	3665	山	8反9畝6歩				
			〃	牛ステバ	乙110	畑	1反5畝				
			〃	小丸山	3720-1	畑	1反5畝4歩				
	〃	〃	3720-2	畑	9歩						
	明治24年										
	606	3月30日	明治村	道上へ家 ノ奥	1557	田	1反9畝	田平斗三郎	41製煉所		
			〃	中谷	1558	田	3畝				
			〃	森ヶ段	1559	田	1反1畝17歩				
			〃	〃	1559-1	田	14歩				
			〃	森ヶ段上エ	1560	田	2反3畝26歩				外溜池1畝6歩
			〃	〃	1560-1	田	3畝22歩				
			〃	〃	1560-2	田	15歩				
〃			〃	1560-3	田	13歩					
〃			森ヶ段	1561- 甲	畑	5畝15歩					
〃			〃	1561- 乙	田	1反6畝15歩					
〃			曾根畑下タ	乙100-2	畑	6畝8歩					
〃			中谷	乙103	畑	1反1畝21歩					
〃			〃	乙104	畑	1反6畝					
〃			下ノエゴ	乙105	畑	1反8畝21歩					
〃			仏ヶ迫	乙107	畑	6畝21歩					
〃			中ノエゴ	3730-1	畑	1反1畝23歩					
〃			〃	3730-2	畑	2畝17歩					
〃			〃	3730-3	畑	1反22歩					
〃			森ヶ段上	1560- 乙	原野	20歩					
〃			小丸山	3720	山林	4反7畝20歩					
〃	中ノエゴ	3730	山林	2町5畝16歩							

- (注) ・ 藤田組が遼摩郡内で取得した土地について、「要書録」に記載された所有権移転登記関係の文書（地所譲渡証等）を基に作成した。
・ この他に邑智郡君谷村で5筆の土地を取得（No.610）しているがこの表には記載していない。
・ 施設名の前に付した数字は「藤田組鋳業施設一覧」の施設番号を示す。
・ 大国村は町村制施行により明治22年4月から明治村となった。

史料集			地番	地目	面積	譲渡人	施設名	備考	
集	No	日付							
明治21年									
第二集	284	3月	佐摩村	隠居ノ上エ	ホ389	山	4畝	鈴木正吉	
			〃	虎岸寺ノ上エ	ホ385	山	1畝24歩		
			〃	中曽根	ホ386	山	3反		
			〃	神楽山	ホ158	荒地	1畝27歩		
			〃	昆布山谷	ニ270	荒宅地	4畝24歩8合		
	286		佐摩村	岩屋堂	ニ227	市街 荒宅地	23歩7厘	橋本小市	19倉庫
	297		佐摩村	大谷	ニ183	宅地	1畝15歩6厘	田中正容	15龍源寺坑口 見張所, 27撰 鋤場, 28雪隠
	301		佐摩村	満教院	ホ419	山	24歩	田中義太郎	
	305	3月	佐摩村	休谷	ニ120	宅地	3畝7歩5厘	宮次親一郎	
	308	3月	佐摩村	昆布山谷	ニ265	荒宅地	1畝26歩9厘	橋本武一郎	29鍛冶場
			〃	〃	ニ268	荒宅地	3畝2厘		
			〃	〃	ニ271	荒宅地	3畝3歩2厘		
			〃	〃	ニ275	荒宅地	1畝29歩4厘		
			〃	宝菜山ノ上	ホ391	山	6畝		
	320	4月	佐摩村	昆布山谷	ニ276	宅荒地	1畝28歩6厘	福田吉太	
〃			〃	ニ273	市街宅地	1畝29歩1厘			
390	11月	大国村	イタヤ	乙122	伐替畑	1畝12歩	田中勤二郎	改修村道	一筆のうち一部取得
		〃	板屋下モ	乙120	伐替畑	18歩			
		〃	柑子谷西平	3670	山	2畝18歩			
		〃	小暮	1603	畑	1畝21歩			
399	12月15日	佐摩村	薬師跡	ホ410	荒蕪地	1畝24歩	官有地	払下願 (No.323)、 M21.11許可 (No.566)	
明治22年									
460	6月6日	明治村	板屋向上ミ	1587-1	村道	7畝10歩	官有地	M22.8払下許可 (No.483)	
明治23年									
503	2月26日	大森村	サイカ	ホ380-1	畑	5畝27歩	橋本武一郎		
		〃	〃	ホ380-2	畑	1反1畝10歩			
		〃	〃	ホ380-3	畑	1畝17歩			
		〃	〃	ホ380	山林	9反8畝			
530	5月18日	大森	長福寺	ホ366-1	市街宅地	4畝27歩3合 9勺	小割安三郎		

藤田組土地取得一覽

史料集		地番	地目	面積	譲渡人	施設名	備考						
集	No. 日付												
明治20年													
第一集	33	2月23日	三久須村	仙ノ山	745	伐替畑	5反9畝9歩	廣山常次		M23.12廣山へ 売戻 (No.584)			
			〃	貝谷奥	924	山	1町2段6畝						
	59	4月11日	佐摩村	小金水	ホ111	畑	6畝6歩	内田吉太郎	11坑夫飯場, 12雪隠	地目変換 (No.68)			
	92	6月3日	佐摩村	馬場西横相	ホ359	山	9段3畝9歩	堀伴成					
	99	5月10日	佐摩村	天井道ノ 左リ	ホ163	畑	7畝18歩	宮崎彌三郎	17焼骨炉	地目変換 (No.325)			
	141	7月カ	大国村	板屋向上ミ	1587	田	5畝9歩	田中勘二郎	20開坑役処, 21坑夫揚リ小 屋, 40鍛冶場	地目変換 (No.351)			
				〃	板屋向	1588	田				7畝3歩	地目変換 (No.351)	
				〃	家ノ前	1589	田				6畝27歩		
				〃	表田	1590	田				1反4畝9歩		
				〃	表田上ミ	1591	田				3畝9歩		
				〃	板屋下モ	1592	田				8畝3歩		
				〃	板屋上ミ	1600	田				2畝24歩	改修村道 22坑夫飯場, 23厩	地目変換 (No.351)
				〃	古クレ	1602	田				1反7畝3歩		
				〃	〃	1605	田				27歩		
				〃	〃	1606	田				3畝15歩		
				〃	山口	1610	田				2畝3歩		地目変換 (No.351)
				〃	水戸	1601	宅地				1畝6歩		
	〃	古曙	1607	宅地	1畝9歩								
	145	7月カ	佐摩村	岩屋堂	ニ225	宅地	8畝24歩1合	浅田市兵衛 久間琢馬	3本屋, 4製煉 所, 5製煉所, 6 雪隠, 7雪隠	M21.8.25譲渡 (No.346)			
	151	7月カ	佐摩村	岩屋堂	ニ226	荒宅地	1畝7歩7合	浅田市兵衛 久間琢馬	18炭庫		M21.8.27譲渡 (No.347)		
				〃	〃	ニ223	荒宅地					26歩3合	
				〃	龍源寺山	ニ185	宅地					27歩1合	
				〃	栃畑谷	ニ231	荒宅地					4畝3歩1合	
				〃	出シ辻	ニ283	荒宅地					3畝20歩3合	
				〃	大横相	ニ132	荒宅地					1畝13歩5合	
				〃	昆布山谷	ニ269	荒宅地					3畝17歩6合	
〃	栃畑谷	ニ259	宅地	3畝17歩5合									
167	8月	佐摩村	昆布山谷	ホ366	荒蕪地	4畝12歩	官有地 (元長福 寺跡地)	30撰鉾場, 31 雪隠	払下願 (No.127)、 M20. 6.26許可 (No.261)				
232	9月12日	佐摩村	大横相	ニ131	荒地	2畝9歩4厘	官地						
			〃	昆布山谷	ニ274	荒地	1畝15歩3厘	〃		虎岸寺跡 (No.233)			
			〃	休谷上ミ	ニ288	荒地	18歩	〃		幕府直隷ノ製鉾所跡 (No.233)、No.567			

「石見銀山譲受約定証并関係契約書類」文書一覧

上野家（下博多屋）文書11-3

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
近代史料集 第三集					
1	定約証	明治19年9月9日	譲渡人田中義太郎、同小川兵市代理田中義太郎、保証人栗栖佐四郎、同宗村郁太、同松田昌代理栗栖佐四郎、譲受人廣田義二郎、保証人久原庄三郎		
2	定約副証	明治19年9月9日	譲渡人田中義太郎、同小川兵市代理田中義太郎、保証人栗栖佐四郎、同宗村郁太、同松田昌代理栗栖佐四郎	廣田義二郎	
3	[受取証]	明治19年	受取人田中義 ^(*) 二郎、同小川兵市代理田中義太郎、保証人栗栖佐四郎、同宗村郁太、同松田昌	廣田義二郎	
4	石見国邇摩郡銀山借区譲渡ニ付甲号別紙	明治19年9月9日	銀山借区人田中義太郎、同小川兵市代理田中義太郎、保証人宗村郁太、同松田昌代理栗栖佐四郎、同栗栖佐四郎	廣田義二郎	
5	定約証	明治19年9月9日	周旋人栗栖佐四郎、同宗村郁太、同松田昌代理栗栖佐四郎、保証人田中義太郎、同小川兵市代理田中義太郎	廣田義 ^(一) 二郎	
6	第三回金御渡方歎願	明治20年4月1日	小川兵市、田中義太郎、田中正容、田中藤十郎、高橋豊次郎、川口銀吉、元田亀太、栗栖佐四郎	廣田義二郎代理 大原順之助	
7	証（借区譲渡代金の受取につき）	明治20年4月24日	借区譲渡人小川兵市、全田中義太郎、周旋人栗栖佐四郎、全宗村郁太、全松田昌、保証人田中正容、全田中藤十郎、全高橋豊次郎、全川口銀吉、全元田亀太	大阪府藤田組 廣田義二郎	
8	副証（銀銅鋳借区譲渡代金悉皆受取につき）	明治20年4月24日	譲渡人小川兵市、全田中義太郎、周旋人栗栖佐四郎、全宗村郁太、全松田昌、証人田中正容、全田中藤十郎、全高橋豊次郎、全川口銀吉、全元田亀太	大坂藤田組 廣田義二郎	
9	証（借区譲渡にかかる周旋料残金の受取につき）	明治20年4月24日	栗栖佐四郎、宗村郁太、松田昌、証人小川兵市、同田中義太郎	大坂府藤田組 廣田義二郎	
10	証（銀山譲渡代金の受取につき）	明治20年9月13日	銀山町総代人水田藤市、原田鋼市、保証人同町竹内好平、月橋作十、立入人同町小割安三郎、高橋豊次郎	田中義太郎、小川兵市	
11	[記]（銀山譲渡代金の分配につき）	明治20年9月14日	田中義太郎、小川兵市	大阪藤田組 廣田義二郎	
12	契約書	明治20年4月28日	堀伴成代理宮崎彌三郎、大坂藤田組廣田義二郎代理大原順之助		
13	請取証	明治20年6月4日	堀伴成代理宮崎彌三郎	大坂藤田組 廣田義二郎	
14	委任状写	明治21年5月30日	堀伴成	廣田義二郎	代理： 宮崎弥三郎
15	契約書	明治20年4月27日	浅田市兵衛総理代人澤雄、廣田義二郎部理代人大原順之助		
16	副約証	明治20年5月16日	浅田市兵衛、証人沢雄、廣田義二郎		

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
688	約定証	24年9月30日	藤田組出張所大原順之助	田中正容	
689	借区外製煉所建設願	明治24年11月9日	願人藤田傳三郎、 大原順之助	農商務大臣陸奥宗光	
690	[願] (借区外製煉所 建設許可につき)	明治24年11月9日	願人藤田組頭取藤田傳三郎、 大原順之助	鳥根県知事篠寄五郎	
691	運搬許可証還納届	明治24年11月13日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
692	仮受領証	明治24年11月15日	大森鉱山藤田組出張処	熊谷信常	
693	仮領収証	24年11月17日	藤田組出張所	熊谷信常	
694	[回答] (電信局設置 費寄付にかかる藤田 傳三郎住所族籍位階 等につき)	明治24年11月17日	藤田組大森鉱山出張所 藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡役所	
695	鉱業用火薬類買入願	24年11月17日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
696	仮証 (預け金受取に つき)	11月29日	藤田組出張所	熊谷信常	
697	鉱業用火薬買入願	明治24年12月1日	鉱業人藤田傳三郎代 大原順之助代印西田挺	鳥根県大森警察署長警部中 山門	
698	領収証	24年12月10日	藤田組出張所	熊谷信常	
699	領収証	24年12月14日	藤田組出張処	熊谷信常	
700	運搬許可証還納届	24年12月14日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
701	記 (粕渕道改修線路 測量費寄付につき)	明治24年12月17日	大森鉱山藤田組出張処	村長福井榮輔	
702	鉱業用火薬類買入願	明治24年12月17日	大原順之助	大森警察署警部中山門	
703	領収証	24年12月17日	大森鉱山藤田組出張所	熊谷信常	
704	領収証	24年12月19日	大森鉱山藤田組出張所	熊谷信常	
705	領収証	24年12月20日	大森鉱山藤田組出張処	熊谷信常	
706	領収証	24年12月21日	藤田組出張処	熊谷信常	
707	[願] (製煉所建設許 可につき)	明治24年12月21日	大森鉱山稼業人藤田傳三郎 代理大原順之助	農商務省鉱山局	
708	仮領収証	24年12月23日	藤田組出張処	熊谷信常	
709	巡查特置願	明治24年12月29日	鉱業稼業人藤田傳三郎代 大原順之助	鳥根県知事篠崎五郎	
710	領収証	明治24年12月29日	大森鉱山藤田組出張所	熊谷信常	
711	運搬許可証還納届	明治24年12月30日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
712	領収証	明治24年12月30日	藤田組出張所	熊谷信常	
713	試堀願	明治24年12月30日	願人藤田傳三郎代理 大原順之助	農商務大臣陸奥宗光	
714	[願] (試堀許可につき)	明治24年12月30日	藤田組頭取藤田傳三郎、 大原順之助	鳥根県知事篠寄五郎	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
655	自明治廿四年一月至全六月大森鉦山概況報告	明治24年7月1日	大森鉦山藤田組出張処 大原順之助	邇摩安濃郡長藤岡直蔵	
656	仮証（事業上要用金の借用につき）	24年8月16日	大森鉦山藤田組出張処 大原順之助	熊谷信常	
657	火薬運搬願	明治24年8月19日	鉦業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大森警察署長警部中山門	
658	仮受領証	8月25日	藤田組出張処大原順之助	熊谷信常	
659	預り証	明治24年8月29日	大森鉦山藤田組出張処	伏見忠太郎	
660	証（事業上要用金の借用につき）	明治24年8月31日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	熊谷信常	抹消、「返却」
661	鉦業用火薬類買入願	明治24年9月3日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
662	仮領収証	明治24年9月4日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
663	仮領収証	明治24年9月9日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
664	仮領収証	明治24年9月10日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
665	仮領収証	明治24年9月11日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
666	仮領収証	明治24年9月12日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
667	[仮領収証]	24年9月14日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
668	運搬許可証還納御届	24年9月20日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
669	仮領収証	明治24年9月27日	大森鉦山藤田組出張処	熊谷信常	
670	[仮領収証]	明治24年9月28日	藤田組出張所	熊谷信常	
671	仮証（預け金受取につき）	24年9月29日	藤田組出張処	熊谷信常	
672	鉦業用火薬類買入願	明治24年9月30日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
673	仮証（預け金受取につき）	24年10月1日	藤田組出張処	熊谷信常	
674	仮証（預け金受取につき）	24年10月6日	藤田組出張処	熊谷信常	
675	仮証（預け金受取につき）	24年10月12日	藤田組出張処	熊谷信常	
676	仮領収証	24年10月13日	藤田組出張処	熊谷信常	
677	仮領収証	24年10月14日	藤田組出張処	熊谷信常	
678	運搬許可証還納届	明治24年10月15日	鉦業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大森警察署長警部中山門	
679	仮領収証	明治24年10月16日	藤田組出張処	熊谷信常	
680	鉦業用火薬類買入願		鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
681	自明治廿四年七月至九月大森鉦山概況報告	明治24年10月	大森鉦山藤田組出張所 大原順之助	邇摩安濃郡長藤岡直蔵	
682	仮領収証	24年10月21日	藤田組出張所	熊谷信常	
683	代理人御届	明治24年10月21日	藤田傳三郎代理大原順之助、 三浦幸一郎	君谷村長高橋廣次	
684	鉦業用火薬類買入願	明治24年10月27日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
685	仮領収証	24年10月30日	藤田組出張処	熊谷信常	
686	仮領収証	明治24年10月31日	藤田組出張処	熊谷信常	
687	運搬許可証還納届	明治24年11月6日	鉦業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
629	証(預け金受取につき)	明治24年5月10日	大森鉦山主務大原順之助	熊谷信常	
630	記(借区及試掘地原 図進達につき)	明治24年5月11日	営業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森村長福井榮輔	
631	証(預け金受取につき)	明治24年5月21日	大森鉦山藤田組出張処 大原順之助	熊谷信常	
632	証(事業上要用金の 借用につき)	明治24年5月27日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	熊谷信常	
633	鉦業用火薬類買入願	明治24年5月29日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
634	運搬許可証還納届	明治24年6月13日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
635	証(事業上必用金の 借用につき)	明治24年6月22日	大森鉦山主務大原順之助代 印北林兼司	熊谷信常	
636	記(山口街道改修用 火薬にかかる火薬庫 の一部貸出の承諾に つき)	明治24年6月22日	大森鉦山藤田組出張処 大原順之助	道路工事担当人野坂才吉	
637	証(事業上必用金の 借用につき)	明治24年6月25日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	熊谷信常	
638	証(事業上必用金の 借用につき)	明治24年6月27日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	熊谷信常	
639	証(事業上必用金の 借用につき)	明治24年7月1日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	松原小兵衛	
640	鉦業用火薬類買入願	明治24年7月1日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
641	証(預け金受取につき)	明治24年7月9日	大森鉦山藤田組出張処 北林兼司	熊谷信常	
642	[進達](試掘地と借 区地の原図各別に調 製につき)	明治24年7月10日	営業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森村長福井榮輔	
643	[回答](坑業夫出入 数照会につき)	明治24年7月10日	大森鉦山藤田組出張処	大森警察署	
644	盗難届	明治24年7月8日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長中山門	
645	運搬許可証還納届	明治24年7月17日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
646	証(事業上必用金の 借用につき)	明治24年7月20日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	松原小兵衛	
647	御届(村上坑坑夫小屋 並鍛冶場焼失につき)	明治24年7月20日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
648	証(預け金受取につき)	明治24年7月24日	大森鉦山藤田組出張処 大原順之助	熊谷信常	
649	預り証	明治24年7月28日	大森鉦山藤田組出張処	鎌田健二郎	
650	証(事業上要用金の 借用につき)	明治24年7月29日	大森鉦山藤田組出張処主務 大原順之助	熊谷信常	
651	預り証	明治24年7月30日	大森鉦山藤田組出張処	鎌田健二郎	
652	鉦業用火薬類買入願	明治24年7月31日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
653	運搬許可証還納届	明治24年8月13日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	
654	道路改修ニ付火薬使 用願	明治24年8月13日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	大森警察署長警部中山門	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
605	地所売買ニ付登記願	明治24年4月8日	買受人藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
606	委任状	明治24年3月30日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
607	登記謄本下渡願	明治24年4月8日	藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
608	上申書（村名変更につき）	明治24年4月8日	藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
609	地処売買ニ付登記願	明治24年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
610	委任状	明治24年4月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
611	御伺（村道修繕につき）	明治24年4月17日	大森鉦山藤田組出張処大原順之助	大森村長福井栄輔	
612	御伺（旧道危険個所の修補につき）	明治24年4月17日	大原順之助	大森村長福井栄輔	
613	鉦業用火薬類買入願	明治24年4月19日	鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根村大森警察署長警部中山門 ^(県)	
614	委任状	明治24年4月19日	藤田組頭取藤田傳三郎		
615	委任状	明治24年	藤田組頭取藤田傳三郎		
616	道水路変更願	明治24年3月	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助、隣地持主・道路関係人民総代田中勘二郎、道路関係人民惣代田中定太郎、全中田廣右衛門	島根県知事籠手田安定	
617	[道水路変更図面]				No616の添付図
618	大国村大字大国村道及水路之内変更目論見書	明治24年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		
619	大国村大字大国村道及水路之内潰地取調書		藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		
620	大田 ^{大田} 明治村大字大国村道及水路之内潰地絵図面		藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		
621	証（事業上要用金の借用につき）	明治24年4月24日	大森鉦山藤田組出張処主務代理西田稔	熊谷信常	
622	記（山口街道改修用火薬にかかる火薬庫の一部貸出の承諾につき）	明治24年4月25日	大森鉦山藤田組出張所大原順之助	道路工事担当人野坂才吉	
623	鉦業用火薬類買入願	明治24年4月25日	鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
624	土地台帳謄本御下付請求願	明治24年4月27日	藤田組頭取藤田傳三郎代理橋本甚吉	島根県知事篠崎五郎	
625	定約証	明治24年5月5日	大森鉦山藤田組出張所主務大原順之助	大国村小字柑子谷道水路修繕請持人民総代田中正容、田中貞太郎、中田廣右衛門	
626	運搬許可証還納届	明治24年5月5日	鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
627	運搬許可証還納届	明治24年5月6日	鉦業人藤田傳三郎代理大原順之助代印西田稔	大森警察署長警部中山門	
628	証（預け金受取につき）	明治24年5月8日	大森鉦山主務大原順之助	熊谷信常	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
579	御届 (ダイナマイト雷管買入にかかる免許手形下付につき)	23年12月11日	藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察分署長中山門	
580	委任状	明治23年12月	藤田組頭取藤田傳三郎		
581	鉱業用火薬類買入願		鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大田警察署長警部横尾邦二郎	
582	運搬許可証還納御届	23年12月28日	大原順之助	大森警察署長警部中山門	
583	運搬許可証還納御届	24年1月3日	大原順之助	大森警察署長警部中山門	
584	地所売渡証	明治23年12月17日	藤田組頭取藤田傳三郎	廣山種次	
585	地所売渡証		売渡人藤田組頭取藤田傳三郎、廣山種次		「副書」
586	登記簿変更願	明治24年1月8日	藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
587	[照会] (工業会社及製造所表につき)	明治24年1月6日	邇摩郡大森村役場	藤田組大森鉱山所	工業会社及製造所表を同年1月8日調表進達
588	自明治廿三年九月至全十二月大森鉱山概況報告	明治23年12月30日	大森鉱山藤田組出張所大原順之助	邇摩安濃郡長藤岡直藏	
589	鉱業用火薬類買入願	明治24年1月17日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大森警察署長警部中山門	
590	御届 (火薬類渡方につき)	明治24年1月18日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
591	[図面] (火薬渡し方につき)				No590の添付図
592	[御届] (作代人につき)	24年1月29日	大森鉱山藤田組出張所	邇摩郡水上村長福間実五郎	
593	鉱業用火薬買入願	明治24年2月9日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
594	運搬許可証還納御届	24年2月9日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
595	運搬許可証還納御届	24年2月22日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
596	証 (事業上要用金の借用につき)	明治24年2月27日	大森鉱山藤田組出張処主務代理北林兼司	熊谷信常	No597の写し
597	証 (事務上要用金の借用につき)	明治24年2月27日	大森鉱山藤田組出張所主務代理北林兼司	熊谷信常	帳間文書No596の本書
598	鉱業用火薬類買入願	明治24年3月4日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大森警察署警部中山門	
599	[添状] (土地貸借にかかる書類送付につき)	明治24年3月5日	大森鉱山藤田組出張処	田中義太郎	
600	記 (火薬貯蔵依頼につき)				抹消
601	記 (山口街道改修用火薬にかかる火薬庫の一部貸出の承諾につき)	明治24年3月8日	大森鉱山藤田組出張処大原順之助	道路工事担当人野坂才吉	
602	運搬許可証還納届	明治24年3月18日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	大森警察署長警部中山門	
603	地所売買二付登記願	明治24年3月31日	買受人藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
604	登記謄本下渡願	明治24年3月31日	藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
554	[届] (試掘届に記載落の再届につき)	明治23年9月9日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
555	委任状	明治23年10月1日	藤田組頭取藤田傳三郎		「本店へ返付」
556	委任状	明治23年10月4日	藤田組頭取藤田傳三郎		「本店へ返付」
557	委任状	明治23年10月4日	藤田組頭取藤田傳三郎		「本店へ返付」
558	鉱業用火薬買入願	明治23年10月22日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長 横尾邦二郎	
559	鉱業用火薬類買入願	明治23年10月31日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長	
560	運搬許可証還納届	明治23年11月7日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
561	鉱業用火薬類買入願	明治23年11月19日	鉱業人藤田傳三郎代理	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
562	運搬許可証還納御届	明治23年11月21日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
563	委任状	明治23年12月17日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
564	委任状	明治23年12月17日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
565	官有地 ^(マ) 払下ニ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願	明治23年11月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		「不用」
566	官有地払下ヲ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願	明治23年11月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		「不用」
567	官有地払下ヲ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願	明治23年11月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		「不用」
568	官有地無代価払下ヲ得候ニ付登記願并ニ登記済証御下付願	明治23年11月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		「不用」
569	登記簿変更願	明治23年11月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		「不用」
570	登記変更願	明治23年11月	藤田組頭取藤田傳三郎		
571	地処売買ニ付登記願	明治24年1月8日	売渡人藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司、買受人廣山種次		
572	地所売渡証	明治23年11月29日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	廣山種次	
573	盗難御届	明治23年12月4日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署大森分署長中山門	
574	仮預り書	明治23年12月4日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署大森警察分署長中山門	抹消
575	仮預り証	明治23年12月5日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森分署長中山門	
576	御受書	23年12月5日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森分署長	
577	鉱業用火薬類買入願	23年12月8日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部横尾邦二郎	
578	御届 (火薬の買入先につき)	明治23年12月11日	大原順之助	大森警察分署長中山門	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
530	地所譲渡証	明治23年5月18日	小割安三郎	藤田組頭取藤田傳三郎	
531	登記謄本下渡願	明治23年5月19日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	浜田治安裁判所佐摩出張所	
532	鉱業用火薬類買入願	明治23年5月20日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
533	御届（火薬取扱人変更につき）	明治23年5月31日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	大森分署長警部中山門	
534	御願（火薬買入免許手形の出頭人への下げ渡しにつき）	明治23年6月3日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	大田警察署長	
近代史料集 第三集					
535	[回答]（製図器械借用依頼につき）	23年6月9日	大森鉱山藤田組出張所	邇摩安濃郡大田高等小学校	
536	御届（大原順之助帰山により代理任につき）	23年6月15日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	郡長、村長、警察署長	
537	鉱業用火薬類買入願	明治23年7月7日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
538	鉱業用火薬類買入願	明治23年7月22日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
539	御願（第三回内国勸業博覧会閉会後の出陳品取扱いにつき）	明治23年7月22日	借区鉱業人・出品主藤田傳三郎代理大原順之助	島根県知事	
540	運搬許可証還納御届	明治23年7月26日	大原順之助代北林兼司	大田警察署長	
541	[回報]（第三回内国勸業博覧会閉会後の出陳品取扱いにつき）	23年8月4日	大森銀山大原順之助	在京島根県博覧会委員	
542	運搬許可証還納御届	明治23年8月7日	借区鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長	
543	自明治廿三年二月至全年八月大森鉱山概況報告	明治23年8月31日	鉱業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃 ^(郡長脱) 藤岡直藏	
544	鉱業用火薬類買入願	明治23年9月6日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
545	[上申]（試掘願進達につき）	明治23年9月9日	藤田組頭取藤田傳三郎	島根県知事籠手田安定	
546	試掘願	明治23年9月9日	藤田組頭取藤田傳三郎	農商務大臣陸奥宗光	
547	委任状	明治23年9月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
548	地処売買二付登記願	明治23年9月18日	売渡人小川惣四郎代理長見宗太郎、買受人藤田組頭取藤田傳三郎代理北林兼司		
549	登記謄本下渡願	明治23年9月18日	北林兼司	浜田治安裁判所佐摩出張所	
550	建築届	明治23年9月24日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	大森村長川北湊	
551	家屋解払届	明治23年9月24日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	大森村長川北湊	
552	建築届	明治23年9月25日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	明治村長田平新三郎	
553	火薬運搬許可証還納御届	明治23年9月26日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
506	運搬許可御指令還納届	明治23年3月18日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
507	鉱業用火薬買入願	明治23年3月18日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
508	運搬許可御指令還納届	明治23年3月22日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
509	鉱業用火薬買入願	明治23年4月9日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長 横尾邦二郎	
510	土地名前誤謬ニ付御 訂正願	明治23年4月21日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事筆手田安定	
511	土地名前誤謬ニ付御 訂正願	明治23年4月19日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事筆手田安定	
512	火薬運搬許可証還納 御届	明治23年4月23日	借区鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
513	委任状	明治23年4月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司 「該委任状文中不 充分ニ付登記所 ニ受理セス、依 テ本店へ返付更 ニ認メ替タリ」
514	記（火薬貯蔵依頼承 知につき）	明治23年4月30日	藤田組出張処大原順之助	高橋一作、野坂才吉	
515	印鑑証明願	明治23年5月1日	北林兼司	大森村長川北隣	
516	地処譲渡ニ付登記願	明治23年5月3日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		「敗物ニ付更ニ 認メ替タリ」
517	御届（大原順之助不 在中の代理につき）	23年5月7日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	郡長、村長、警察署	
518	〔御願〕（免租年期継 続につき）	明治23年5月	地主惣代真田康俊、 須田浅市	島根県知事筆手田安定	
519	印鑑証明願	明治23年5月13日	藤田組頭取藤田傳三郎	大阪市東区長袋井寛貞	
520	委任状	明治23年5月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
521	委任状	明治23年5月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
522	地処譲渡ニ付登記願	明治23年5月19日	譲渡人大原順之助代理上野 厩次郎、譲受人藤田組頭取 藤田傳三郎代理北林兼司		
523	地所譲渡証	明治23年5月2日	譲渡人大原順之助	藤田組頭取藤田傳三郎	
524	委任状	明治23年5月19日	大原順之助		部理代人： 上野厩次郎
525	印鑑証明願	明治23年5月17日	上野厩次郎	大森村長川北隣	
526	登記謄本下渡願	明治23年5月19日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	浜田治安裁所佐摩出張所 <small>（特設）</small>	
527	地処譲渡ニ付登記願	明治23年5月19日	譲渡人小割安三郎代理上野 厩次郎、譲受人藤田組頭取 藤田傳三郎代理北林兼司		
528	委任状	明治23年5月19日	小割安三郎		部理代人： 上野厩次郎
529	御証明願（登記法第 四〇条に基づき所有 者たることにつき）	明治23年5月	小割安三郎	大森村長川北隣	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
485	地種組替免租願	明治22年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	嶋根県知事籠手田安定	
486	野取実測図（地種組替につき免租出願）	明治22年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		No.485の添付図
487	〔回答〕（坑夫労働時間及び交代時間調査につき）	明治22年9月28日	大森鉦山藤田組出張所 大原順之助	島根県第一部農商課	
488	運搬許可証還納届	明治22年10月15日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部横尾邦二郎	
489	第三回内国勸業博覧会へ出品変更願	明治22年11月6日	借区鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
490	副申（博覧会出品変更により願書差し替えにつき）	明治22年11月20日	借区鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長藤岡直藏	
491	第三回内国勸業博覧会へ出品変更願（差し替え）	明治22年11月20日	借区鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
492	土地名前誤謬訂正願	22年12月5日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
493	〔上申書〕（鉦石各種入一箱回送につき）	明治22年12月10日	大森鉦山大原順之助	島根県第一部	
494	請書（内国勸業博覧会出品につき）	明治22年12月11日	借区鉦業人・出品主藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県第一部農商課	
495	改修道路工費江寄附願	明治22年12月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助、銀山町寄附者 惣代人高橋豊次郎、上野席次郎、安田廣吉、長安令造	嶋根県知事籠手田安定	
496	〔出品解説書〕				
497	自明治廿二年一月至全廿三年一月大森銀山概況報告	明治23年2月	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長藤岡直藏	
498	〔回答〕（工業会社及製造所にかかる照会につき）				
499	〔回答〕（地目変換地修正地価に係る照会につき）	明治23年1月	安井好尚、藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助、明治村長安井好尚	島根県知事籠手田安定	
500	〔回答〕（地価修正額に対し明治二十二年中の異動に係る照会につき）		持主、地主惣代連名、 右村長	島根県知事籠手田安定	
501	記（火薬貯蔵依頼承知につき）	明治23年2月26日	藤田組出張処大原順之助	岡田道敏	「該本書ハ廿三年四月返却致来リ候ニ付消印之上断裁ス」
502	〔回答〕（借屋家屋の有無に係る照会につき）	明治23年2月27日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	明治村役場	
503	地所売渡証書	明治23年2月26日	橋本武一郎	大原順之助	
504	御証明願（登記法四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治23年2月27日	橋本武一郎	大森村長川北潁	
505	地所売買ニ付登記願	明治23年2月	売渡人橋本武一郎、部理代人高橋直三、買受人大原順之助		

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
462	回答（村費未納雇人につき）	明治22年6月9日	大森鉦山藤田組出張所	元佐摩外四村戸長役場	
463	原籍異動御届	明治22年6月24日	大原順之助	元佐摩外四村戸長宗岡光寿、大森分署長佐々田豊	
464	第三回内国勸業博覧会出品願	明治22年7月7日	借区鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
465	第三回内国勸業博覧会出品願	明治22年7月7日	借区鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
466	鉦業用火薬類買入願	明治22年7月15日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
467	運搬許可証還納届	明治22年8月4日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
468	鉦業用火薬類買入願	明治22年8月29日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
469	大森鉦山坑内諸職夫労働時間表				「廿二年九月嶋根支会衛生品展覧会へ出品扣」
470	大森鉦山鉦業夫負傷一覧表				「廿二年九月嶋根支会衛生品展覧会へ出品扣」
471	大森鉦山鉦業夫新旧稼方難易比較調并ニ実況図				「廿二年九月嶋根支会衛生品展覧会へ出品扣」
472	出品申出書	明治22年9月	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	衛生品展覧会	
473	[添状]（衛生品展覧会出品申出につき）	明治22年9月4日	大森銀山大原順之助	邇摩安濃郡役所第壹課	
474	委任状		小川源吉、長田友市、藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		部理代人：田中正容
475	[書簡]（委任状の調印につき）	9月9日	田中正容	大原順之助	
476	[答申]（第三回内国勸業博覧会出品取調につき）	明治22年9月12日	大森鉦山藤田組出張所	大森村役場庶務掛	
477	[答申]（銀銅輸出高、白炭輸入高につき）	明治22年9月12日	藤田組大森鉦山出張所	大森村役場庶務掛	
478	[願]（衛生品展覧会出品の一部取下げにつき）	明治22年9月17日	大森鉦山大原順之助	邇摩安濃郡役所第壹課	
479	[副申]（衛生品展覧会出品の一部取下げにつき）	明治22年9月17日	大森鉦山大原順之助	邇摩安濃郡役所第一課	
480	運搬許可証還納届	明治22年9月19日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大田警察署長警部横尾邦二郎	
481	第三回内国勸業博覧会出品追加願	明治22年9月24日	借区鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
482	鉦業用火薬買入願	明治22年9月25日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署長警部横尾邦二郎	
483	御下渡地賦税御検査願	明治22年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
484	[図面]（御下渡地賦税出願につき）	明治22年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		No483の添付図

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
442	鉱業用火薬類買入願		鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	鳥根県大田警察署長警部 横尾邦二郎	
443	死亡届	22年4月16日	大森鉱山藤田組出張所 ^(本谷) 本部担当小川兵市	大田警察署大森分署長警部 佐々田豊	
444	上申書(本谷部ダイ ナマイト爆発につき)	明治22年4月15日	大森鉱山藤田組出張所本谷 部担当小川兵市	大田警察署大森分署長警部 佐々田豊	
445	上申書(本谷部ダイ ナマイト爆発の現況 につき)	明治22年4月16日	大森鉱山藤田組出張所雇員 見習小早川長次	大田警察署大森分署長警部 佐々田豊	
446	御届(大原順之助帰 山により代理解任に つき)	明治22年4月23日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、元 佐摩外四村戸長宗岡光壽、 大森分署長警部佐々田豊	
447	村道変更願	明治22年4月7日	頭取藤田傳三郎代理大原順 之助代北林兼司、隣地持主・ 道路関係人民惣代田中勘二 郎、道路関係人民惣代田中 定太郎、全中田廣右エ門	鳥根県知事筆手田安定	
448	[図面](村道変更願 につき)				No.447の添付図
449	明治村大字大國字ミノ シケヨリ大森村迄村道 之内変更目論見書	明治22年4月7日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司		
450	明治村大字大國字ミ ノシケヨリ大森村迄 村道之内潰地取調書	明治22年4月7日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司		
451	明治村大字大國字ミ ノシケヨリ大森村迄 村道之内潰地絵図面		藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司		
452	証(鉱業上必要金の 借用につき)	明治22年4月24日	藤田組出張処大原順之助	熊谷信常	
453	運搬許可証還納届	明治22年5月7日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	大田警察署長警部 横尾邦二郎	
454	証(鉱業上必用金の 借用につき)	明治22年5月10日	藤田組出張所大原順之助	熊谷信常	
455	証(鉱業上使用金の 借用につき)	明治22年5月25日	藤田組出張処主務 大原順之助	熊谷信常	
456	石見国邇摩郡明治村 地内字ミノシケヨリ 大森村迄村道之内変 更落成届	明治22年6月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	鳥根県知事筆手田安定	
457	地種組替願	明治22年6月6日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	鳥根県知事筆手田安定	
458	明治村大字大國字ミ ノシケヨリ大森村迄 村道之内変更道路敷 地絵図面	明治22年6月6日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		
459	潰地野取絵図	明治22年6月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		
460	道路敷地御下渡願	明治22年6月6日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	鳥根県知事筆手田安定	
461	明治村大字大國字ミ ノシケヨリ大森村迄 村道之内変更道路旧 道敷絵図面	明治22年6月6日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
417	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治22年2月8日	北林兼司	仁万外四村戸長安井好尚	「此分無用」
418	地所譲渡ニ付登記願	明治22年2月8日	北林兼司、藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		
419	地所譲渡証	明治22年2月8日	譲渡人北林兼司、保証人上野庸次郎	藤田組頭取藤田傳三郎	
420	地処登記済証下付願	明治22年2月28日	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	浜田治安才判所佐摩出張処	
421	地処証明願		北林兼司	仁万外四村戸長安井好尚	
422	副書（官署名誤記のまま御受理願につき）	明治22年2月28日	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	浜田治安裁判所佐摩出張処	
423	地処変更登記願	明治22年2月28日	北林兼司	浜田治安裁判所佐摩出張処	
424	地処変更登記願	明治22年	北林兼司		抹消
425	登記謄本下渡願	明治22年2月28日	北林兼司	浜田治安裁判所佐摩出張所	
426	証（預金受取につき）	明治22年2月25日	大原順之助	熊谷信常	
427	荒地起返地位御検査願	明治22年2月	藤田組、藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	島根県知事筆手田安定	
428	右絵図面写（荒地起返地検査願につき）	明治22年2月	藤田組、藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	島根県知事筆手田安定	
429	〔届〕（第三回内国勸業博覧会出品品名につき）	明治22年2月28日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
430	地券書換願		藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
431	鉱業用火薬類買入願	明治22年3月4日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大田警察署	
432	廃乗馬届	明治22年2月28日	大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
433	〔函面〕（荒地起返地検査願につき）	明治22年3月9日	地主藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		No427の添付図
434	御届（大原順之助上阪不在中の代理につき）	明治22年3月11日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、佐摩外四村戸長宗岡光壽、大田警察署大森分署長警部佐々田豊	代理：北林兼司
435	運搬許可証還納届		鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助代北林兼司	大田警察署長警部横尾邦二郎	
436	〔報告〕（統計調査につき）	明治22年3月29日	大森鉱山藤田組出張所大原順之助代北林兼司	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
437	証（鉱業上使用金の借用につき）	明治22年3月30日	藤田組出張処主務大原順之助代理北林兼司	熊谷信常	
438	〔記〕（山神社修繕金の寄付につき）	明治22年3月30日	大森鉱山藤田組出張所	銀山山神社祠掌本城光基、全社信徒惣代小川兵市、上野栄次郎、高橋豊治郎、安田廣吉、小割安三郎	
439	証（鉱業上使用金の借用につき）	明治22年4月2日	藤田組出張処主務代理北林兼司	熊谷信常	
440	証（鉱業上使用金の借用につき）	明治22年4月5日	藤田組出張処主務代理北林兼司	熊谷信常	
441	副申（鉱業用火薬類買入願の至急許可取計願につき）	明治22年4月19日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助代北林兼司	大田警察署大森分署長警部佐々田豊	

No.	表題	年月日	発信者	受信者	備考
396	角力興行之義ニ付御届	明治21年11月28日	大原順之助	島根県大田警察署大森分署	
397	鉱業用火薬買入願	明治21年12月3日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
398	御届（本谷工場で爆発物破裂のため負傷者あるにつき）	明治21年12月12日	大原順之助	島根県大田警察署大森分署	
399	御払下地御引渡ニ付請書	明治21年12月15日	藤田組頭取藤田傳三郎代り大原順之助、隣地主小割直市、同川村安十、同内田政吉	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
400	副申（火薬運搬許可証返納につき）	明治21年12月22日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
401	記(事業上借用につき)	明治21年12月24日	大森鉱山藤田組出張所長 大原順之助	熊谷信常	
402	[請書] (火薬取扱方取締御注意につき)	明治21年12月24日	大森鉱山藤田組出張所長 大原順之助	大森分署長警部佐々田豊	
403	副申（火薬運搬許可証返納につき）	明治21年12月28日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
404	証(事業上借用につき)	明治21年12月30日	藤田組出張所大原順之助	熊谷信常	
405	委任状	明治21年12月30日	藤田組社員北林兼司		部理代人： 加賀谷定治
406	御届（事務所の移転及び大森鉱山藤田組出張所と改称につき）	明治22年1月3日	鉱業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	郡役処、警察分署、戸長役場	
407	追伸（火薬取扱人名届けにつき）	明治22年1月5日	藤田組出張所主務 大原順之助	大森分署長警部佐々田豊	

「要書録」文書一覧 (2)

上野家（下博多屋）文書13-6

No.	表題	年月日	発信者	受信者	備考
近代史料集 第二集					
408	御届（事務所の移転及び大森鉱山藤田組出張所と改称につき）	明治22年1月3日	鉱業人藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、大田警察署大森分署長永谷増衛、佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
409	追伸（火薬取扱人名届けにつき）	明治22年1月5日	藤田組出張所主務 大原順之助	大森分署長警部佐々田豊	
410	自廿一年九月至全十二月鉱業概況報告	明治22年1月11日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
411	御払下地賦税御検査願	明治22年1月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
412	[図面] (払下地賦税検査願につき)	明治22年1月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		No411の添付図の写し
413	代理人御届	明治22年1月	北林兼司代理人田中正容	仁万外四村戸長安井好尚	
414	建築届（開坑役処、坑夫上り小屋につき）	明治22年2月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	仁万外四村戸長安井好尚	
415	建築届（坑夫飯場につき）	明治22年2月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	仁万外四村戸長安井好尚	
416	委任状之事	明治22年1月31日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
372	委任状之事	明治21年9月15日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
373	委任状ノ事	明治21年9月15日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
374	建物譲渡証書	明治21年9月	譲渡人廣田義二郎代理北林兼司、保証人（無記名）	藤田組頭取藤田傳三郎	
375	[建物譲渡証書にかかる図面]		譲渡人廣田義二郎代理北林兼司、保証人高田安太郎、小割安三郎	藤田組頭取藤田傳三郎	
376	建物登記済 ^(登録) 下付願	明治21年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩登記所	抹消
377	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治21年9月24日	廣田義二郎代理北林兼司	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
378	[建物譲渡登記にかかる図面]	明治21年9月24日	廣田義二郎代理北林兼司		
379	建物譲与ニ付登記願	明治21年9月24日	譲渡人廣田義二郎代理北林兼司、藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助		
380	鉱業用火薬類買入願	明治21年9月26日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大田警察署	
381	家屋解払届	明治21年9月26日	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
382	副申（火薬運搬免許証還納につき）	明治21年10月5日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大田警察署	
383	死亡御届	明治21年10月4日	引受人北林兼司	藤田組本店	
384	保証証書	明治21年10月4日	故社員向井田司郎引受人北林兼司	藤田組	
385	副申（火薬運搬許可証還納につき）	明治21年10月18日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大田警察署	
386	証（事業上借用につき）	明治21年10月25日	藤田組大森鉱山事務所長大原順之助	熊谷信常	
387	建物届（新築・増築等につき）	明治21年10月30日	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
388	御届（屋敷番号公称すべき告示につき）	明治21年10月10日	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、大田警察署大森 ^(分) 分署、佐摩外四村戸長宗岡宗寿、仁万外四村戸長安井好尚	
389	鉱業用火薬類買入願	明治21年11月12日	鉱業人藤田傳三郎代理大原順之助	島根県大田警察署	
390	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治21年11月	田中勘次郎	仁万外四村戸長安井好尚	
391	別紙図面（登記法第四〇条の証明願につき）				No.390の添付図面の写し
392	地処登記済証下附願	明治21年11月		浜田治安裁判所佐摩登記所	
393	地所売買ニ付登記願	明治21年11月	売渡人田中勘次郎、買請人北林兼司		
394	地券書換願	明治21年11月19日	買請人北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
395	[証明書]（加藤医師、重症患者の治療のため他出成り難きにつき）	明治21年11月9日	藤田組大森鉱山事務所		

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
347	地券書換願	明治21年8月28日	廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
348	地券書換願	明治21年8月28日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
349	転籍御届	明治21年8月29日	藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、大 田警察大森分署、佐摩外四 村戸長宗岡光壽	
350	鉱業用火薬類買入願	明治21年8月30日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	高根県大田警察署	
351	地目変換届	明治21年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助		
352	野取実測絵図面帳			高根県知事籠手田安定	No.351の添付図
353	転籍御届	明治21年8月	藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩郡大国村外四ヶ村戸長 安井好尚	
354	建築届	明治21年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	大国村外四ヶ村戸長安井好尚	
355	明治廿一年自四月至 八月鉱業概況報告	明治21年9月4日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
356	地処開墾願	明治21年9月4日	地主小割安三郎	高根県知事籠手田安定	抹消
357	鉱業用火薬買入願	明治21年9月10日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	高根県大田警察署	
358	委任状之事	明治21年9月3日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
359	委任状之事	明治21年9月3日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
360	委任状之事	明治21年9月3日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
361	委任状之事	明治21年9月3日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
362	委任状之事	明治21年9月3日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
363	委任状之事	明治21年9月3日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
364	印鑑証明願	明治21年9月	大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
365	地所譲与ニ付登記願	明治21年9月13日	譲与人廣田義二郎代理北林 兼司、譲受人藤田組頭取藤 田傳三郎代理大原順之助		
366	地処登記済証下附願	明治21年9月13日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	佐摩登記所	
367	地所譲与ニ付登記願	明治21年9月	譲与人廣田義二郎代理北林 兼司、譲受人藤田組頭取藤 田傳三郎代理大原順之助		抹消
368	地所開墾願	明治21年9月4日	藤田組頭取藤田傳三郎代り 大原順之助	高根県知事籠手田安定	
369	地券書換願	明治21年9月14日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
370	副申（火薬運搬許可 証還納につき）	明治21年9月14日	鉱業人藤田傳三郎代理大原 順之助	高根県大田警察署	
371	副申（官有地払下願 にかかる図面訂正に つき）	明治21年9月19日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	高根県知事籠手田安定	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
322	証明書（加藤医師、 負傷者医察のため他 出成り難きにつき）	明治21年4月26日	藤田組大森鉦山所		
323	官地御払下願	明治21年5月13日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
324	御証明願（登記法第 四〇条に基づき所有 者たることにつき）	明治21年5月15日	廣田義二郎代理北林兼司	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
325	地目変換届	明治21年5月21日	廣田義二郎代理大原順之助	島根県知事籠手田安定	
326	地目変換実測図帳上書	明治21年5月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	
327	自用车鑑札御下附并 御検査願	明治21年5月	頭取代理大原	中村郡長	
328	地目変換届	明治21年5月	小割安三郎	島根県知事籠手田安定	
329	地目変換実測図帳	明治21年5月	小割安三郎	島根県知事籠手田安定	
330	自用车鑑札御下附并 御検印願	明治21年5月25日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
331	地所開墾願	明治21年5月	地主小割安三郎	島根県知事籠手田安定	
332	副申（火薬運搬許可 証還納につき）	明治21年6月13日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助代理谷川千代松	島根県大田警察署	
333	開申（火薬運搬許可 証の記載内容にかか る御尋問につき）	明治21年6月17日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助代谷川千代松	島根県大田警察署	
334	地処開墾願	明治21年6月	橋本為造	島根県知事籠手田安定	
335	[書簡]（藤田浅太郎 負傷事件の御取調時 間照会につき）	明治21年6月26日	藤田組大森鉦山所 谷川千代松	大田警察署大森分署長警部 補佐々田豊	
336	副申（五月十二日付 の残量火薬運搬許可 証還納につき）	明治21年6月27日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助代谷川千代松	(*) 太田警察署	
337	[回報]（電報発受信 数照会につき）	明治21年6月29日	藤田組大森鉦山所	大森郵便局	
338	御届（火薬買入のた め出頭代理につき）	明治21年7月5日	鉦業人藤田傳三郎代理 大原順之助代谷川千代松	島根県大田警察署	
339	御答（雷管の運搬許 可証無之理由御尋問 につき）	明治21年7月5日	鉦業人藤田傳三郎代理大原 順之助代谷川千代松代人北 林兼司	(*) 太田警察署	
340	第三回内国勸業博覧 会出品取調書	明治21年7月15日	出品人藤田傳三郎代理 大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
341	[添状]（第三回内国 勸業博覧会出品調書 進達につき）	明治21年7月15日	藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
342	[回答]（鉦業用車製 造方法等につき）	明治21年7月15日	藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
343	[添状]（調書進達に つき）	明治21年8月2日	藤田組大森鉦山事務所	邇摩郡佐摩外四村戸長役場 庶務係	No.344の添状
344	鉦業調				
345	[回答]（鉦山事務所 使役人にかかる御照 会につき）	明治21年8月4日	藤田組大森鉦山事務所	佐摩外四村戸長役場租税係	
346	地券書換願	明治21年8月28日	廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
299	地所登記済証下付願	明治21年3月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	佐摩登記所	
300	地所譲渡ニ付登記願		田中義太郎、藤田組頭取 藤田傳三郎代理北林兼司		
301	地所譲渡証	21年3月	譲渡人（無記名）、保証人（無 記名）	藤田組頭取	
302	御証明願（登記法第 四〇条に基づき所有 者たることにつき）	21年3月	田中義太郎	佐摩外四ヶ村戸長	
303	地所登記済証下付願	21年3月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	登記所	
304	地所譲渡ニ付登記願		宮次観一郎代理田中正容、 藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		
305	御証明願（登記法第 四〇条に基づき所有 者たることにつき）	21年3月	宮次観一郎代理田中正容	佐摩外四ヶ村戸長	
306	地所登記済証下付願	21年3月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	登記所	
307	地所譲渡ニ付登記願		橋本武一郎、藤田組頭取 藤田傳三郎代理北林兼司		
308	地所譲渡証	21年3月	譲渡人（無記名）、保証人（無 記名）	藤田組頭取	
309	御証明願（登記法第 四〇条に基づき所有 者たることにつき）	21年3月	橋本武一郎	佐摩外四ヶ村戸長	
310	地所登記済証下付願	21年3月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	佐摩登記所	
311	印鑑証明願	21年3月	橋本武一郎	佐摩外四ヶ村戸長	
312	委任状	21年3月16日	宮次観一郎		部理代人： 田中正容
313	地券書換願	明治21年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
314	地券書換願	明治21年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
315	地券書換願	明治21年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
316	御届（大原順之助帰 山により代理解任に つき）	明治21年4月6日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	大森分署、邇摩安濃郡長中 村、佐摩外四ヶ村戸長	
317	副申（火薬運搬許可 証還納につき）	明治21年4月6日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	嶋根県大田警察署	
318	[建築届]	明治21年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代人 大原順之介代理谷川千代松	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
319	地券書換願	明治21年5月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
320	地券書換願	明治21年4月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
321	[概況報告]（本年一 月より三月に至る）	明治21年4月25日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
274	[自用乗馬使用届]	明治21年2月27日	大原順之助代理上野帛次郎	邇摩安濃郡長中村秀年	「廿二年二月廿八日付廢乘馬届ニ添付返付」
275	御届（大原順之助出張不在中の代理につき）	明治21年3月9日	藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長、大森分署、邇摩安濃郡長	
276	[開申]（福島県物産陳列場へ出品鉱石の代価につき）	明治21年3月9日	大原順之助代理谷川千代松	邇摩安濃郡役所第一課	
近代史料集 第二集					
277	寄留取消御届	明治21年2月8日	谷川千代松	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
278	入籍御届	明治21年2月8日	谷川千代松	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
279	鉱業用火薬類買入願	明治21年3月26日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代谷川千代松	嶋根県大田警察署	
280	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	21年3月	鈴木正吉	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
281	印鑑証明願	21年3月22日	鈴木正吉	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
282	地所登記済証下付願	21年3月	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司		
283	地所譲渡ニ付登記願		鈴木正吉、藤田組頭取藤田 傳三郎代理北林兼司		
284	地所譲渡証	21年3月	鈴木正吉	藤田組頭取藤田傳三郎	
285	地所譲渡ニ付 ^(監) 祭記願		橋本小市代理須田浅市、 藤田傳三郎代理北林兼司		
286	地処譲渡証	明治21年	橋本小市代理須田浅市	藤田組頭取藤田傳三郎	
287	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治21年	橋本小市代理須田浅市	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光壽	
288	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治21年	橋本小市代理須田浅市	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光壽	
289	印鑑証明願	明治21年2月	橋本小市	福岡区長山中立木	
290	地処登記済証下附願		藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	佐摩登記所	
291	印鑑証明願	明治21年3月	須田浅市	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光壽	
292	地券書換願	明治21年3月23日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長	
293	地券書換願	21年3月23日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 北林兼司	邇摩安濃郡長	
294	御届（火薬類買入許可願にかかる代理につき）	明治21年3月23日	大原順之助代谷川千代松	大森分署	
295	副申（火薬運搬許可証還納につき）	明治21年3月24日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助代谷川千代松	嶋根県大田警察署	
296	地所譲渡ニ付登記願		田中正容、藤田組頭取藤田 傳三郎代理北林兼司		
297	地所譲渡証	明治21年	譲渡人（無記名）、保証人（無記名）	藤田組頭取	
298	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）	明治21年3月	田中正容	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光壽	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
249	委任状之事	明治21年	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
250	委任状之事	明治21年	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
251	委任状之事	明治21年	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
252	委任状之事	明治21年2月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
253	委任状之事	明治21年2月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
254	委任状之事	明治21年2月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
255	委任状之事	明治21年2月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
256	委任状之事	明治21年2月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
257	委任状之事	明治21年2月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
258	寄留御届	明治21年1月	向井田司郎、 家主三宅丈一郎	佐摩外四村戸長宗岡光寿、 盛岡仁王村外五村戸長藤脇 吉愛	寄留者： 向井田カチ
259	[回答] (奈良博覧会 の鉱石出品の有無に 係る照会につき)	明治21年2月17日	大原順之助	佐摩村外四村戸長役場庶務係	
260	代理人御届 (所有地 納税につき)	明治21年2月	藤田傳三郎代理大原順之助、 代人田中正容	仁万外四村戸長安井好尚	
261	地券下附願		小割安三郎	邇摩安濃郡長中村秀年	
262	鉱業用火薬類買入願	明治21年2月18日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
263	御払下地御引渡二付 請書	明治21年2月24日	藤田傳三郎代理大原順之助、 隣地主橋本武一郎、同柳原 喜代作	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
264	委任状之事	明治21年2月	橋本小市		部理代人： 須田浅市
265	印鑑証明願	明治21年2月18日	橋本小市	福岡区長山中立木	
266	御届 (地目変換の手 続予定につき)	明治21年2月25日	藤田傳三郎代理大原順之助	仁万外四村戸長安井好尚	
267	御払下地賦税御検査願	明治21年2月	藤田傳三郎代理大原順之助	嶋根県知事籠手田安定	
268	副申 (火薬運搬許可 証還納につき)	明治21年2月27日	鉱業人藤田傳三郎代理大原 順之助	島根県大田警察署	
269	鉱業用火薬類買入願	明治21年3月1日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
270	[添状] (鉱石式塊出 品のため差出につき)	明治21年2月29日	藤田組鉱山所大原順之助	佐摩村外四ヶ村役場庶務課	
271	目録(鉱石出品につき)	明治21年3月	藤田組大森鉱山所	奈良大仏博覧会	
272	[添状] (奈良大仏博 覧会出品目録差出に つき)	明治21年3月6日	藤田組大森鉱山所 大原順之助	佐摩外四村戸長役場庶務課	
273	[自用乗馬使用届]	明治21年2月28日	大原順之助代理上野肅次郎	邇摩安濃郡長中村秀年	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
227	委任状	明治20年10月31日	大原順之助		部理代人： 北林兼司
228	鉱業用火薬買入願	明治20年11月12日	鉱業人藤田傳三郎代印 大原順之助	島根県大田警察署	
229	[回答] (笹田助次郎 出頭要請につき)	明治20年11月16日	藤田組大森鉱山所	佐摩外四村戸長役場租税係	
230	[開申] (銀銅単価報 告差し替えにつき)	明治20年12月7日	藤田傳三郎代大原順之助	邇摩安濃郡役所第一課	
231	副申 (火薬運搬許可 証還納につき)	明治20年12月9日	鉱業人藤田傳三郎代 大原順之助	島根県大田警察署	
232	官地 ^(新) 地御払下願	明治20年9月12日	藤田組頭取藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定	図面写し
233	[開申] (官有地払下 に係る検査時の御尋 につき)	明治20年12月13日	藤田傳三郎代大原順之助	佐摩外四村戸長役場租税係	
234	鉱業用火薬買入願	明治20年12月16日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
235	[副申] (当鉱山景況 并盛衰の原由報告に つき)	明治20年12月18日	藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡役所第一課	
236	現況報告書	明治20年12月18日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安の郡役所第一課	
237	[上申] (当鉱山景況 并盛衰の原由報告の 期日につき)	明治21年1月9日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安の郡役所第一課	
238	副申 (火薬運搬許可 証還納につき)	明治21年1月13日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
239	御届 (事務所設置及び 事業所の名称につき)	明治21年1月14日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署大森分署、 邇摩安の郡長中村秀年、佐 摩外四村戸長宗岡光寿	
240	鉱業用火薬類買入願	明治21年1月16日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
241	副申 (明治二十一年 度借区納税額誤謬の ため切符再下付願に つき)	明治21年1月24日	鉱業人藤田傳三郎代理 大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
242	[回答] (山陰新聞掲 載記事に関する照会 につき)	明治21年2月2日	大森鉱山所大原順之助	邇摩安濃郡役所第一課	
243	御届 (官有地払下に 係る代金上納につき)	明治21年2月6日	藤田傳三郎代理大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
244	委任状之事	明治21年	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
245	委任状之事	明治21年	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
246	委任状之事	明治21年	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
247	委任状之事	明治21年	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
248	委任状之事	明治21年	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
202	銃業用火薬買入願	明治20年10月3日	銃業人廣田義二郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
203	御届（大原順之助帰山により代理解任につき）	明治20年10月10日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安濃郡長、大森分署、佐摩外四村戸長	
204	銃業用火薬買入願	明治20年10月14日	銃業人廣田義二郎代理 大原順之助	島根県大田警察署大森分署	
205	寄留移転御届	明治20年10月14日	大原順之助、 家主高橋豊次郎	大森分署、佐摩外四村戸長	
206	出寄留御届	明治20年 ^(10月) 1月20日	大原順之助、 家主高橋豊次郎	兵庫県丹波国多紀郡八上村 外拾七村戸長佐久馬清十郎	
207	[旧坑道使用許可再願]	明治20年10月21日	藤田傳三郎代人大原順之助	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光寿	
208	委任状之事	明治20年 月 日	浅田市兵衛		部理代人： 大原順之助
209	委任状之事	明治20年 月 日	浅田市兵衛		部理代人： 大原順之助
210	委任状之事	明治20年 月 日	浅田市兵衛、久間琢馬		部理代人： 大原順之助
211	委任状之事	明治20年 月 日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
212	委任状之事	明治20年 月 日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
213	委任状之事	明治20年 月 日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
214	委任状	明治20年 月 日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
215	委任状	明治20年 月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
216	委任状	明治20年 月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
217	委任状	明治20年 月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 北林兼司
218	[旧坑道使用許可に係る付属図面下げ渡し願]	明治20年10月22日	藤田組頭取藤田傳三郎代人 大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
219	御届（大原順之助出張不在中の代理につき）	明治20年10月27日	銃業人藤田傳三郎代理 大原順之助	郡長、分署、戸長	
220	銃業用火薬買入願	明治20年10月27日	銃業人藤田傳三郎代理大原 順之助代人北林兼司	島根県大田警察署大森分署	
221	[火薬運搬許可証還納届]	明治20年10月	銃業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	島根県大田警察署	抹消
222	[火薬運搬許可証還納届]	明治20年	銃業人藤田傳三郎代理 大原順之助代北林兼司	島根県大田警察署	抹消
223	[火薬運搬許可証還納届]	明治20年11月	銃業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
224	[火薬運搬許可証還納届]	明治20年11月	銃業人藤田傳三郎代理 大原順之助	島根県大田警察署	
225	御届（大原順之助帰山により代理解任につき）	明治20年11月2日	銃業人藤田傳三郎代理 大原順之助	郡長、分署、戸長	
226	買銃二付願	明治20年11月4日	譲渡人三宅珠吉、譲受人 大原順之助	島根県大田警察署	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
178	[浅田市兵衛所有本屋一棟・製煉所二棟・雪隠一棟平面図]		持主浅田市兵衛代橋本為造		
179	雇用受証	明治20年4月1日	小川兵市、保証人斎藤吾助、全小割安三郎	藤田組鉦山所	
180	雇用請証	明治20年4月1日	小割安三郎、受人矢田澤吉、受人和田善三郎	藤田組鉦山所	
181	雇用受証	明治20年4月1日	三宅丈一郎、受人田中義太郎、全向井田司郎	藤田組鉦山所	
182	雇用受証				表題のみ
183	鉦業用火薬買入願	明治20年8月	鉦業人廣田義二郎代理大原順之助	鳥根県大田警察署	
184	委任状之事	明治20年8月	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
185	解任御届（廣田義二郎代理大原順之助解任につき）		委任者廣田義二郎、受任者大原順之助		
186	借区坑業譲受渡二付坑区券面名義書換願	明治20年8月	借区譲渡人廣田義二郎、借区譲受人藤田傳三郎代人大原順之助		
187	通洞譲渡二付仮券面名義書換願	明治20年8月	通洞譲渡人廣田義二郎、通洞譲受人藤田傳三郎代人大原順之助		
188	旧坑道使用願	明治20年	借区鉦業譲渡人廣田義二郎、借区鉦業譲受人藤田傳三郎代人大原順之助		
189	[製煉所増築并分析場建築届に係る図面]	明治20年9月	鉦業人廣田義二郎代大原順之助		No.190の添付図面
190	御届（製煉所増築并分析場建築につき）	明治20年9月	鉦業人廣田義二郎代大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
191	[龍源寺坑口見張所他建築届に係る粗図面]	明治20年9月	藤田傳三郎代大原順之助		192の添付図面
192	御届（龍源寺坑口見張所等新築につき）	明治20年9月	藤田傳三郎代大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
193	地所譲渡証	明治20年	廣田義二郎代人北林兼司	藤田傳三郎	
194	委任状ノ事	明治20年9月7日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
195	委任状之事	明治20年9月7日	藤田組頭取藤田傳三郎		部理代人： 大原順之助
196	[火薬庫建築届に係る図面]	明治20年8月	廣田義二郎代理大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	197の添付図面
197	御届（火薬庫建築につき）	明治20年8月	廣田義二郎代理大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿	
198	委任状之事	明治20年8月	藤田組頭取藤田傳三郎	鳥根県大田警察署大森分署	部理代人： 大原順之助
199	解任御届（廣田義二郎代理大原順之助解任につき）	明治20年9月	委任者廣田義二郎、大原順之助	鳥根県大田警察署大森分署	
200	地券書換願	明治20年9月	藤田組頭取藤田傳三郎代理大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
201	御届（大原順之助出張不在中の代理につき）	20年9月24日	廣田義二郎代大原順之助	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光寿、大森分署	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
155	地所譲渡証		譲渡人浅田市兵衛、全久間 琢馬、兩人代理大原順之助	廣田義二郎	
156	御証明願（登記法第 四〇条に基づき所有 者たることにつき）		浅田市兵衛、久間琢馬、兩 人代理大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	「是レハ重服ニ 付取消ス」
157	譲受渡地券書換願		譲渡人浅田市兵衛、同久間 琢馬、兩人代理大原順之助、 廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長	
158	火薬買入願	明治20年7月23日	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	大田警察署	
159	御願（開鋳のため火 薬を以て石割につき）	明治20年7月23日	鋳業人廣田義二郎代 大原順之助	大田警察署大森分署	
160	御届（火薬買入のた め出頭代理につき）	20年7月23日	大原順之助	大田警察署	代理：門脇格造
161	火薬庫建設落成ニ付 御検査願	明治20年7月26日	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	大田警察署	
162	火薬買入願	明治20年7月26日	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	大田警察署	
163	御届（火薬買入のた め出頭代理につき）	明治20年7月26日	大原順之助	大田警察署	
164	鋳業用火薬類買入願	明治20年8月9日	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	大田警察署	
165	鋳業用火薬買入願	明治20年7月	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	嶋根県大田警察署	
166	御届（大原順之助出張 不在中の代理につき）	明治20年7月26日	大原順之助	郡長、戸長、警察分署	代理： 谷川千代松
167	御払下地御引渡ニ付 御請	明治20年8月	御払下願人小割安三郎、 隣地主川村タケ	佐摩村外四ヶ村戸長	
168	御届（火薬買入のた め出頭代理につき）	明治20年8月3日	谷川千代松	嶋根県大田警察署	
169	御届（大原順之助帰 山により代理解任に つき）	明治20年8月3日	大原順之助	郡長、戸長、分署	
170	委任状	明治20年8月5日	谷川千代松		部理代人： 高田安太郎
171	御届（火薬買入のた め出頭代理につき）	明治20年8月9日	大原順之助	大田警察署	
172	鋳業用火薬買入願	明治20年8月15日	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	嶋根県大田警察署	
173	御届（火薬買入のた め出頭代理につき）	明治20年8月15日	大原順之助	大田警察署	
174	御届（大原順之助出張 不在中の代理につき）	明治20年8月17日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安ノ郡長、大森分署、 佐摩外四ヶ村戸長	代理： 谷川千代松
175	鋳業用火薬買入願	明治20年8月22日	鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助代谷川千代松	嶋根県大田警察署	
176	御届（火薬買入免シ 手形下げ渡しに係る 出頭代理につき）	明治20年8月22日	大原順之助代谷川千代松	嶋根県大田警察署	
177	御届（大原順之助出張 不在中の代理につき）	明治20年8月23日	廣田義二郎代大原順之助	郡長、分署、戸長	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
130	建物譲渡証書	明治20年7月	譲渡人浅田市兵衛代理大原順之助、保証人（無記名）	廣田義二郎	
131	[譲渡建物図面]	明治20年7月	譲渡人浅田市兵衛代理大原順之助	廣田義二郎	No.131の添付図面
132	建物譲渡ニ付登記願		譲渡人浅田市兵衛代人大原順之助、廣田義二郎代理北林兼司		
133	建物登記済 ^(註) 下附願		廣田義二郎代理北林兼司	佐摩登記所	
134	火薬買入願	明治20年7月10日	鉦業人廣田義二郎代理大原順之助代理谷川千代松	大田警察署	
135	御届（火薬買入のため出頭代理につき）	明治20年7月10日	大原順之助代谷川千代松	大田警察署	代理：須田浅市
136	御届（大原順之助帰山により代理解任につき）	明治20年7月12日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安ノ郡長、佐摩外四ヶ村戸長、大森分署	
137	火薬買入願	明治20年7月21日	鉦業人廣田義二郎代理大原順之助	大田警察署	
138	御届（火薬買入のため出頭代理につき）	20年7月21日	大原順之助	大田警察署	代理：村上米作
139	印鑑証明願	20年7月21日	大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	抹消
140	地所譲渡ニ付登記願		廣田義二郎代理北林兼司		
141	地所登記済証下付願		廣田義二郎代理北林兼司	佐摩登記所	
142	地券書換手数料上納証		廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
143	譲受渡地券書換願		田中勘二郎、銀山鉦業人廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
144	地所譲渡ニ付登記願		譲渡人浅田市兵衛代理人大原順之助、廣田義二郎代理北林兼司		
145	地所登記済証下付願		廣田義二郎代理北林兼司	佐摩登記所	
146	地所譲渡証		譲渡人浅田市兵衛、同久間琢馬、兩人代理大原順之助	廣田義二郎	
147	地券書換手数料上納証		廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長	
148	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）		浅田市兵衛、大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
149	譲受渡地券書替願		譲渡人浅田市兵衛代理大原順之助、廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
150	地所譲渡ニ付登記願		譲渡人浅田市兵衛、全久間琢馬、兩人代理大原順之助、廣田義二郎代理北林兼司		
151	地所登記済証下付願		廣田義二郎代理北林兼司	佐摩登記所	
152	譲受渡地券書換願		譲渡人浅田市兵衛、同久間琢馬、兩人代理大原順之助、廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
153	御証明願（登記法第四〇条に基づき所有者たることにつき）		浅田市兵衛、久間琢馬、兩人代理大原順之助	佐摩外四村戸長宗岡光寿	
154	地券書替手数料上納証		廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
105	寄留人転居御届	明治20年6月10日	(転居先) 竹下貞市、 寄留者川島久吉	佐摩外四村戸長宗岡光壽、 大森分署、原籍戸長役場、 当所組長	
106	寄留人転居御届	明治20年6月8日	(転居先) 岸本トキ、 寄留者向井田司郎	佐摩外四村戸長宗岡光壽、 組長、大森分署、原籍戸長 藤根吉愛	抹消
107	火薬買入御願	明治20年6月13日	鉱業人廣田義二郎代谷川千 代松	大田警察署	
108	御届(大原順之助帰 山により代理任に つき)	明治20年6月19日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、警 察分署、村役場	
109	御届(大原順之助出張 不在中の代理につき)	明治20年6月23日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、大 森分署長、佐摩外四村戸長	代理： 谷川千代松
110	御願(大森銀山開業式 への御臨場につき)	20年6月24日	借区鉱業人廣田義二郎代大 原順之助	島根県農商課長藤岡直蔵	
111	御届(大原順之助出張 不在中の代理につ き)	20年6月23日	廣田義二郎代大原順之助	郡長、戸長、警察	代理： 谷川千代松
112	御届(火薬買入のため 出頭代理につき)	20年6月23日	大原順之助代谷川千代松	大田警察署	代理： 高田安太郎
113	印鑑証明願	20年6月23日	谷川千代松	戸長	
114	印鑑届		谷川千代松	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
115	火薬買入願	20年6月23日	鉱業人廣田義二郎代大原順 之助代谷川千代松	大田警察署	
116	火薬買入願	明治20年6月30日	鉱業人廣田義二郎代理大原 順之助代理谷川千代松	大田警察署	
117	御届(火薬買入のため 出頭代理につき)	明治20年6月30日	大原順之助代谷川千代松	大田警察署	代理： 高田安太郎
118	委任状之事	明治20年6月	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
119	御届(大原順之助帰 山により代理任に つき)	明治20年7月1日	廣田義二郎代大原順之助	大森分署、邇摩安ノ郡長、 佐摩外四ヶ村戸長	
120	委任状之事	明治20年5月	久間琢馬、浅田市兵衛		部理代人： 大原順之助
121	印鑑証明願	明治20年5月16日	浅田市兵衛	西成郡川崎村戸長加藤重兵衛	
122	印鑑証明願	明治20年5月16日	久間琢馬	北区長増田潤	
123	委任状之事	明治20年5月30日	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
124	寄留御届	明治20年7月4日	(寄留先) 川村リエ、 寄留者吉岡三次郎	警察署、戸長役場、原籍戸長	
125	火薬買入願	明治20年7月7日	鉱業人廣田義二郎代理 大原順之助代理谷川千代松	大田警察署	
126	御届(火薬買入のため 出頭代理につき)	明治20年7月7日	大原順之助代谷川千代松	大田警察署	
127	官有地御払下ケ願	明治19年11月20日	小割安三郎	嶋根県知事箆手田安定	添付図面写
128	御払下地荒地免税年 季御附与願	明治20年7月	小割安三郎、佐摩村外四ヶ 村戸長宗岡光壽	嶋根県知事箆手田安定	
129	野取実測図面帳	明治20年7月	小割安三郎、佐摩村外四ヶ 村戸長宗岡光壽	嶋根県知事箆手田安定	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
83	御受書（昆布山谷鉱業借区地内にて発掘品御下げ渡しにつき）	明治20年 ⁽⁵²⁾ 4月4日	廣田義二郎代大原順之助	島根県大田警察署大森分署	
84	火薬買入御願	明治20年5月7日	鉱業人廣田義二郎代大原順之助	島根県大田警察署	
85	副申書御下渡願（堀伴成と廣田義二郎との間にて和議成立につき）	明治20年5月9日	譲渡人小川兵市、全田中義太郎、譲受人廣田義二郎代大原順之助	島根県知事籠手田安定代理 島根県書記官中条政恒	
86	委任状	明治20年5月	廣田義二郎		部理代人： 北林兼司
87	御届（大原順之助上阪不在中の代理につき）	明治20年5月14日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、大森分署、佐摩外四村戸長役場	代理： 谷川千代松
88	委任状	明治20年5月	廣田義二郎	佐摩登記処	部理代人： 北林兼司
89	印鑑届	明治20年5月25日	廣田義二郎代理北林兼司	佐摩外四村戸長宗岡光壽	「廃物トナル」
90	印鑑証明願	明治20年6月3日	廣田義二郎代理北林兼司	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	「廃物トナル」
91	地所譲与ニ付登記願	明治20年6月3日	譲与人堀伴成代理宗岡光養、譲受人廣田義二郎代理北林兼司		
92	地所登記済証下付願	明治20年6月3日	廣田義二郎代理北林兼司	佐摩登記所	
93	譲受渡地券書換願	明治20年6月3日	譲与人堀伴成代理宗岡光養、譲受人廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
94	地券書換手数料上納証	明治20年6月3日	廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
95	御届書（借区出願地内不承諾地主との譲与示談成立につき）	明治20年5月10日	旧借区稼業人小川兵市、全田中義太郎、現借区稼業人廣田義二郎代人大原順之助、地処旧持主田辺太仲	島根県知事籠手田安定代理 島根県書記官中條政恒	
96	御届書（借区出願地内不承諾地主との貸借契約成立につき）	明治20年5月14日	旧借区鉱業人小川兵市、全田中義太郎、現借区鉱業人廣田義二郎代人大原順之助、地主橋本武一郎代人橋本愛吉、地主金銅實叫代人橋本愛吉、横山兵三郎	島根県知事籠手田安定代理 島根県書記官中條政恒	
97	火薬買入御願	明治20年5月21日	鉱業人廣田義二郎代谷川千代松	島根県大田警察署	
98	地所譲渡ニ付登記願	明治20年6月2日	譲渡人宮崎彌三郎代理宗岡光養、譲受人廣田義二郎代理北林兼司		
99	地所登記済証下付願	明治20年6月2日	廣田義二郎代理北林兼司	佐摩登記処	
100	譲受渡地券書換願	明治20年6月2日	譲渡人宮崎彌三郎代理宗岡光養、譲受人廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年、戸長役場、郡衙	
101	地券書換手数料上納証	明治20年6月2日	廣田義二郎代理北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
102	寄留御届	明治20年5月30日	（寄留先）矢田澤吉、寄留者小川正次郎	仁王村戸長藤根吉愛、分署、佐摩外四村役場	
103	火薬買入御願	明治20年5月31日	鉱業人廣田義二郎代北林兼司	島根県大田警察署、村役場	
104	御届書（借区出願地内不承諾地主との貸借契約成立につき）	明治20年6月2日	旧借区稼業人小川兵市、全田中義太郎、現借区稼業人廣田義二郎代理大原順之助代人谷川千代松、亡福田啓次跡引受人吉田品吉	島根県知事籠手田安定	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
59	地所売渡証	明治20年4月11日	売渡本人内田吉太郎、 親戚兼保証人内田佐十	北林兼司	
60	印鑑証明願	明治20年4月	北林兼司	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
61	証明書御下付願	明治20年4月	内田吉太郎	佐摩外四ヶ村戸長宗岡光壽	
62	地所売買二付登記願	明治20年4月	売渡人内田吉太郎、 買受人北林兼司		
63	地所登記済証下付願	明治20年4月	北林兼司	佐摩登記所	「明治20年4月登 記済」
64	売買地券書換願	明治20年4月	売渡本人内田吉太郎、 買受人北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
65	地券書替手数料上納証	明治20年4月	北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
66	記（北林兼司名義の土 地藤田組所有につき）	明治20年4月	社員北林兼司	藤田組	
67	小銭文字種類及小石 梵字取調書	明治20年4月12日	大原順之助	大田警察署大森分署	
68	地目変換御届	明治20年4月23日	地主北林兼司	島根県知事籠手田安定代理 島根県書記官中條政恒	
69	火薬庫建設願	明治20年4月23日	鉦業人廣田義二郎代理 大原順之助	島根県知事籠手田安定代理 島根県書記官中條政恒	
70	火薬庫建設方法書	明治20年4月22日	鉦業人廣田義二郎代理 大原順之助		
71	御届（大原順之助不 在中の代理につき）	明治20年4月25日	廣田義二郎部理代人 大原順之助代北林兼司	大田警察署大森分署、佐摩 外四村戸長役場	「延引廃止トナ ル」
72	御願（開坑採鉦のた め火薬を以て石割に つき）	明治20年4月25日	鉦業人廣田義二郎代 北林兼司	島根県大田警察署大森分署	
73	火薬買入御願	明治20年4月25日	鉦業人廣田義二郎代 北林兼司	島根県大田警察署	
74	火薬買入御願	明治20年4月25日	鉦業人廣田義二郎代 北林兼司	島根県大田警察署、 戸長役場	「廃物トナル」
75	御願（開坑採鉦のた め火薬を以て石割に つき）	明治20年4月25日	鉦業人廣田義二郎代 北林兼司	島根県大田警察署大森分署	「廃物トナル」
76	寄留人転居御届	明治20年4月27日	（寄留先）矢田澤吉、 寄留転居者北林兼司	佐摩村外四村戸長宗岡光壽、 村役場、大森分署	
77	寄留御届	明治20年5月3日	（寄留先）川村リエ、 寄留者川島久吉	雑太郡相川羽田町外七拾 六ヶ町村戸長黒部権吉、寄 留所戸長役場、全分署	
78	寄留御届	明治20年5月3日	（寄留先）川村リエ	雑太郡相川羽田町外七十六 ヶ町村戸長黒部権吉、佐摩 外四村戸長役場、分署	寄留者吉岡三之吉
79	寄留御届	明治20年5月4日	（寄留先）川村リエ、 寄留者金子栄吉	雑太郡相川羽田町外七拾 六ヶ町村戸長黒部権吉、寄 留所轄戸長役場、分署	
80	地券状村名訂正願	明治20年5月3日	地主北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
81	[答申]（龍源寺旧坑 使用上、浅田市兵衛 所有地との関係有無 につき）	明治20年4月15日	廣田義二郎代大原順之助	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
82	御届（坑夫雇夫の喫 食報知のため報時鐘 につき）	明治20年5月3日	鉦業人廣田義二郎代 大原順之助	島根県大田警察署大森分署	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
38	売買地券書換願	明治20年2月23日	売渡本人廣山常治、 買請人北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
39	地券書換手数料上納書	明治20年2月23日	北林兼司	邇摩安濃郡長中村秀年	
40	小作掛り受証	明治20年2月	小作人廣山常次、 請相人上野久四郎	北林兼司	
41	地所買請ニ付返り証	明治20年2月24日	藤田組社員北林兼司、 受人柳原喜代作	廣山常次	
42	記（北林兼司名義の土地 藤田組所有につき）	明治20年2月24日	社員北林兼司	藤田組	
43	寄留人転居御届	明治20年3月9日	（寄留転居先）光田ヒロ、 寄留転居者大原順之助	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
44	寄留御届	明治20年3月10日	宿屋営業人三宅丈一郎、 寄留者谷川千代松	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
45	[代人願]（浜田裁判 所より小川兵市喚起 の儀につき）				
46	上申書（堀伴成所有 地の貸借契約に関し 松江へ出張につき）	明治20年3月11日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
47	副申書（借区地主と して調印の安田廣吉 資格之儀御尋につき）	明治20年3月11日	廣田義二郎代大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年	
48	委任状	明治19年9月	小割安三郎外三拾八名		部理代人：高橋 富三郎、三原幾 次、小割安三郎、 三宅丈一郎、安 田廣吉
49	[書簡]（社員谷川千代 松を以て談示置候一件 進捗状況照会につき）	20年3月25日	大原順之助	堀伴成、堀礼造	
50	副申書（堀伴成所有地 の貸借契約取結難航の ため調停願につき）	明治20年3月28日	廣田義二郎代大原順之助	島根県知事籠手田安定代理 嶋根県書記官中條政恒	「更ニ別書ト引 換ニ付取下ヲナ シタルモノ」
51	副申（本月十日郡役処 御掛審之御諭示につき 副申書へ署名願）	明治20年3月28日	廣田義二郎代大原順之助	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
52	委任状之事	明治20年3月23日	廣田義二郎		部理代人： 鈴木正吉
53	委任状之事	明治20年4月	廣田義二郎		代言人：矢野勝
54	副申書（堀伴成所有 地の契約取結の示談 難航のため調停願に つき）	明治20年4月24日	譲渡人小川兵市、全田中義 太郎、譲受人廣田義二郎代 大原順之助	嶋根県知事籠手田安定代理 嶋根県書記官中條政恒	
55	寄留御届	明治20年1月20日	宿屋営業人三宅丈一郎、 寄留者大原順之助	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
56	寄留御届	明治20年2月17日	宿屋営業人三宅丈一郎、 寄留者鈴木正吉	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
57	寄留御届	明治20年3月	（寄留先）高田安太郎、 寄留者向井田司郎	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
58	遺失物堀得ニ付御届 （昆布山谷新坑口開鑿 に係る遺物につき）	明治20年4月12日	借区鋳業人廣田義二郎代理 大原順之助	島根県大田警察署大森分署	

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
15	借区譲受渡ノ件ニ付 手続上申書	19年11月30日	廣田義二郎代人大原順之助	島根県農商課	
16	意見上申書（借区開 坑願に係る堀伴成と の熟議不成立につき）	明治19年12月4日	廣田義二郎代人大原順之助	島根県農商課	
17	御届（大原順之助帰 山につき）	明治19年12月11日	大原順之助	邇摩安濃郡長中村秀年、 佐摩村戸長宗岡光寿	
18	共有山ノ義ニ付奉答書	明治19年12月11日	廣田義二郎代人大原順之助、 小川兵市、田中義太郎	島根県農商課	
19	共有山之義ニ付理由書	明治19年12月10日	共有山惣代人門脇格造、保証 人高橋富三郎、保証人小割安 三郎、保証人高田安太郎	廣田義二郎代大原順之助	
20	証（出願時の調印に つき約定書）	明治15年6月	銀山共有山惣代人門脇格造	小川兵市外壺名	明 治19年12月11 日付小川兵市、田 中義太郎の奥印
21	副申書（借区并増借区 出願地内における不承 諾地主無印につき）	明治19年12月11日	譲渡人小川兵市、同田中義 太郎、譲受人廣田義二郎代 人大原順之助		
22	証（開業出願時の調 印につき約定書）	明治15年6月	地主福田吉太	小川兵市外一名	明治19年12月11 日付で小川兵 市、田中義太郎 の奥印
23	[具申書]（上申書四 通提出につき）	19年12月11日	廣田義二郎代人大原順之助、 小川兵市、田中義太郎	島根県農商課	
24	事務所新築御届	明治20年1月6日	廣田義二郎代理大原順之助	佐摩村外四村戸長宗岡光寿	同日付組長上野 栄次郎の奥印
25	[事務所新築に係る 借地図面]	明治20年1月	廣田義二郎代理大原順之助、 地主三原幾次		
26	寄留御届	明治20年1月23日	宿屋営業人三宅丈一郎、 寄留者嶋村彦三	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
27	借区譲受渡并ニ増借 区出願御指令ノ義ニ 付御伺	明治20年1月24日	借区譲渡人小川兵市、全田 中義太郎、廣田義二郎代理 借区譲受人大原順之助	嶋根県知事籠手田安定	
28	寄留出立御届	明治20年2月20日	宿屋営業人三宅丈一郎、 寄留者嶋村彦三	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光 寿、太田警察署大森分署	
29	副申書（借区出願地内 の堀伴成所有地は不承 諾地の取扱につき）	明治20年2月24日	譲渡人小川兵市、全田中義 太郎、譲受人廣田義二郎代 大原順之助		「更ニ別書ト引 換ニ付取下ヲナ シタルモノ」
30	開申書（堀伴成所有 地貸渡に係る約定取 結の経緯につき）	明治20年2月3日	安田廣吉、証人小割安三郎	廣田義二郎代理大原順之助	
31	寄留御届	明治20年2月23日	宿屋営業人三宅丈一郎、 寄留者北林兼司	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
32	印鑑届	明治20年2月23日	北林兼司	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
33	地所売渡証	明治20年2月23日	売渡本人廣山常次、 親戚兼保証人上野久四郎	北林兼司	
34	印鑑証明願	明治20年2月23日	北林兼司	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
35	証明書御下付願	明治20年2月23日	廣山常次	佐摩村外四村戸長宗岡光壽	
36	地所売買ニ付登記願	明治20年2月23日	売渡人廣山常次、 買受人北林兼司		
37	地所登記済証下付願	明治20年2月23日	北林兼司	佐摩登記所	「明治20年2月24 日登記済」

「要書録」文書一覧(1)

上野家(下博多屋)文書13-4

No.	表 題	年月日	発 信 者	受 信 者	備 考
近代史料集 第一集					
1	借区譲り受御届	明治19年9月20日	廣田義二郎代人大原順之介	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽、邇摩安濃郡長中村秀年	
2	借区坑業譲受渡并増借区御願	明治19年10月7日	借区坑業譲渡人小川兵市、全田中義太郎、借区坑業譲受及増借区出願人廣田義二郎代人大原順之助		
3	借区坑業譲受渡并増借区願之義二付副申書	明治19年10月7日	借区坑業譲渡人小川兵市、全田中義太郎、借区坑業譲受及増借区出願人廣田義二郎代人大原順之助		
4	不承諾孕地明細書	明治19年10月7日	譲渡人小川兵市、同田中義太郎、譲受人廣田義二郎代人大原順之助		
5	委任状之事	明治19年9月9日	廣田義二郎	島根県知事籠手田安定	同年10月7日付で受任者大原順之助の奥印
6	通洞仮券名前御書換願	明治19年10月7日	通洞譲渡人小川兵市、同田中義太郎、通洞譲受人廣田義二郎代人大原順之助		
7	旧坑道使用願	明治19年10月7日	通洞出願人廣田義二郎代人大原順之助		
8	借区并通洞図面上連印者扣		借区：借区譲渡人小川兵市、全田中義太郎、借区譲受并増借区出願人廣田義二郎代人大原順之助、地主惣代高橋富三郎、同三原幾次、全小割安三郎、全三宅丈一郎、全安田廣吉、全長見幾三郎、全上野久四郎、地元戸長宗岡光壽		
			通洞：願人廣田義二郎代人大原順之助、地主惣代高橋富三郎、全三原幾二、全小割安三郎、全三宅丈一郎、全安田廣吉、全田中正容、地元戸長宗岡光壽、全安井好尚		
9	委任状写御引換願	明治19年11月15日	大原順之助代人鈴木正吉	佐摩外四村戸長宗岡光壽	
10	借区図面上小字界線及每字坪数記載無之理由御尋ニ付答仲書	明治19年11月1日	廣田義二郎代人大原順之助	島根県農商課	
11	願書(銀山町借区願地実測図上字界線一件理由書の可否通達願)	明治19年11月11日	廣田義二郎代人大原順之助	島根県農商課	
12	願(大田警察署大森分署新築費献納につき)	明治19年11月20日	廣田義二郎代理大原順之助	島根県知事籠手田安定	抹消、「此分不用奥ニ改正」
13	御届(庶玄第二七九号御達に対し出願につき)	12月22日	大原順之助	佐摩村外四ヶ村戸長宗岡光壽	
14	警察分署寄附金之義二付願	明治19年11月26日	廣田義二郎代理大原順之助	熊谷信常、川北徹藏、松原小兵衛	

石見銀山近代史料集 第三集

編集

島根県教育委員会（松江市殿町一番地）

発行

島根県教育委員会

大田市教育委員会（大田市大田町大田口一―一―番地）

島根県教育庁文化財課世界遺産室

（☎〇八五二―二二一五六四二）

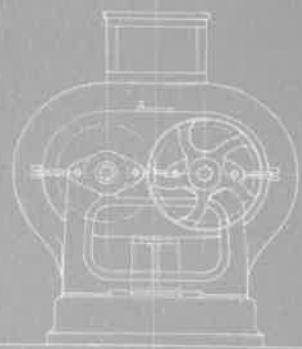
URL <http://www.pref.shimane.lg.jp/sekaisan/>

発行日

平成三十（二〇一八）年 三月十六日

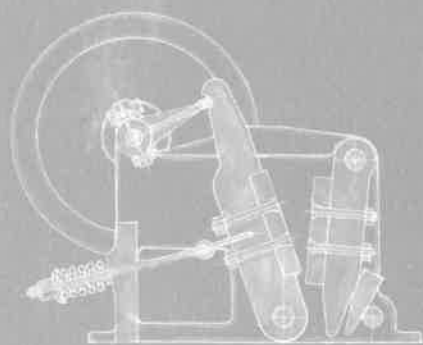
印刷

株式会社 報光社

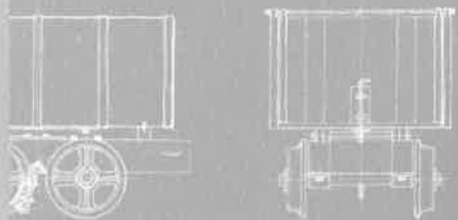


三番形鼓風機

破砕機



平鎖運



平鎖運形簡略

